第1節 計画の目的及び方針

(略)

第2 計画の構成

本計画は、本編「第1部 総則」、「第2部 一般災害対策計画」、「第3部 震災対策計画」、「第4部 原子力災害対策計画」、「第5部 事故対策計画」、「第6部 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策計画」と「資料編」により構成する。「第2部 一般災害対策計画」は、風水害を中心に災害全般について整理し、「第3部 震災対策計画」、「第4部 原子力災害対策計画」、「第5部 事故対策計画」、「第6部 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策計画」においては、その災害の特性から特に必要な項目のみ整理する。

第1節 計画の目的及び方針

(略)

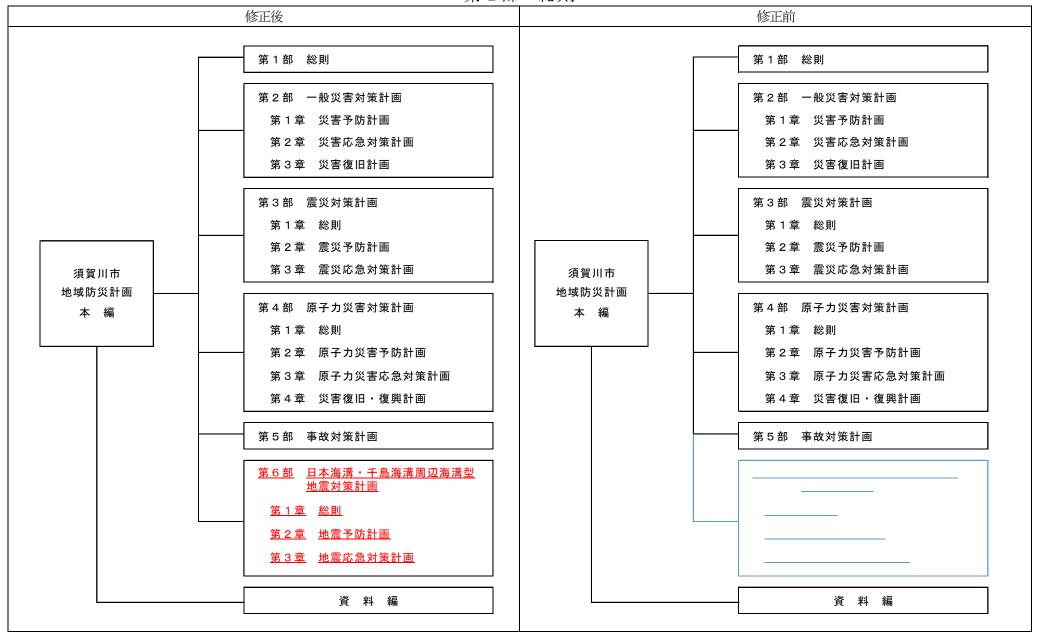
第2 計画の構成

本計画は、本編「第1部 総則」、「第2部 一般災害対策計画」、 「第3部 震災対策計画」、「第4部 原子力災害対策計画」、「第5部 事故対策計画」

___と「資料編」により構成する。「第2部 一般災害対策計画」は、風水害を中心に災害全般について整理し、「第3部 震災対策計画」、「第4部 原子力災害対策計画」、「第5部 事故対策計画」」_____

においては、その災害の特性

から特に必要な項目のみ整理する。



第3 計画の基本方針

本計画の策定、推進において、以下の事項を基本とする。

なお、本計画に基づく施策の推進に当たっては、平成27 (2015) 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」 の理念を踏まえながら取り組む。

<関係法令等の遵守>

災害対策基本法、その他関係法令を遵守するとともに、国・県の防災に関する計画との整合を図るものとする。

<防災・減災事業の推進>

風水害、地震災害の被害の防止、軽減を図るため、関係機関と連携し、 治山、治水等の防災・減災事業の推進を図る。

<施設・設備・資機材等の整備>

市及び防災関係機関は、円滑な防災活動が遂行できるよう、施設・設備・資機材の整備を図る。

<ライフライン施設の強化>

上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設が被害を受けると、 応急対策の実施、市民の生活に多大な影響を及ぼすため、事業者は施設 の安全の強化を図る。

<防災関係機関相互の協力体制の強化>

災害時の防災機関の活動が的確、総合的かつ円滑に実施できるよう、防 災関係機関相互の応援協力体制の確立を図る。

<地域の防災力の強化>

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関が実施する応急活動には限 界があり、地域における市民の積極的な活動が非常に重要となるため、

第3 計画の修正

災害予防計画、災害応急対策計画をはじめ災害に関連する計画は、市、 県、国、防災関係機関が一体的に行うべきものであるため、県、国、防災 関係機関の計画の改訂、関係法令の改正、市の組織の改正、社会情勢の変 化等にあわせ、本計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修 正する。

第4 計画の周知徹底

市及び防災関係機関は、防災・減災教育、防災訓練、防災・減災に関する広報の実施等により職員及び市民に対し、本計画の周知徹底に努める。

第5 計画の基本方針

本計画の策定、推進において、以下の事項を基本とする。

<関係法令等の遵守>

災害対策基本法、その他関係法令を遵守するとともに、国・県の防 災に関する計画との整合を図るものとする。

<防災・減災事業の推進>

風水害、地震災害の被害の防止、軽減を図るため、関係機関と連携し、治山、治水等の防災・減災事業の推進を図る。

<施設・設備・資機材等の整備>

市及び防災関係機関は、円滑な防災活動が遂行できるよう、施設・ 設備・資機材の整備を図る。

自主防災組織の組織化、地域コミュニティの強化を図る。

<市民の防災に関する意識の高揚>

「自らの身の安全は自らが守る」を基本に市民自らが災害に対する手段 を備えるよう、市民の防災に関する意識の高揚を図る。

<発災直前及び発災後の活動目標>

活動区分ごとの基本的な活動目標について、災害の態様、状況に応じて検討して定める。

<要配慮者への対応>

急速な高齢化、国際化に伴い高齢者、外国人、観光客等が増大しており、要配慮者も増大しているため、これらの要配慮者に対して十分配慮した計画の策定を図る。

SDGs (Sustainable Development Goals) 平成27 (2015) 年9月に国連総会で採択 された、経済・社会・環境の三側面における 持続可能な開発を、総合的な取り組みとして 推進し、「誰一人取り残さない」持続可能で 多様性と包摂性のある社会を目指す、国際社 会の共通目標です。









第4 計画の修正

災害予防計画、災害応急対策計画をはじめ災害に関連する計画は、市、 県、国、防災関係機関が一体的に行うべきものであるため、県、国、防災 関係機関の計画の改訂、関係法令の改正、市の組織の改正、社会情勢の変 化等にあわせ、本計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修

修正前

<ライフライン施設の強化>

上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設が被害を受ける と、応急対策の実施、市民の生活に多大な影響を及ぼすため、事業者 は施設の安全の強化を図る。

<防災関係機関相互の協力体制の強化>

災害時の防災機関の活動が的確、総合的かつ円滑に実施できるよう、防災関係機関相互の応援協力体制の確立を図る。

<地域の防災力の強化>

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関が実施する応急活動に は限界があり、地域における市民の積極的な活動が非常に重要となる ため、自主防災組織の組織化、地域コミュニティの強化を図る。

<市民の防災に関する意識の高揚>

「自らの身の安全は自らが守る」を基本に市民自らが災害に対する 手段を備えるよう、市民の防災に関する意識の高揚を図る。

<発災直前及び発災後の活動目標>

活動区分ごとの基本的な活動目標について、災害の態様、状況に応じて検討して定める。

<要配慮者への対応>

急速な高齢化、国際化に伴い高齢者、外国人、観光客等が増大して おり、要配慮者も増大しているため、これらの要配慮者に対して十分 配慮した計画の策定を図る。

修正後	修正前
正する。	
第2節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務 の大綱	第 2 節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務 の大綱
第2 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱 (略)	第2 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱 (略)
3 指定地方行政機関 (略)	3 指定地方行政機関 (略)
3) 東北地方整備局 (<mark>郡山国道事務所・</mark> 福島河川国道事務所郡山出張所) ・災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援 ・直轄公共土木施設の整備と防災管理 ・洪水予警報等の発表及び伝達 ・水防活動の支援	3) 東北地方整備局 (福島河川国道事務所郡山出張所) ・災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援 ・直轄公共土木施設の整備と防災管理 ・洪水予警報等の発表及び伝達 ・水防活動の支援

第1部 総則

修正後 修正前 ・災害時における通行規制及び輸送の確保 ・災害時における通行規制及び輸送の確保 ・被災直轄公共土木施設の復旧 ・被災直轄公共土木施設の復旧 ・緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 ・緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 (略) (略) 4 自衛隊 (陸上自衛隊福島駐屯地・郡山駐屯地) 4 自衛隊(陸上自衛隊福島駐屯地 ・県、市町村、その他の防災関係機関が実施する応急的な災害対策の支援 ・県、市町村、その他の防災関係機関が実施する応急的な災害対策の支援 協力 協力 5 指定公共機関 5 指定公共機関 (略) (略) 7) 日本通運(株) (郡山支店県南ロジスティクス事業所) 7) 日本通運(株)(郡山支店須賀川営業所 ・災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 ・災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 (略) (略) 6 指定地方公共機関 6 指定地方公共機関 (略) (略) 須賀川医師会・須賀川歯科医師会・須賀川薬剤師会) 5) 医療関係機関((一社)須賀川医師会·須賀川歯科医師会·須賀川薬剤師会) 5) 医療関係機関(・ 医療助産等救護活動の実施 医療助産等救護活動の実施 ・救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 ・救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供

防疫その他保健衛生活動の協力

・防疫その他保健衛生活動の協力

第1部 総則

(略)

(略)

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(略)

9) (福) 須賀川市社会福祉協議会

・被災者の救援、その他災害時における応急対策の協力

修正後

(略)

第3節 須賀川市の概況

第1 位置及び面積

本市は、福島県のほぼ中央に

位置

____し、東西に37.9km、南北に16.5kmの広がりをもち、面積は279.43km²、 北は郡山市、南東は石川郡、南西は岩瀬郡に隣接している。

第2 地勢

本市は、東西に扁平な形状をなしており、西に那須連峰、東に阿武隈高地の山々が連なり、その間の中央部に平坦地が広がっている。中央部を南から北に向かって流れる阿武隈川、西部の山岳地帯から中央部の平坦地に向かって流れ、合流しながら阿武隈川に注ぎ込む釈迦堂川、滑川等があり、その流れに沿って肥沃な農耕地が広がっている。

(略)

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(略)

9) 須賀川市社会福祉協議会

・被災者の救援、その他災害時における応急対策の協力

修正前

(略)

第3節 須賀川市の概況

第1 位置及び面積

本市は、福島県のほぼ中央<u>東経140度22分、北緯37度17分</u>位置(市役所)し、東西に37.9km、南北に16.5kmの広がりをもち、面積は279.43km²、北は郡山市、南東は石川郡、南西は岩瀬郡に隣接している。

第2 地勢

本市は、東西に扁平な形状をなしており、<u>東に阿武隈山地、西に奥羽山</u> <u>系</u>の山々が連なり、その間の中央部に平坦地が広がっている。中央部を南から北に向かって流れる阿武隈川、西部の山岳地帯から中央部の平坦地に向かって流れ、合流しながら阿武隈川に注ぎ込む釈迦堂川、滑川等があり、その流れに沿って肥沃な農耕地が広がっている。

(略)

第4 活断層

県内には、<u>主に</u>活断層であることが確実なもの(確実度 I)<u>から成る断層帯</u>として、「会津盆地西縁断層帯」、「福島盆地西縁断層帯」、「双葉断層」_____の4つ___がある。

本市周辺としては、栃木県に位置するが活断層であることが確実なもの(確実度 I)とされている「関谷断層」、活断層と推定されるもの(確実度 II)として、「江花-虫笠断層」、「川桁山断層」がある。

第5 人口

本市は、平成 17 (2005) 年 4 月 1 日に須賀川市、長沼町、岩瀬村が合併し、人口 8 万人の市となったが、平成 22 (2010) 年の国勢調査においては、人口 79,267 人、25,792 世帯、3.07 人/世帯、平成 27 (2015) 年の国勢調査においては、人口 77,441 人、26,345 世帯、2.94 人/世帯、令和 2 (2020) 年の国勢調査においては、人口 74,992 人、27,127 世帯、2.76 人/世帯となっている。総世帯数が増加傾向にある一方、一世帯当たりの人員は減少しており、世帯の少人数化が進んでいる。

第6 産業

<u>令和2 (2020)</u> 年における本市の就業構造は、第1次産業<u>8.0</u>%、第2次産業<u>31.5</u>%、第3次産業<u>60.5</u>%と就業者の半数<u>以上</u>が第3次産業に就業し、第1次産業就業者が減少、第3次産業が増加傾向にある。

農業においては、米、きゅうり、りんごといった特産品をはじめ、野菜、果物等の栽培が中心となっている。工業は、電気、金属、食料、情報、窯業が中心となっており、須賀川テクニカルリサーチガーデン内に用地を整備し、地域雇用と産業振興を推進している。商業は、県中地域第2都市として、県道須賀川二本松線沿いに商業集積されてきたが、近年は国

第4 活断層

県内には、____活断層であることが確実なもの(確実度 I) ____として、「会津盆地西縁断層帯」 ____、「福島盆地西縁断層帯」、「双葉断層」、「大内ー倉村断層」の 4 つの活断層がある。

本市周辺としては、栃木県に位置するが活断層であることが確実なもの(確実度 I)とされている「関谷断層」、活断層と推定されるもの(確実度 II)として、「江花-虫笠断層」、「川桁山断層」がある。

第5 人口

本市は、平成 17______年4月1日に須賀川市、長沼町、岩瀬村が合併し、人口8万人の市となったが、平成22_____年の国勢調査においては、人口79,267人、25,792世帯、3.07人/世帯、平成27_____年の国勢調査においては、人口77,441人、26,345世帯、2.94人/世帯____

___となっている。総世帯数が増加傾向にある一方、一世帯当たりの人員 は減少しており、核家族化 が進んでいる。

第6 産業

<u>平成 27</u> 年における本市の就業構造は、第 1 次産業 <u>9.4</u>%、第 2 次産業 <u>31.9</u>%、第 3 次産業 <u>58.7</u>%と就業者の半数 が第 3 次産業に就業し、第 1 次産業就業者が減少、第 3 次産業が増加傾向にある。

農業においては、米、きゅうり、りんごといった特産品をはじめ、野菜、果物等の栽培が中心となっている。工業は、電気、金属、食料、情報、窯業が中心となっており、須賀川テクニカルリサーチガーデン内に用地を整備し、地域雇用と産業振興を推進している。商業は、県中地域第2都市として、県道須賀川二本松線沿いに商業集積されてきたが、近年は国

第1部 総則

道4号、市道1-20号線(東部環状線)沿いに郊外型の商業施設が立地している。

修正後

観光は、阿武隈山系の豊かな自然資源があり、国指定名勝「須賀川の牡丹園」や、釈迦堂川花火大会、長沼まつり、更に「松明あかし」には、毎年たくさんの観光客が訪れている。

【資料1-6】産業別就業人口

第7 土地利用

本市は、東西に長く、国道 4 号を軸とする中央部地域に市街地が形成され、それぞれ東西に優良な農業地が広がり、さらにそれらの東西に阿武隈山系、奥羽山系の良好な自然環境を有する地域が広がっている。

<u>令和 4 (2022)</u> 年の地目別の土地利用は、山林が <u>35.7</u>%と最も多く、田の <u>22.0</u>%、畑の <u>9.3</u>%と続き、宅地は 6.4%となっている。

(略)

第4節 災害履歴

第1 地震災害

昭和元年以降の福島県に被害を及ぼした主な地震は次のとおりである。

発生年月	名称 (震央地名)	震度等	被害場所・被害内容等
昭和2(1927)年 8月6日	(宮城県冲)	M6. 7 震度5 福島 震度4 小名浜、猪苗代	本宮町で土砂崩壊により4名が死亡。桑 折町でも1名重傷。
昭和8 (1933)年	昭和三陸地震	M <u>8. 1</u>	岩手県綾里湾で津波24m。県内は、福

道4号、市道1-20号線(東部環状線)沿いに郊外型の商業施設が立地している。

修正前

観光は、阿武隈山系の豊かな自然資源があり、国指定名勝「須賀川の牡丹園」や、釈迦堂川花火大会、長沼まつり、更に「松明あかし」には、毎年たくさんの観光客が訪れている。

【資料1-6】産業別就業人口

第7 土地利用

本市は、東西に長く、国道 4 号を軸とする中央部地域に市街地が形成され、それぞれ東西に優良な農業地が広がり、さらにそれらの東西に阿武隈山系、奥羽山系の良好な自然環境を有する地域が広がっている。

平成31 年の地目別の土地利用は、山林が35.9%と最も多く、田の22.1%、畑の9.4%と続き、宅地は6.4%となっている。

(略)

第4節 災害履歴

第1 地震災害

昭和元年以降の福島県に被害を及ぼした主な地震は次のとおりである。

ı		- 1 2 1 1 1 1 47	1:	
	発生年月	名称 <u>· 震源地</u>	震度等	被害場所・被害内容等
	昭和2(1927)年 8月6日	_(阿武隈川河口)_	M6. 9 福島5・小名浜4 ——	本宮町で土砂崩壊により4名が死亡。桑 折町でも1名重傷。
	昭和8(1933)年	三陸地震津波	M8. 3	岩手県綾里湾で津波24m。県内は、福

		修正後	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	修正前				
3月3日	(三陸沖)	震度5 福島、猪苗代 震度4 小名浜	浦・中村・磯部1~1.5m程度の津波。相 双で漁船流出5隻、原釜で堤防40間決 壊、床下浸水5棟。	3月3日	(三陸はるか沖)	福島5・小名浜4 ————————————————————————————————————	浦・中村・磯部1~1.5m程度の津波。相 双で漁船流出5隻、原釜で堤防40間決 壊、床下浸水5棟。	
昭和10(1935)年 7月19日	(茨城県沖)	M6. 9 震度5 小名浜 震度4 猪苗代	小津波の発生。	昭和10(1935)年 7月19日	(茨城県沖)	M6. 5 —— 小名浜5 ——	小津波の発生。	
昭和11 (1936)年 11月3日	宮城県沖地震(宮城県沖)	M7. 4 震度5 小名浜 震度4 福島、猪苗代	小津波の発生。屋根瓦・土蔵壁のはく 落、道路の亀裂等が発生。	昭和11 (1936)年 11月3日	宮城県沖地震(宮城県沖)	M <u>7. 7</u> 小名浜5・福島4 	小津波の発生。屋根瓦・土蔵壁のはく 落、道路の亀裂等が発生。	
昭和13 (1938)年 5月23日	(茨城県沖)	M7.0 震度5 福島、小名浜、 猪苗代	屋根瓦・土蔵壁のはく落250ヶ所、煙突 倒壊等7ヶ所、橋・堤防決壊6件。	昭和13 (1938)年 5月23日	(茨城県沖)	M <u>7. 1</u> —— 福島・小名浜5	屋根瓦・土蔵壁のはく落250ヶ所、煙突 倒壊等7ヶ所、橋・堤防決壊6件。	
昭和13 (1938)年 11月5日	(福島県沖)	M7. 5 震度5 福島、小名浜	津波が小名浜で1m、余震が小名浜92回、福島164回発生。浜通りで死者1名、負傷者9名、全壊4棟、半壊29棟、がけくずれ、道路の亀裂等の被害。	昭和13 (1938)年 11月5日	(福島県沖)	M <u>7. 7</u> ————————————————————————————————————	津波が小名浜で1m、余震が小名浜92 回、福島164回発生。浜通りで死者1 名、負傷者9名、全壊4棟、半壊29棟、 がけくずれ、道路の亀裂等の被害。	
昭和18(1943)年 8月12日	田島地震 (福島県会津)	M6. 2 震度3 白河	大沼郡尾岐村で重軽傷者6名、土蔵亀裂 760棟、土蔵壁落193件、住家壁落5戸。	昭和18(1943)年 8月12日	田島地震(福島県南部)	M <u>7. 7</u> —— 福島・小名浜5	大沼郡尾岐村で重軽傷者6名、土蔵亀裂 760棟、土蔵壁落193件、住家壁落5戸。	
昭和35 (1960) 年 5月24日	<u>チリ地震津波</u> (チリ南部)	M9. 5 (モーメントマグ ニチュード)	津波が小名浜で3.75m、富岡町・相馬市・磐城市・勿来市で4名死亡、負傷者2名、家屋浸水65棟、畑冠水5ha、堤防決壊2ヶ所、山くずれ1ヶ所、船舶流水出4隻の被害。	昭和35 (1960) 年 5月24日	<u>チリ津波地震</u> (チリ南部)	M <u>8. 5</u>	津波が小名浜で3.75m、富岡町・相馬市・磐城市・勿来市で4名死亡、負傷者2名、家屋浸水65棟、畑冠水5ha、堤防決壊2ヶ所、山くずれ1ヶ所、船舶流水出4隻の被害。	

		修正後		修正前				
昭和39 (1964) 年 6月16日	新潟地震 (新潟県下越冲)	M7.5 震度5 只見 震度4 福島、郡山、小 名浜、白河、若 松	会津坂下町・喜多方市等で負傷者12 名、全壊16棟、半壊37棟、道路破損22 ヶ所、がけくずれ17ヶ所。被害額5億 8,000万円。	昭和39(1964)年 6月16日	新潟地震(新潟県 沖)	M7. 7 —— —— —— —— —— 名浜・白河・若 松4	会津坂下町・喜多方市等で負傷者12 名、全壊16棟、半壊37棟、道路破損22 ヶ所、がけくずれ17ヶ所。被害額6億 8,000万円。	
昭和43 (1968) 年 5月16日	昭和43 (1968) 年 十勝沖地震 (青森県東方沖)	M7. 9 <u>震度4</u> <u>福島、小名浜、</u> <u>白河</u>	津波が小名浜で0.6m、鏡石町等で水路 決壊、床上浸水2棟、床下浸水4棟、田 冠水18ha、学校1件、他市町村で農業施 設8ヶ所の被害。被害額8,720万円。	昭和43 (1968)年 5月16日		M7. 9 	津波が小名浜で0.6m、鏡石町等で水路 決壊、床上浸水2棟、床下浸水4棟、田 冠水18ha、学校1件、他市町村で農業施 設8ヶ所の被害。被害額8,720万円。	
昭和53 (1978) 年 6月12日	昭和53(1978)年 宮城県沖地震 (宮城県沖)	M7. 4 震度5 ———————————————————————————————————	死者1名、重軽傷者49名、全壊6棟、半壊60棟、一部破損1,672棟の被害。被害額は27億7,756万円。	昭和53(1978)年 6月12日	宮城県沖地震(宮城県沖)	M7. 4 福島5小名浜・白 河・若松4 —— ——	死者1名、重軽傷者49名、全壊6棟、半 壊60棟、一部破損1,672棟の被害。被害 額は27億7,756万円。	
昭和62 (1987) 年 4月7日	(福島県沖)	M6. 6 震度5 小名浜 震度4 福島、白河	ガラスの破損などの被害。	昭和62 (1987)年 4月7日	(福島県沖)	M6. 6 <u>小名浜5・福島4</u> 	ガラスの破損などの被害。	
昭和62 (1987) 年 4月23日	(福島県沖)	M6.5 震度5 白河 震度4 温島、小名浜	軽傷者1名、半壊1棟、一部破損1棟の被 害。被害額1億5,751万円。	昭和62 (1987) 年 4月23日	(福島県沖)	M6. 5 <u>白河5 • 福島4</u> 	軽傷者1名、半壊1棟、一部破損1棟の被 害。被害額1億5,751万円。	

		修正後		修正前				
平成6 (1994) 年 12月18日	(福島県会津)	M5. 5 <u>震度4</u> <u>若松</u>	一部破損10棟。	平成6(1994)年 12月18日	(福島県中部)	M5. 5 ———————————————————————————————————	一部破損10棟。	
平成15 (2003) 年 5月26日	(宮城県沖)	M7.1 震度5弱 鹿島町、相馬 市、原町市、富 岡町、小高町、 都路村	一部破損住家124棟、公共建物12棟、そ の他建物17棟。	平成15 (2003) 年 5月26日	三陸南地震(宮城県沖)	M7.0 <u>鹿島町・相馬</u> 市・原町市・富 岡町・小高町5 弱	一部破損住家124棟、公共建物12棟、そ の他建物17棟。	
平成16 (2004) 年 10月23日	平成16(2004)年 新潟県中越地震 (新潟県中越地方)	M6.8 <u>震度5弱</u> <u>只見町、西会津</u> <u>町、柳津町</u>	一部破損住家1棟。	平成16 (2004)年 10月23日	新潟県中越地震(新潟県中越))	M6. 8 <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> 	一部破損住家1棟。	
平成17 (2005) 年 8月16日	(宮城県沖)	M7. 2 震度5強 国見町、川俣 町、相馬市、新 地町、鹿島町	一部破損590棟。	平成17 (2005)年 8月16日	(宮城県沖)	M7. 2 	一部破損590棟。	
平成20 (2008) 年 6月14日	平成20(2008)年 岩手・宮城内陸 地震(岩手県内陸 南部)	M7. 2 震度5弱 新地町	死者1名(いわき市海岸の岩場での落 石)	平成20 (2008) 年 6月14日	岩手・宮城内陸 地震(岩手県内陸 南部)	M7. 2 新地町5弱	死者1名(いわき市海岸の岩場での落 石)	

		1.1-1-1.11	<u>27.1 Lb</u>					
	1	修正後		修正前				
平成23(2011)年 3月11日	平成23(2011)年 東北地方太平洋 沖地震 (三陸冲)	M9.0 震度6強 白河市、須賀川市、国見町、鏡石町、天栄村、 楢葉町、富岡町、大熊町、浪江町、双葉町、	○福島県内被害状況(R4.8.1) 死者4,164名、重傷者20名、軽傷者163名 住家全壊15,469棟、住家半壊83,323棟、住家一部損壊141,057棟、住家床上浸水1,061棟、住家床下浸水351棟、公共建物被害1,010棟、その他建物被害36,882棟、福島第1原子力発電所事故○須賀川市被害状況(R4.8.1) 死者12名、軽傷者1名住家全壊1,249棟、住家半壊3,503棟、住家一部損壊10,557棟、住家床上浸水32棟、住家床下浸水30棟、公共建物被害93棟、その他建物被害947棟	平成23(2011)年 3月11日	東北地方太平洋沖地震(三陸沖)	M9.0 ————————————————————————————————————	○福島県内被害状況(R3.4.5) 死者4,152名、重傷者20名、軽傷者163名 住家全壊15,435棟、住家半壊82,783棟、住家一部損壊141,054棟、住家床上浸水1,061棟、住家床下浸水351棟、公共建物被害1,010棟、その他建物被害36,882棟、福島第1原子力発電所事故○須賀川市被害状況(R3.4.5) 死者12名、軽傷者1名住家全壊1,249棟、住家半壊3,503棟、住家一部損壊10,557棟、住家床上浸水32棟、住家床下浸水30棟、公共建物被害93棟、その他建物被害947棟	
令和3 (2021)年 2月13日	(福島県沖)	M7.3 震度6強 国見町、相馬 市、新地町 震度6弱 福島市、郡山 市、須賀川市、 伊達市、本宮 市、桑折町、川 侯町、天栄村、 南相馬市、広野 町、楢葉町、川 内村、大熊町、 双葉町、浪江町	○福島県内被害状況(R4.3.8) 死者2名、重傷者5名、軽傷者95名 住家全壊137棟、住家半壊2,785棟、住 家一部損壊20,614棟、公共建物被害519 棟、その他建物被害1,768棟 ○須賀川市被害状況(R4.3.8) 軽傷者5名 住家全壊4棟、住家半壊127棟、住家一 部損壊1,965棟、公共建物被害40棟	令和3(2021)年 2月13日	(福島県沖)	M7.3 国見町、相馬 市、新地町6強 福島市、郡山 市、須賀川市、 伊達市、本宮 市、桑折町、川 俣村、天栄村、 南相馬市、広野 町、楢葉町、川 内村、大熊町、 双葉町、浪江町 6弱	○福島県内被害状況(R3.4.16) 死者1名、重傷者5名、軽傷者95名 住家全壊 81棟、住家半壊 903棟、住 家一部損壊13,618棟、公共建物被害511 棟、その他建物被害 889棟 ○須賀川市被害状況(R3.4.16) 軽傷者5名 住家全壊4棟、住家半壊 72棟、住家一 部損壊1,578棟、公共建物被害40棟	

	修正後	修正前			
令和4(2022)年 3月16日 (福島県沖)	MT.4 震度6強 相馬市、南相馬 市、国見町 震度6弱 福島市、二本松 市、田村市、伊 達市、桑折町、 天栄村、楢葉 町、富岡町、大 熊町、双葉町、 浪江町、新地 町、飯舘村 町、飯舘村 の	(新規) ————————————————————————————————————			
(略)		(略)			

第3 林野火災・火災

昭和 50 年以降の本市で発生した主な林野火災、火災は次のとおりであ

∞0		
発生年月日	災害区分	被 害 場 所 ・ 被 害 内 容 等
(略)		
<u> 令和3(2021)</u> <u> 年9月6日</u>	<u>火災</u>	15:06 向陽町地内の住宅から出火、死者1名、全焼1棟。
<u> </u>	<u>火災</u>	16:23 北横田地内の住宅から出火、死者1名、全焼1棟。
令和4(2022) <u>年9月17日</u>	<u>火災</u>	12:48 小作田地内の空き家から出火、全焼1棟、部分焼2棟。

修正後

(略)

る。

第5節 被害想定

第1 地震災害

1 被害想定の概要

この被害想定は、福島県が<u>令和元(2019)</u>年から <u>4</u>か年かけて策定した「福島県地震・津波被害想定調査」の結果をまとめたものである。なおこの調査の概要は次のとおりである。

第3 林野火災・火災

昭和 50 年以降の本市で発生した主な林野火災、火災は次のとおりである。

発生年月日	災害区分		被	害	場	所	•	被	害	内	容	等	
(略)													
_(新規)													
		-											
(新規)													
		-											
(新規)													

修正前

(略)

第5節 被害想定

第1 地震災害

1 被害想定の概要

この被害想定は、福島県が<u>平成 7</u> 年から <u>3</u>か年かけて策定した「福島県地震・津波被害想定調査」の結果をまとめたものである。なおこの調査の概要は次のとおりである。

第1部 総則

- ・地質、地盤等の基礎データの整理
- 想定地震の設定
- ・ 地震動、液状化等の危険度の想定
- ・地震動に起因する人的被害、建物被害の想定

修正後

・ライフライン被害等の予測

2 想定地震

県は、「福島県地震・津波被害想定調査」において、「福島盆地西縁断層帯(台山断層、土湯断層)を震源とする地震」、「会津盆地<u>東縁</u>断層帯を震源とする地震」、「各市町村直下の地震

__」の3つの内陸部地震と<u>、</u>海洋部地震である「<u>想定東北地方太平洋沖地</u> **た** の合計4つの地震を想定している。

4 €011	加强	マグニチュード			
<u>種別</u>	<u>地震名</u>	<u>Mj※1</u>	<u>Mw※2</u>		
	福島盆地西縁断層帯を震源とする地震	<u>7.8</u>	<u>7. 1</u>		
内陸部地震	会津盆地東縁断層帯を震源とする地震	<u>7. 7</u>	<u>7. 0</u>		
	各市町村直下の地震	<u>7. 3</u>	<u>6. 8</u>		
海洋部地震	想定東北地方太平洋沖地震	<u>9. 0</u>	<u>9. 0</u>		

- ※1 気象庁マグニチュード
 - → 地震計で観測される波の振幅から計算したもの。
- ※2 モーメントマグニチュード
 - → 断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成して求めたも の。

修正前

- ・地質、地盤等の基礎データの整理
- 想定地震の設定
- ・ 地震動、液状化等の危険度の想定
- ・地震動に起因する人的被害、建物被害の想定
- ・ライフライン被害等の予測

2 想定地震

県は、「福島県地震・津波被害想定調査」において、「福島盆地西縁断層帯(台山断層、土湯断層)を震源とする地震」、「会津盆地<u>西縁南部</u>断層帯を震源とする地震」、「<u>双葉断層北部(塩手山断層)を震源とする地震</u>」の3つの内陸部地震と海洋部地震である「<u>福島県沖を震源とする地</u>震」の合計4つの地震を想定している。

<u>種別</u>	地震名	マグニ チュード	震源の深 さ	<u>長さ</u>	幅
	福島盆地西縁断層帯 地震	<u>M7. 0</u>	10km	20km	<u>5km</u>
内陸部地震	会津盆地西縁南部断層帯 地震	<u>M7. 0</u>	<u>10km</u>	20km	<u>5km</u>
	双葉断層地震	<u>M7. 0</u>	<u>10km</u>	<u>20km</u>	<u>5km</u>
海洋部地震	福島県沖地震	<u>M7. 7</u>	20km	<u>南北長</u> 100km	東西幅 60km

(新規)		
(新規)		

3 想定結果

- (1) 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震、会津盆地東縁断層帯を震源とす る地震及び想定東北地方太平洋沖地震における本市の地震災害の被害想定 結果は次のとおりである。
 - ア 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震(想定最大震度:5弱)
 - (ア) 建物被害想定

	Link	冬!	5 時	夏1	2時	<u>冬1</u>	冬18時		
<u>種別</u>	<u>被害</u> 程度	<u>風速4m/s</u>	<u>風速8m/s</u>	<u>風速 4m/s</u>	<u>風速8m/s</u>	<u>風速 4m/s</u>	<u>風速8m/s</u>		
	生文	被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数		
液状化	<u>全壊</u>	<u>0棟</u>	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟		
<u>1121/1 L</u>	<u>半壊</u>	<u>0棟</u>	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟		
揺れ	全壊	<u>0棟</u>	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟		
1世4 し	半壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟		
急傾斜	<u>半壊</u> <u>全壊</u>	<u>0棟</u>	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟		
<u>地</u>	半壊	<u>0棟</u>	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟		
<u>火災</u>	<u>焼失</u>	<u>0棟</u>	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟		
<u>合計</u>	<u>全壊・焼</u> <u>失</u>	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟		
	半壊	<u>0棟</u>	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟		

(イ) 人的被害想定

	I			1	
		冬5時	夏12時	冬18時	
<u> </u>	<u>種別</u>	<u>風速8m/s</u>	<u>風速8m/s</u>	<u>風速8m/s</u>	
<u> </u>		被害人数	被害人数	被害人数	
死	建物倒壞	0人	0人	0人	
<u>者</u>	うち屋内収容物等	0人	<u>0 人</u>	0人	

修正前

3 想定結果

福島県内の地震災害の被害想定結果は以下のとおりである。

			福島盆地西縁 断層帯地震	会津盆地西縁 南部断層帯地 震	双葉断層地震	福島県沖地震
地震動			5強~6強	5強~6強	5強~6強	5強~6弱
建物被	木造	大破	11,306 棟	11,031 棟	<u>7,723棟</u>	<u>4,733 棟</u>
害	非木	<u> </u>	497 棟	342 棟	,031 棟 7,723 棟 4,733 棟 342 棟 217 棟 158 棟 749 人 553 人 346 人	158 棟
	五十	夜間	840 人	749 人	553 人	346 人
I de la desta	死者	昼間	327 人	278 人	203 人	131 人
<u>人的被</u> 害	負傷	夜間	<u>4,324 人</u>	4,604 人	2,908人	1,632 人
	煮	昼間	4,343 人	<u>4,476 人</u>	2,948 人	<u>1,661 人</u>
	避	雅者	51,621 人	38,366 人	28,599 人	35,798 人

本市の地震災害の被害想定結果は以下のとおりである。

			福島盆地西縁 断層帯地震	会津盆地西縁 南部断層帯地 <u>震</u>	双葉断層地震	福島県沖地震
地震動			4~5弱	4~5強	4~5弱	4~5弱
建物被	木造	大破	0棟	0棟	0棟	0棟
害	非大	<u> </u>	0棟	0棟	0棟	0棟
	亚土	夜間 0人 0人	<u>0 人</u>	0人		
I de la desta	死者	昼間	0人	0人	0人	0人
人的被宝	<u>負傷</u>	夜間	<u>1人</u>	<u>1人</u>	0人	<u>5 人</u>
害	煮	昼間	<u>1人</u>	<u>1人</u>	0人	<u>6人</u>
	避	維者	0人	0人	0人	棟 0棟 棟 0枚 人 0人 人 5人 人 6人

第1部 総則

修正前

		修正征	发	
	急傾斜地崩壊	<u>0 人</u>	0人	0人
	<u>火災</u>	0人	0人	0人
	ブロック塀等	<u>*人</u>	<u>*人</u>	<u>*人</u>
	<u>合計</u>	<u>*人</u>	<u>*人</u>	<u>*人</u>
	建物倒壞	0人	0人	0人
	うち屋内収容物等	0人	0人	0人
<u>負</u>	急傾斜地崩壊	<u>0 人</u>	<u>0人</u>	0人
<u>傷</u> 者	<u>火災</u>	0人	0人	0人
<u> </u>	ブロック塀等	<u>*人</u>	<u>*人</u>	<u>*人</u>
	<u>合計</u>	<u>*人</u>	<u>*人</u>	<u>*人</u>
	建物倒壊	0人	0人	0人
	うち屋内収容物等	0人	<u>0 人</u>	0人
重	急傾斜地崩壊	0人	0人	0人
<u>傷</u> 者	<u>火災</u>	0人	0人	0人
<u></u>	ブロック塀等	<u>*人</u>	<u>*人</u>	<u>*人</u>
	<u>合計</u>	<u>*人</u>	<u>*人</u>	<u>*人</u>

*: わずか, 0:被害なし

※ 表中の数字は小数第1位を四捨五入している。合計が合わないことがある。

イ 会津盆地東縁断層帯を震源とする地震(想定最大震度:6弱)

(ア) 建物被害想定

	++++	<u>冬</u> !	5 時	夏1	2時	<u>冬18時</u>		
<u>種別</u>	<u>被害</u> 程度	<u>風速 4m/s</u>	<u>風速8m/s</u>	<u>風速 4m/s</u>	<u>風速8m/s</u>	<u>風速 4m/s</u>	<u>風速8m/s</u>	
	<u>1±/X</u>	被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数			
液状化	<u>全壊</u>	<u>48 棟</u>	<u>48 棟</u>	<u>48 棟</u>	<u>48 棟</u>	48棟	<u>48 棟</u>	

	M										
		半壊 135棟 135棟 135棟 135棟 135棟 斜 全壊 *棟 *棟 *棟 *棟 半壊 1棟 1棟 1棟 1棟 上 焼失 0棟 0棟 0棟 0棟 全壊・焼 51棟 51棟 51棟 51棟 大 51棟 51棟 51棟									
		半壊	223	棟 223 棟	223 棟	223 棟	223 棟	223 棟			
150	,	<u>全壊</u>	3	棟 3棟	3棟	3棟	3棟	3棟			
揺れ	<u>n</u>	半壊	135	<u>棟</u> <u>135 棟</u>	<u>135 棟</u>	135 棟	135 棟	135 棟			
急値	斜	全壊	*	棟 *棟	*棟	*棟	*棟	* * *			
					++						
		+			+			0棟			
<u> </u>	<u>~</u>		<u>U</u>	<u>1水</u> <u>0.1米</u>	<u>01米</u>	<u>0 1米</u>	<u>0 1米</u>	<u>0 1米</u>			
∧ =	21		<u>51</u>	棟 51 棟	<u>51 棟</u>	<u>51 棟</u>	<u>51 棟</u>	<u>51 棟</u>			
合計	場所 全壊 地 生壊 生壊 生壊 生壊 生壊 全壊 生壊 生壊 大 上 上 方 上 上 上		050	let: one let	050 tot	oro let	oro tet	oro let			
		l.	<u>359</u>	棟 359 棟	359 棟	359 棟	359 棟	359 棟			
<u>(1</u>)	区 分 種別 建物倒壊 うち屋内収容物等	想定			T						
区				<u>冬5時</u>	夏12時	冬18時					
<u>台</u>		<u>種別</u>		<u>風速 8m/s</u>	<u>風速8m/s</u>	<u>風速 8m/</u>					
		make at the tree		被害人数	被害人数	被害人数					
				<u>*人</u>	<u>*人</u>	•	<u>< 人</u>				
				<u>*人</u>	<u>*人</u>		<u><人</u>				
死			朋	<u>*人</u>	<u>*人</u>		<u><人</u>				
12		<u>火災</u> ブロック#	⊒∕∕	<u>0人</u> *人	<u>0人</u> *人	+	<u>) 人</u> <人				
		<u>フロック場</u> 合計	片寸	<u>*</u> 八 *人	<u>*人</u> *人		<u>·人</u> ·人				
		<u> </u>	 鼓	22 人	20 人	_	· <u>六</u> '人				
-	Ş			8人	<u>20人</u> 6人	•	<u>一</u> 5人				
<u>負</u>		急傾斜地		<u>*</u> 人	<u>*人</u>		<u> </u>				
<u>傷</u>		火災	<u> </u>	0人	0人)人				
		ブロック場	辞	*人	<u>*</u> 人						
		<u>合計</u>	<u> </u>	22 人	20 人	_	7人				
重		建物倒塌	<u>E</u>	<u>*人</u>	<u>*人</u>		<u></u>				
<u>傷</u>	2	うち屋内収容	字物等	<u>*人</u>	<u>*人</u>	•	<u>< 人</u>				
<u>者</u>		急傾斜地	崩壊	<u>*</u> 人	*人	*	<人				

第1部 総則

修正前

		修正征	发	
	<u>火災</u>	0人	0人	0人
	ブロック塀等	<u>*人</u>	<u>*人</u>	<u>*人</u>
	<u>合計</u>	<u>*人</u>	<u>*人</u>	<u>*人</u>

*: わずか, 0:被害なし

※ 表中の数字は小数第1位を四捨五入している。合計が合わないことがある。

ウ 想定東北地方太平洋沖地震(想定最大震度:7)

(ア) 建物被害想定

	وطويلوا	冬!	5時	夏1	2時	<u>冬1</u>	8時
<u>種別</u>	<u>被害</u> 程度	<u>風速4m/s</u>	<u>風速8m/s</u>	<u>風速 4m/s</u>	<u>風速8m/s</u>	<u>風速 4m/s</u>	<u>風速8m/s</u>
	主义	被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数	被害棟数
添出化	全壊	125 棟	<u>125 棟</u>	<u>125 棟</u>	125 棟	125 棟	125 棟
液状化	<u>半壊</u>	599 棟	599 棟	599 棟	599 棟	599 棟	599 棟
松石	<u>全壊</u>	2,241 棟	2,241 棟	2,241 棟	<u>2,241 棟</u>	<u>2,241棟</u>	2,241 棟
<u>揺れ</u>	半壊	6,089棟	6,089棟	6,089棟	6,089棟	<u>6,089棟</u>	6,089棟
急傾斜	<u>全壊</u>	3棟	3棟	3棟	3棟	3棟	3棟
<u>地</u>	<u>半壊</u>	<u>6棟</u>	<u>6棟</u>	<u>6棟</u>	<u>6棟</u>	<u>6棟</u>	<u>6棟</u>
S#ESITE	<u>全壊</u>	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
<u>津波</u>	<u>半壊</u>	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
<u>火災</u>	<u>焼失</u>	186 棟	217 棟	<u>361 棟</u>	<u>445 棟</u>	747 棟	1,057棟
<u>合計</u>	<u>全壊・焼</u> <u>失</u>	2,555棟	2,586棟	2,730棟	2,814棟	3,116棟	3,426棟
	<u>半壊</u>	6,693棟	6,693 棟	6,693棟	6,693 棟	<u>6,693棟</u>	6,693 棟

(イ) 人的被害想定

区分		冬5時	夏12時	冬18時
	<u>種別</u>	<u>風速8m/s</u>	<u>風速8m/s</u>	<u>風速8m/s</u>
		被害人数	被害人数	被害人数

							12	1,0,57.3	心則	市山东 的			
	1		修正後	Ī	T T						修正前	修止前	修止前
		建物倒壊	144 人	60 人	107人		ļ						
		うち屋内収容物等	3人	3人	2人								
		急傾斜地崩壊	<u>*人</u>	<u>*人</u>	<u>*人</u>								
	死 者	<u>津波</u>	0人	0人	0人								
	_	<u>火災</u>	5人	13 人	28 人								
		ブロック塀等	<u>*人</u>	<u>*人</u>	<u>*人</u>								
		<u>合計</u>	149 人	74 人	135 人								
		建物倒壞	1,415 人	1,220人	1,103人								
	負 傷 者	うち屋内収容物等	65 人	52 人	50 人								
1		急傾斜地崩壊	<u>*人</u>	<u>*人</u>	<u>*人</u>								
<u>1</u>		<u>津波</u>	0人	0人	0人								
₫		<u>火災</u>	85 人	178人	496 人								
		ブロック塀等	<u>*人</u>	<u>*人</u>	<u>*人</u>								
		<u>合計</u>	1,501 人	1,398人	1,599 人								
		建物倒壊	213 人	170 人	162 人								
		うち屋内収容物等	13 人	10 人	10人								
Ī	重	急傾斜地崩壊	<u>*人</u>	<u>*人</u>	<u>*人</u>								
	<u>傷</u>	<u>津波</u>	0人	0人	0人								
1	者	<u>火災</u>	34 人	71人	199 人								
		ブロック塀等	<u>*人</u>	<u>*人</u>	<u>*人</u>								
			248 人	242 人	361 人								
					*: わずか,	0:被害なし							
※ 表	中の	数字は小数第1 位を	一四捨五入して				_						

第1部 総則

修正前

(2) 各市町村直下の地震における本市の地震災害の被害想定結果は次のとおりである。

修正後

ア 市町村直下の地震(想定最大震度:7)

(ア) 建物被害想定

	<u> </u>					冬			
<u>建物</u> <u>棟数</u>	<u>全壊</u> 棟数	全蠳率	<u>半壊</u> 棟数	半壊率	<u>全壊</u> 棟数	全蠳率	<u>半壊</u> 棟数	半 壊 率	
49,363 棟	3,642 棟	<u>7. 4%</u>	9,303棟	18.8%	3,642 棟	<u>7. 4%</u>	9,303棟	<u>18.8%</u>	

- 1) 「福島県地震・津波被害想定調査ーⅢ 被害想定について」の1.3(2)の 揺れによる建物被害の手法を用いている。
- 2) 建物棟数と被害棟数は、木造、非木造合わせた数である。なお、被害棟数の重複処理は行っていない。
- 3) 市町村の被害数は、市町村直下の地震に該当する市町村のみの被害数を集計したもの。
- ※ 建物棟数及び被害棟数は小数第1位を四捨五入している。合計が合わな いことがある。

(イ) 人的被害想定(冬)

<u>5時</u>			<u>12 時</u>			<u>18時</u>		
<u>死者</u>	<u>負傷</u> <u>者</u>	<u>重傷</u> 者	<u>死者</u>	<u>負傷</u> 者	<u>重傷</u> 者	<u>死者</u>	<u>負傷</u> 者	<u>重傷</u> 者
233 人	<u>2, 189</u> <u>人</u>	<u>350</u> <u>人</u>	97人	<u>1,890</u> <u>人</u>	<u>274</u> 人	<u>173</u> 人	<u>1,705</u> <u>人</u>	<u>263</u> 人

- 1) 「福島県地震・津波被害想定調査ーⅢ 被害想定について」の2.2(2)の 建物倒壊による人的被害の手法を用いている。
- 2) 木造及び非木造建物の倒壊による人的被害を合わせた数である。

第1部 総則

3) 市町村の被害数は、市町村直下の地震に該当する市町村のみの被害数を集計したもの。

修正後

※ 表中の数字は小数第1位を四捨五入している。合計が合わないことがある。

第2 風水害

1 被害想定の概要

市は、平成 11<u>(1999)</u>年に「洪水避難のてびき」として、洪水ハザードマップを作成した。平成 17<u>(2005)</u>年に阿武隈川流域の浸水想定区域の見直しを行い、平成 20<u>(2008)</u>年に洪水ハザードマップを改訂している。

また、平成 23 (2011) 年 9 月 21 日の台風 15 号の影響を反映させ、平成 24 (2012) 年に一部修正を行った。

平成27 (2015) 年の水防法改正により、浸水想定区域図を作成する際の想定雨量が、河川整備計画の基本となる降雨から、想定最大規模降雨に転換されたことを踏まえ、阿武隈川・釈迦堂川の浸水想定区域が拡大した。このことから、本市においても国・県が作成した浸水想定区域に加え、土砂災害警戒区域を網羅した洪水・土砂災害ハザードマップを令和2 (2020) 年度に作成した。さらに、令和4 (2022) 年9月に県が滑川の浸水想定区域を指定したことから、その内容を反映した洪水・土砂災害ハザードマップを令和5年度に作成予

2 浸水想定区域

定。

阿武隈川、釈迦堂川の河川に沿って比較的狭い地区が浸水想定区域となっているが、阿武隈川では浜尾、和田地区、釈迦堂川では稲、岩渕地区が広い範囲で浸水想定区域となっている。滑川では、河川に沿って広範囲にわたり浸水想定区域となっている。3.0m以上の浸水予想区域は次のとおりである。

<u>/CF</u>	7.	
河川	浸水深	町内会・行政区
(略)		
<u>滑川</u>	<u>5.0m以上</u>	<u>森</u> 宿

第2 風水害

1 被害想定の概要

市は、平成 11_____年に「洪水避難のてびき」として、洪水ハザードマップを作成した。平成 17____年に阿武隈川流域の浸水想定区域の見直しを行い、平成 20 年に洪水ハザードマップを改訂している。

修正前

また、平成 23_____ 年 9 月 21 日の台風 15 号の影響を反映させ、平成 24 年に一部修正を行った。

平成27______年の水防法改正により、浸水想定区域図を作成する際の想定雨量が、河川整備計画の基本となる降雨から、想定最大規模降雨に転換されたことを踏まえ、阿武隈川・釈迦堂川の浸水想定区域が拡大した。このことから、本市においても国・県が作成した浸水想定区域に加え、土砂災害警戒区域を網羅した災害ハザードマップ を令和2_____年度に作成した。

2 浸水想定区域

阿武隈川、釈迦堂川の河川に沿って比較的狭い地区が浸水想定区域となっているが、阿武隈川では浜尾、和田地区、釈迦堂川では稲、岩渕地区が広い範囲で浸水想定区域となっている。

3.0m以上の浸水予想区域は次のとおりである。

河川	浸水深	町内会・行政区
(略)		
(新規)		

	修正後	修正前		
3.0~5.0m未満	下宿、森宿、仁井田、関下、滑川、十貫内、舘ヶ岡、宮の杜、新 田、梅田			
(略)			(略)	

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

災害時に迅速かつ円滑に応急対策が実施できるよう、防災会議、災害対策本部、水防本部等の市の活動体制の整備・充実に努める。また、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生することや感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第6条に定める感染症のうち、住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症のまん延時に発生した災害など、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、防災体制の整備に努める。

担当 【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課・全課

第1 防災会議の強化(市民安全課)

防災会議は、地域防災計画の作成、見直し、計画の具体化を図る機関であり、市は、防災会議が効率的かつ的確に機能するよう、防災会議の強化に努める。

(削除)

(略)

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

災害時に迅速かつ円滑に応急対策が実施できるよう、防災会議、災害対策本部、水防本部等の市の活動体制の整備・充実に努める。

担当 【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課・全課

第1 防災会議の強化(市民安全課)

防災会議は、地域防災計画の作成、見直し、計画の具体化を図る機関であり、市は、防災会議が効率的かつ的確に機能するよう、防災会議の強化に努める。

【資料2-1】須賀川市防災会議条例

(略)

第3 災害対策本部の強化(市民安全課・行政管理課)

市は、災害が発生した場合、迅速に災害対策本部が設置できるよう、本部設置に関する基準の明確化、体制の整備を図り、災害対策本部の強化を図る。また、災害対策本部設置時に必要となる電話、パソコン、地図等の備品の整備に努める。

(削除) (削除)

(略)

第2節 応援協力体制の強化

大規模な災害が発生した場合、市及び防災関係機関のみでは十分な応急対策の実施が困難となるおそれがあることから、県、他市町村等の応援協力体制の強化を図る。

担当

【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課<u>・観光交流課</u>・健康づくり課_____・道路河川課<u>・建築住宅課</u>・水道施

設課

【関係機関】消防本部 - 自主防災組織

(略)

第2 他市町村との協力体制の強化(市民安全課・人事課・観光交流課)

災害が発生し、他市町村の応援が必要となった場合、円滑に応援が受けられるよう、あらかじめ他市町村との応援協定を締結し、災害時に迅速な

第3 災害対策本部の強化(市民安全課・行政管理課)

市は、災害が発生した場合、迅速に災害対策本部が設置できるよう、本部設置に関する基準の明確化、体制の整備を図り、災害対策本部の強化を図る。また、災害対策本部設置時に必要となる電話、パソコン、地図等の備品の整備に努める。

【資料 3-1】須賀川市災害対策本部条例 【資料 3-2】須賀川市災害対策本部規程

(略)

第2節 応援協力体制の強化

大規模な災害が発生した場合、市及び防災関係機関のみでは十分な応急対策の実施が困難となるおそれがあることから、県、他市町村等の応援協力体制の強化を図る。

【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課 くり課<u>・観光交流課</u>・道路河川課

・健康づ ・水道施

設課

【関係機関】消防本部・自主防災組織

(略)

第2 他市町村との協力体制の強化(市民安全課・人事課・観光交

流課)

災害が発生し、他市町村の応援が必要となった場合、円滑に応援が受けられるよう、あらかじめ他市町村との応援協定を締結し、災害時に迅速な

第2部 一般災害対策計画

修正後

対応をとることができるように、手続き等の細部的事項について、十分な検討を行っておく。

【資料4-3】災害時における相互応援に関する協定

【資料4-4】連携中枢都市圏形成に係る連携協約

第3 消防の相互応援の強化(市民安全課・消防本部)

市及び消防本部は、大規模な災害に対応するため、消防相互応援協定を 締結する等、広域における消防応援体制の整備を図る。なお、消防相互応 援協定の効率的な運用が図られるよう、応援要請の手続き等について明確 にしておく。

【資料4-1】消防相互応援協定

第4 自衛隊の派遣要請手続きの習熟(市民安全課)

大規模な災害が発生し自衛隊の派遣が必要となった場合に円滑に派遣要請できるよう、手続きの習熟に努める。

【資料4-2】自衛隊の災害派遣 担当窓口

(略)

第6 自主防災組織との連携強化(市民安全課・自主防災組織)

大規模な災害が発生した場合、市及び防災関係機関のみでは十分な応急 対策の実施が困難となるおそれがあるため、自主防災組織の組織化に努め る。災害時に自主防災組織が効果的に機能するよう、市及び防災関係機関 との連携体制の強化を図るとともに、災害時の自主防災組織の役割、災 対応をとることができるように、手続き等の細部的事項について、十分な 検討を行っておく。

【資料4-4】災害時における相互応援に関する協定

【資料4-5】連携中枢都市圏形成に係る連携協約

第3 消防の相互応援の強化(市民安全課・消防本部)

市及び消防本部は、大規模な災害に対応するため、消防相互応援協定を 締結する等、広域における消防応援体制の整備を図る。なお、消防相互応 援協定の効率的な運用が図られるよう、応援要請の手続き等について明確 にしておく。

【資料 4-2】消防相互応援協定

第4 自衛隊の派遣要請手続きの習熟(市民安全課)

大規模な災害が発生し自衛隊の派遣が必要となった場合に円滑に派遣要 請できるよう、手続きの習熟に努める。

【資料4-3】自衛隊の災害派遣隊区及び担当窓口

(略)

第6 自主防災組織との連携強化(市民安全課・自主防災組織)

大規模な災害が発生した場合、市及び防災関係機関のみでは十分な応急 対策の実施が困難となるおそれがあるため、自主防災組織の組織化に努め る。災害時に自主防災組織が効果的に機能するよう、市及び防災関係機関 との連携体制の強化を図るとともに、災害時の自主防災組織の役割、災

第2部 一般災害対策計画

修正後 修正前 害・応急医療等に関する知識等の普及に努める。 害・応急医療等に関する知識等の普及に努める。 【資料 18-1】自主防災組織の設置状況 【資料 19-1】自主防災組織の設置状況 (略) (略) 第8 (公社)福島県建築士会との協力体制の強化(建築住宅課) (新規) 大規模な地震災害が発生し、建築物の倒壊による二次災害を防ぐため に、応急危険度判定を実施することとなった場合に備え、建築士会との 「地震時における建築物等の被災情報収集に関する協定」に基づき、須賀 川支部との連携を図りながら体制を整備しておく。 【資料4-6】災害時における民間事業者との協力に関する協定等一覧 第3節 情報連絡体制の整備 第3節 情報連絡体制の整備 災害が発生した場合、迅速かつ的確な応急対策を実施するためには、情報は 災害が発生した場合、迅速かつ的確な応急対策を実施するためには、情報は 非常に重要であるため、情報の収集体制、情報通信網の整備を図るとともに、 非常に重要であるため、情報の収集体制、情報通信網の整備を図るとともに、 住民の安全を確保するため広報体制の整備を図る。 住民の安全を確保するため広報体制の整備を図る。 【本庁】市民安全課・行政管理課・企画政策課・秘書広報課・情 【本广】市民安全課 · 行政管理課 · 秘書広報課 担当 担当 報政策課 · 道路河川課 · 全課 • 道路河川課 • 全課 第1 情報収集体制の整備(市民安全課・道路河川課・全課) 第1 情報収集体制の整備(市民安全課・道路河川課・全課) 気象、地震等に関する情報を迅速に収集するため、県が実施しているシ 気象、地震等に関する情報を迅速に収集するため、県が実施しているシ ステムを活用するとともに、観測体制の整備に努める。 ステムを活用するとともに、観測体制の整備に努める。 【資料5-1】予警報の種類 (新規) 【資料5-2】予警報の発表基準 (新規)

第2部 一般災害対策計画

修正後 修正前 1 雨量観測所・水位観測所・積雪観測所の整備 1 雨量観測所・水位観測所・積雪観測所の整備 市は、市内の気象状況を把握するため、関係機関と連携し、必要に応じ 市は、市内の気象状況を把握するため、関係機関と連携し、必要に応じ 雨量観測所、水位観測所、積雪観測所等の気象観測所の施設、設備の整備 雨量観測所、水位観測所、積雪観測所等の気象観測所の施設、設備の整備 を図る。 を図る。 【資料17-1】雨量観測所 【資料 18-1】雨量観測所 【資料17-2】水位観測所 【資料 18-2】水位観測所 2 気象情報伝送処理システム(アデス) の活用 2 気象資料自動編集中継装置(ADESS)の活用 気象庁は、気象に関するデータを迅速に収集するため、「気象情報伝送 気象庁は、気象に関するデータを迅速に収集するため、「気象資料自動 処理システム(アデス)」を整備し、防災関係行政機関や地方自治体等へ 編集中継装置(ADESS) と整備し、防災関係行政機関や地方自治体等へ の防災気象情報の提供、これらの機関との観測データの相互交換を実施し の防災気象情報の提供、これらの機関との観測データの相互交換を実施し ており、県は、福島地方気象台から当該システムにより各情報の提供を受 ている。_____ け、総合情報通信ネットワークを通じて市町村等に伝達又は提供してい る。_ 市は、県と連携し、これらのシステムの有効的な活用に努める。 市は、県と連携し、これらのシステムの有効的な活用に努める。 (略) (略) 第4 広報体制の整備(市民安全課・行政管理課・企画政策課・秘 第4 広報体制の整備(市民安全課・行政管理課 - 秘 書広報課 情報政策課) 書広報課 - 企画政策課 (略) (略)

第2部 一般災害対策計画 修正後 修正前 第5 通信手段の周知(市民安全課・行政管理課・情報政策課) 第5 通信手段の周知(市民安全課・行政管理課 (略) (略) 第4節 都市の防災対策の整備 第4節 都市の防災対策の整備 各種関連する計画と整合を図るとともに、各種事業と連携し、計画的な都市 各種関連する計画と整合を図るとともに、各種事業と連携し、計画的な都市 の防災対策を進め、被害の防止、軽減に努める。 の防災対策を進め、被害の防止、軽減に努める。 【本庁】市民安全課・行政管理課・市民協働推進課・生涯学習ス 【本庁】市民安全課・行政管理課 担当 ポーツ課・社会福祉課・長寿福祉課・道路河川課・建築 担当 道路河川課 住宅課・都市計画課・教育総務課・こども課 • 都市計画課 • 建築住宅課 (略) (略)

第2 計画的な市街地整備の推進(<u>道路河川課</u>・建築住宅課・<u>都市</u>

計画課)

(略)

第3 オープンスペースの確保(道路河川課・都市計画課)

公園、緑地、緑道等は、市民の憩いの空間となるだけでなく、災害時においては、重要な避難場所、樹林等による延焼防止帯となるため、土地区

画整理事業等の面整備を実施する<mark>場合は、公園、緑地、緑道のオープンスペースを積極的に設置していく。</mark>

第2 計画的な市街地整備の推進(都市計画課・建築住宅課・道

路河川課)

(略)

第3 オープンスペースの確保(道路河川課・都市計画課)

公園、緑地、緑道等は、市民の憩いの空間となるだけでなく、災害時においては、重要な避難場所、樹林等による延焼防止帯となるため、土地区

画整理事業等の面整備を実施する<u>際は</u>、公園、緑地、緑道のオープンスペースを積極的に設置していく。

第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
また、同様に、都市計画道路等の広幅員道路も延焼防止帯となるとともに、災害時の避難路や物資の輸送路として重要となるため、都市計画にあわせ整備を推進する。 【資料8-1】指定緊急避難場所 【資料8-2】指定避難所	また、同様に、都市計画道路等の広幅員道路も延焼防止帯となるとともに、災害時の避難路や物資の輸送路として重要となるため、都市計画にあわせ整備を推進する。 【資料8-1】指定緊急避難場所 【資料8-2】指定避難所
第4 防災拠点施設整備の推進(市民安全課 <u>・市民協働推進課</u> ・教育総務課)	第4 防災拠点施設整備の推進(市民安全課・教育総務課 <u>・生涯学習スポーツ課</u>)
大規模災害時に備え、市全域の応急対策を実施する広域防災拠点として 市庁舎を位置づけるとともに、地域の被災状況にあわせた応急対策を行う 地域防災拠点として、各 <u>コミュニティセンター</u> を位置づける。また、これ らの施設の耐震性を確保するとともに、応急対策機能の整備を推進する。	大規模災害時に備え、市全域の応急対策を実施する広域防災拠点として市庁舎を位置づけるとともに、地域の被災状況にあわせた応急対策を行う地域防災拠点として、各公民館 を位置づける。また、これらの施設の耐震性を確保するとともに、応急対策機能の整備を推進する。
(略)	(略)
第5 公共施設の安全化(行政管理課 <u>・市民協働推進課・生涯学習</u>	第5 公共施設の安全化(行政管理課
スポーツ課・社会福祉課・長寿福祉課・建築住宅	・社会福祉課 <u>・こども課</u> ・長寿福祉課・建築住宅
課・教育総務課 <u>・こども課</u>)	課・教育総務課 <u>・生涯学習スポーツ課</u>)
(略)	(照各)

修正後 修正前

第5節 上水道・下水道施設の強化

(略)

第1 上水道施設の安全化 (経営課・水道施設課)

1 上水道施設の安全化

市は、災害発生時において医療施設や公共施設等へ優先的に応急給水するため、これらの施設に給水する管路についての地盤の状況、過去の被害状況を考慮し、<u>基幹管路の耐震化や石綿セメント管等の更新及び必要に応じて配水塔などへ</u>緊急遮断弁の設置等を実施し、水道施設の安全化に努める。

(略)

第2 下水道施設の強化 (経営課・下水道施設課)

1 排水機能の確保

市は、<u>災害発生時においても下水道処理機能を確保するため</u>、関係機関と連携してポンプ場等の下水道施設の安全化対策を実施する。また、災害時においては、最小限の排水機能が確保できるよう努める。

(略)

第5節 上水道・下水道施設の強化

(略)

第1 上水道施設の安全化(水道施設課・経営課)

1 上水道施設の安全化

市は、災害発生時において医療施設や公共施設等へ優先的に応急給水するため、これらの施設に給水する管路についての地盤の状況、過去の被害状況を考慮し、必要に応じて、石綿セメント管等の老朽化した配水管の交換、配水塔及び調整池に緊急遮断弁の設置等を実施し、水道施設の安全化に努める。

(略)

第2 下水道施設の強化(下水道施設課・経営課)

1 排水機能の確保

市は、<u>浸水被害の軽減を図るため、下水道処理機能を確保し</u>、関係機関 と連携してポンプ場等の下水道施設の安全化対策を実施する。また、災害 時においては、最小限の排水機能が確保できるよう努める。

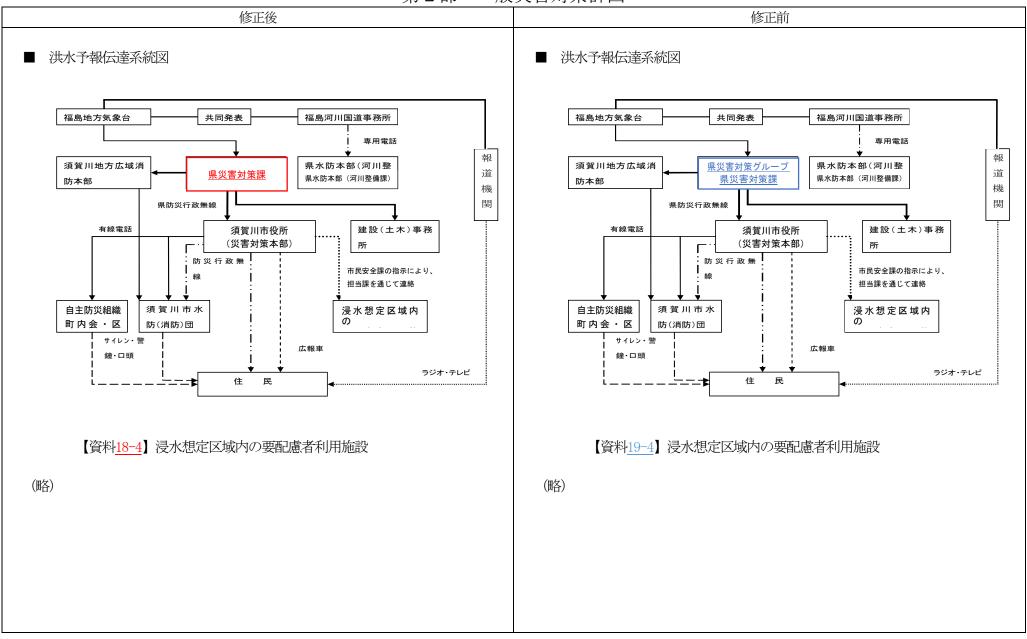
(略)

修正後 修正前 第8節 水害予防対策 第8節 水害予防対策 水害の予防、被害の軽減を図るため、県等の関係機関と連携し、砂防、治 水害の予防、被害の軽減を図るため、県等の関係機関と連携し、砂防、治 山、下水道、農業用ため池整備事業等を推進するとともに、 山 事業 を推進するとともに、市街地における下 水、雨水の適正処理を図るため、下水道事業を推進する。 河川管理者等が主体となって行う治水対策(河川、下水道等)に加 また、河川管理者等が主体となって行う治水対策(河川、下水道等)に加 え、河川の流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる え、河川の流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる 治水対策として、「流域治水」を推進する。 治水対策として、「流域治水」を推進する。 【本庁】市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・農政課・道路河 【本庁】市民安全課 ・農政課・道路河 川課 ・経営課・下水道施設課・社会福祉 川課・都市計画課・経営課・下水道施設課 担当 担当 ・こども課 課・こども課・長寿福祉課・都市計画課 【関係機関】須賀川土木事務所 【関係機関】須賀川土木事務所 (略) (略) 第4 下水道事業等の推進(道路河川課・経営課・下水道施設課) 第4 下水道事業等の推進(道路河川課・下水道施設課・経営課) (略) (略) 第6 農業用ため池整備事業の推進(農政課) (新規) 市は農業用ため池の点検を実施し、管理者及び受益者に対し、機能維持 に努めるよう指導するとともに、あらかじめ大雨が予想される場合は、 市、管理者及び受益者が連携し、農業用ため池の事前放流等を実施する。 また、周辺の都市化に伴い、受益者のいなくなった農業用ため池について は、用途の廃止を行い、水抜きや別用途への転換等に努める。 防災重点農業用ため池については、県等の関係機関と連携し、耐震調査 のうえ、安全基準を満たしていない場合は、改修事業等を実施する。

第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
第 <mark>7</mark> 水防倉庫、資機材の整備等(市民安全課・道路河川課) (略)	第 <u>6</u> 水防倉庫、資機材の整備等(市民安全課・道路河川課) (略)
第 <mark>8</mark> 水防体制の強化(市民安全課・道路河川課) (略)	第 <u>7</u> 水防体制の強化(市民安全課・道路河川課) (略)
第9 水害に関する危険箇所の周知(市民安全課 <u>・農政課</u> ・道路河 川課・下水道施設課) 市は、県及び関係機関と連携し、各種ハザードマップ・広報紙・パンフレット等により、重要水防区域、浸水想定区域 <u>防災重点農業用ため池</u> 等を公表し、住民等に対して、周知の徹底に努める。	第8 水害に関する危険箇所の周知(市民安全課 ・道路河 川課) 市は、県及び関係機関と連携し、 ハザードマップ・広報紙・パンフレット等により、重要水防区域、浸水想定区域 等を公表し、住民等に対して、周知の徹底に努める。
第 <u>10</u> 浸水想定区域における避難の確保(市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・こども課)	第 <u>9</u> 浸水想定区域における避難の確保(市民安全課・社会福祉課 : 長寿福祉課)

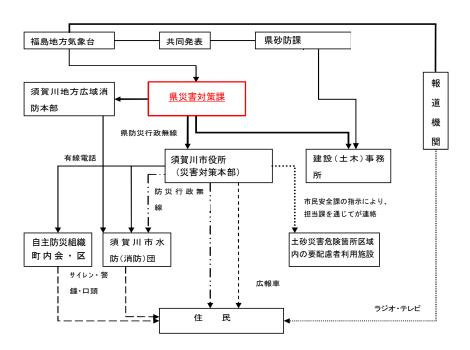
第2部 一般災害対策計画



修正後 修正前 第9節 土砂災害予防対策 第9節 土砂災害予防対策 土砂災害の発生を未然に防止するため、市は、国、県及び関係機関と連携 土砂災害の発生を未然に防止するため、市は、国、県及び関係機関と連携 し、総合的な土砂災害対策を実施する。 し、総合的な土砂災害対策を実施する。 【本庁】市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・農政課・道路河 【本庁】市民安全課 農政課・道路河 川課·社会福祉課 川課・教育総務課・学校教育課・こども課 ・こども課・長寿福祉 担当 担当 課•学校教育課 【関係機関】須賀川土木事務所・消防団 【関係機関】須賀川土木事務所・消防団 (略) (略) 第5 土砂災害に関する危険箇所における避難の確保(市民安全 第5 土砂災害に関する危険箇所における避難の確保(市民安全 課・社会福祉課・教育総務課・学校 課・社会福祉課・こども課・長寿福祉課・教育総務課・学校 教育課・こども課) 教育課 (略) (略)

第2部 一般災害対策計画

■ 土砂災害警戒情報伝達系統図

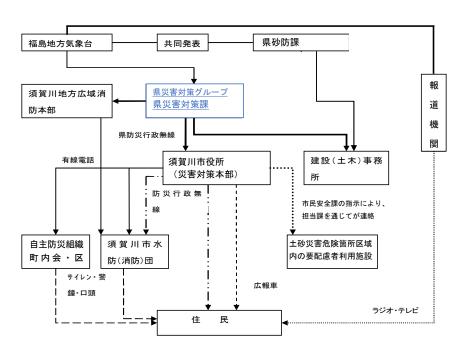


修正後

【資料18-5】土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

第6 盛土による災害対策(農政課・都市計画課)

県及び市は、今後、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、 速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。 ■ 土砂災害警戒情報伝達系統図



修正前

【資料19-5】土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

(新規)

 修正後
 修正前

第10節 雪害予防対策

大雪、なだれ等により、人的被害の発生、交通、通信及び電力等の混乱を防止し、住民の日常生活の安定を図るため、市及び関係機関は、雪害対策を実施する。

【本庁】市民安全課・行政管理課<u>・市民協働推進課・生涯学習ス</u>ポーツ課・社会福祉課 ・長寿福祉課・道路河

担当

川課・建築住宅課・教育総務課・こども課

【関係機関】<須賀川土木事務所><電力事業者:東北電力ネットワーク(株)><電気通信事業者:東日本電信電話(株)>

(略)

第4 保守・点検の実施(行政管理課・市民協働推進課・生涯学習

スポーツ課・社会福祉課・・長寿福祉課・道路河川

課・建築住宅課・教育総務課<u>・こども課</u>・電力事業者・電気通信事業者)

第5 広報・呼びかけの実施(市民安全課・道路河川課)

冬期の事故の防止を図るため、<mark>関係機関と連携し、</mark>路線の積雪・凍結に関する案内板等を整備<u>するとともに、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故等除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努める。</u>

第10節 雪害予防対策

大雪、なだれ等により、人的被害の発生、交通、通信及び電力等の混乱を防止し、住民の日常生活の安定を図るため、市及び関係機関は、雪害対策を実施する。

【本庁】市民安全課·行政管理課

_・社会福祉課<u>・こども課</u>・長寿福祉課・道路河

担当

川課・建築住宅課・教育総務課・生涯学習スポーツ課

【関係機関】<須賀川土木事務所><電力事業者:東北電力ネットワーク(株)><電気通信事業者:東日本電信電話

(株)>

(略)

第4 保守・点検の実施(行政管理課

・社会福祉課・こども課・長寿福祉課・道路河川

課・建築住宅課・教育総務課・生涯学習スポーツ課・電力事

業者・電気通信事業者)

第5 広報・呼びかけの実施(市民安全課・道路河川課)

を図るとともに、関係機関と連携し、広報等により注意を呼び

かける。

修正後	修正前
第11節 消防体制の整備 火災発生の防止、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、市及び消防 関係機関は、火災予防に関する必要な対策を実施する。 【本庁】市民安全課・建築住宅課・都市計画課 ・学 担当 校教育課 【関係機関】消防本部・消防団・自主防災組織	第11節 消防体制の整備 火災発生の防止、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、市及び消防 関係機関は、火災予防に関する必要な対策を実施する。 【本庁】市民安全課・都市計画課・建築住宅課・学 校教育課 【関係機関】消防本部・消防団・自主防災組織
(昭)	(略)
第3 火災拡大要因の除去(<mark>建築住宅課・</mark> 都市計画課・ 学校教育課)	第3 火災拡大要因の除去 (都市計画課・ <u>建築住宅</u> 課・学校教育課)
(略)	(理答)
第4 消防組織・消防力の強化(市民安全課・消防本部・消防団) (略)	第4 消防組織・消防力の強化(市民安全課・消防本部・消防団) (略)
V =/	
3 消防教養訓練の充実	3 消防教養訓練の充実
市及び消防本部は、消防団員の消防学校への入学を促進し、消防団員の 基礎知識の習得、人格の育成に努める。	市及び消防本部は、消防団員の消防学校への入学を促進し、消防団員の 基礎知識の習得、人格の育成に努める。

第5 広域応援体制の整備(市民安全課・消防本部)

市及び消防本部は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定 の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを 行い、円滑な応援体制の整備を図るものとする。

【資料4-1】消防相互応援協定

(略)

第12節 緊急輸送体制の整備

(略)

第1 県指定緊急輸送路(市民安全課)

県は、県庁(県災害対策本部)、地方振興局(県災害対策地方本部)、 市町村災害対策本部等、物資受入れ港、福島空港及び隣接県の主要路線と 接続する路線等を第1次確保路線、第2次確保路線、第3次確保路線とし て指定している。

第1次確保路線	県内の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要 幹線道路で、最優先に確保すべき <u>道路</u>
第2次確保路線	県災害対策地方本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続 する幹線道路で、優先的に確保すべき道路
第3次確保路線	第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路

【資料11-1】指定緊急輸送路

第5 広域応援体制の整備(市民安全課・消防本部)

市及び消防本部は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定 の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを 行い、円滑な応援体制の整備を図るものとする。

【資料4-2】消防相互応援協定

(略)

第12節 緊急輸送体制の整備

(略)

第1 県指定緊急輸送路(市民安全課)

県は、県庁(県災害対策本部)、地方振興局(県災害対策地方本部)、 市町村災害対策本部等、物資受入れ港、福島空港及び隣接県の主要路線と 接続する路線等を第1次確保路線、第2次確保路線、第3次確保路線とし て指定している。

第1次確保路線	県内の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要 幹線道路で、最優先に確保すべき <u>路線</u>
第2次確保路線	県災害対策地方本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続 する幹線道路で、優先的に確保すべき道路
第3次確保路線	第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路

【資料11-1】指定緊急輸送路

修正後 修正前

(略)

第4 緊急通行車両等の事前届出・確認手続(市民安全課)

大規模な災害が発生した場合、発生するおそれがある場合において、公 安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行の禁止または制限を行い、 緊急通行車両を確認することとなるが、公安委員会は、緊急通行車両確認 事務の省力化、効率化を図るため、災害対策活動等に使用される車両につ いて事前の届出を受け付けている。

市は、市の所有車が災害時に迅速かつ円滑に緊急通行車両として確認されるよう、事前の届出を行う。

【資料11-2】緊急通行車両確認証明書

第5 ヘリコプター臨時離着陸場(市民安全課)

市は、自衛隊の派遣、空路からの物資受入れ等の拠点として、ヘリコプター臨時離着陸場を指定する。

【資料11-4】ヘリコプター臨時離着陸場

(略)

(略)

第4 緊急通行車両等の事前届出・確認手続(市民安全課)

大規模な災害が発生した場合、発生するおそれがある場合において、公 安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行の禁止または制限を行い、 緊急通行車両を確認することとなるが、公安委員会は、緊急通行車両確認 事務の省力化、効率化を図るため、災害対策活動等に使用される車両につ いて事前の届出を受け付けている。

市は、市の所有車が災害時に迅速かつ円滑に緊急通行車両として確認されるよう、事前の届出を行う。

【資料11-4】緊急通行車両確認証明書

第5 ヘリコプター臨時離着陸場(市民安全課)

市は、自衛隊の派遣、空路からの物資受入れ等の拠点として、ヘリコプター臨時離着陸場を指定する。

【資料11-6】ヘリコプター臨時離着陸場

第13節 避難対策の強化

災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、住民が迅速に安全な場所へ避難することができるよう、避難対策の強化を図る。

担当

【本庁】市民安全課・行政管理課<u>・市民協働推進課</u>・社会福祉 課・長寿福祉課 ・健康づくり課・農政課・下

水道施設課・学校教育課・こども課

【関係機関】医療関係機関

第1 避難計画の策定(市民安全課)

市は、災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。なお、避難計画の策定に当たっては、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとし、避難先の伝達方法、避難の長期化、県外も含めた市町村間を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮する。

特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。

また、市は、避難情報の発令について関係機関の協力を得ながら、避難 区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じ た見直しの実施に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、 複合的な災害が発生することを考慮する。

さらには、避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、危険な場所にいる場合は、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等への移動を

第13節 避難対策の強化

災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、住民が迅速に安全な場所へ避難することができるよう、避難対策の強化を図る。

【本庁】市民安全課・行政管理課

社会福祉

担当

課・こども課・長寿福祉課・健康づくり課

- 学校教育課 - 企画政策課

【関係機関】医療関係機関

第1 避難計画の策定(市民安全課)

市は、災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。なお、避難計画の策定に当たっては、

避難先の伝達

方法、避難の長期化、県外も含めた市町村間を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮する。

特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。

また、市は、避難情報の発令について関係機関の協力を得ながら、避難 区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じ た見直しの実施に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、 複合的な災害が発生することを考慮する。

さらには、避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、危険な場所にいる場合は、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等への移動を

原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所への移動」または「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における 優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分 担するなど、全庁を上げた体制の構築に努める。

また、市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

- ・避難情報を発令する基準
- ・避難情報の伝達方法
- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及 び責任者
- ・指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- ・指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(給水・給食措置、毛布・寝具・衣料・日用必需品等の支給、負傷者に対する応急救護・ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援、在宅避難者

原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所への移動」または「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

修正前

土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における 優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分 担するなど、全庁を上げた体制の構築に努める。

また、市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

- ・避難情報を発令する基準
- ・避難情報の伝達方法
- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及 び責任者
- ・指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- ・指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(給水・給食措置、毛布・寝具・衣料・日用必需品等の支給、負傷者に対する応急救護・ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援、在宅避難者

への支援)

指定避難所の管理に関する事項

(避難所の管理・運営責任者(原則として市職員を指定)及び運営方法、 避難受入中の秩序保持、避難者に対する災害情報の伝達、避難者に対する 応急対策実施状況の周知徹底、避難者に対する各種相談業務)

- ・指定避難所の整備に関する事項 (受入施設、給食・給水施設、情報伝達施設、トイレ施設、ペット等の保 管施設)
- ・要配慮者に対する救援措置に関する事項 (情報の伝達方法、避難及び避難誘導、避難所における配慮等、老人デイ サービスセンターの活用等。なお、市は、防災担当部局と福祉担当部局と の連携のもと、消防団、自主防災組織、(福)須賀川市社会福祉協議会、

民生委員・児童委員等と協力して、避難行動要支援者の避難支援体制を整 備するとともに、個人情報保護に配慮のうえ、避難行動要支援者の情報の 共有、個別避難計画の策定に努める。)

・広域避難に関する事項

(大規模広域災害時における広域避難または広域一時滞在等に関わる他の 地方公共団体等との応援協定の締結や広域避難等における被災住民の運送 に関わる運送事業者等との応援協定の締結など、災害時の具体的な避難 受入方法を含めた手順等の作成に努める。)

・避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項 (広報紙・掲示板・パンフレット等の発行、標識・誘導標識等の設置、住 民に対する巡回指導、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等)

への支援)

・指定避難所の管理に関する事項

(避難所の管理・運営責任者(原則として市職員を指定)及び運営方法、 避難受入中の秩序保持、避難者に対する災害情報の伝達、避難者に対する 応急対策実施状況の周知徹底、避難者に対する各種相談業務)

修正前

- 指定避難所の整備に関する事項 (受入施設、給食・給水施設、情報伝達施設、トイレ施設、ペット等の保 管施設)
- ・要配慮者に対する救援措置に関する事項

(情報の伝達方法、避難及び避難誘導、避難所における配慮等、老人デイ サービスセンターの活用等。なお、市は、防災担当部局と福祉担当部局と の連携のもと、消防団、自主防災組織、社会福祉協議会、 民生・児童委員等と協力して、避難行動要支援者の避難支援体制を整 備するとともに、個人情報保護に配慮のうえ、避難行動要支援者の情報の 共有、個別避難計画の策定に努める。)

・避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項 (広報紙・掲示板・パンフレット等の発行、標識・誘導標識等の設置、住 民に対する巡回指導、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等

修正後 修正前

第2 避難所の指定等(市民安全課)

市は、指定基準に基づき、避難所を指定する。指定基準により難い場合は、地域の実情に応じて定める。なお、指定避難所を指定したときは、災害対策基本法施行規則第1条の7の2に基づき、「指定一般避難所」「指定福祉避難所」に分けて、名称及び所在地等を公示する。また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるとともに、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(略)

3 指定避難所の指定基準

指定避難所の指定基準等はおおむね次のとおりとする。

- ・避難者1人当たりの必要面積は、おおかね2㎡以上とする。
- 要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。
- ・がけ崩れや浸水などの危険がないところとする。
- ・できる限り耐震構造(昭和 56 年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの)の耐火・準耐火建築物で、生活面での障害が除去(バリアフリー化)され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公共施設とする。
- ・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難場所の3つの 密(密閉・密集・密接)を避ける配慮がなされている施設とする。

なお、指定避難所においては、発災時から、通信環境を確保するため に、自家発電装置、再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等が設置されていることが望ましいため、施設等を更新する場合は、当該設備等 の導入を検討する。

第2 避難所の指定等(市民安全課)

 	 指正基準により難V	一場合
	 市は、指定基準に基づさ、避難所を指定する。 地域の実情に応じて定める。	市は、指定基準に基づき、避難所を指定する。指定基準により難り 地域の実情に応じて定める。

(略)

3 指定避難所の指定基準

指定避難所の指定基準等はおおむね次のとおりとする。

- ・避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- ・要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。
- ・がけ崩れや浸水などの危険がないところとする。
- ・できる限り耐震構造(昭和 56 年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの)の耐火・準耐火建築物で、生活面での障害が除去(バリアフリー化)され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公共施設とする。
- ・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難場所の3つの密(密閉・密集・密接)を避ける配慮がなされている施設とする。

修正後	修正前
【資料 8-1】指定緊急避難場所 【資料 8-2】指定避難所	【資料 8-1】指定緊急避難場所 【資料 8-2】指定避難所
(略)	(晒)
第4 避難所・避難路及び指示伝達方法等の周知(市民安全課 <u>・農</u>	第4 避難所・避難路及び指示伝達方法等の周知(市民安全課
政課・下水道施設課))
市は、災害時において住民が円滑に避難できるよう、 <mark>各種</mark> ハザードマップ・広報紙・掲示板・パンフレット等により、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、指示伝達方法及び避難時の注意点等について周知徹底を図る。	市は、災害時において住民が円滑に避難できるよう、ハザードマップ・広報紙・掲示板・パンフレット等により、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、指示伝達方法及び避難時の注意点等について周知徹底を図る。
第5 学校、病院等における避難計画(行政管理課・社会福祉課_	第5 学校、病院等における避難計画(行政管理課・社会福祉課・
・長寿福祉課・健康づくり課・学校教育課 <u>・こども</u>	<u>こども課</u> ・長寿福祉課・健康づくり課・学校教育課
<mark>課</mark> • 医療関係機関)	• 医療関係機関)
(略)	(略)
第6 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進(<mark>市民協働推</mark>	第6 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進(企画政策課
進課・市民安全課)	• 市民安全課)
(路)	(略)

第14節 医療(助産)救護・防疫体制の強化

(略)

第3 傷病者の搬送体制の整備(市民安全課・健康づくり課・消防本部・医療関係機関)

市は、大規模な災害等により多数の傷病者が発生した場合、傷病者を迅速に他の医療機関へ搬送する必要があるため、受入先医療機関の被災状況、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定する際に必要な情報が把握できるよう、災害救急医療情報システムの確立に努める。

また、ヘリコプターを活用した搬送が行えるよう、ヘリコプター離発着 予定場所の指定をするとともに、要請等の手続きの習熟に努める。

【資料11-4】ヘリコプター臨時離着陸場

(略)

第5 防疫体制の整備(健康づくり課)

家屋等が浸水した場合、避難所生活が長期化した場合等、_____必要に応じて円滑に防疫活動を実施できるよう、市は、防疫体制の整備を図る。また、防疫に必要な薬剤、資機材の備蓄を行うとともに、協定の締結により_、調達体制の整備に努める。

【資料 7-2】医薬品衛生材料調達先

第14節 医療(助産)救護・防疫体制の強化

(略)

第3 傷病者の搬送体制の整備(市民安全課・健康づくり課・消防本部・医療関係機関)

市は、大規模な災害等により多数の傷病者が発生した場合、傷病者を迅速に他の医療機関へ搬送する必要があるため、受入先医療機関の被災状況、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定する際に必要な情報が把握できるよう、災害救急医療情報システムの確立に努める。

また、ヘリコプターを活用した搬送が行えるよう、ヘリコプター離発着 予定場所の指定をするとともに、要請等の手続きの習熟に努める。

【資料11-6】ヘリコプター臨時離着陸場

(略)

第5 防疫体制の整備(健康づくり課)

家屋等が浸水した場合、避難所生活が長期化した場合等、<u>防疫活動が</u>必要な場合に円滑に防疫活動を実施できるよう、市は、防疫体制の整備を図る。また、防疫に必要な薬剤、資機材の備蓄を行うとともに、協定の締結を行う等、調達体制の整備を図る。

【資料 7-2】医薬品衛生材料調達先

 修正後
 修正前

第 15 節 食料等の備蓄・調達及び防災資機材等の 整備

(略)

第1 食料の備蓄・調達体制の整備(市民安全課・商工課)

市は、保存期間が長く調理不要な非常用食料の備蓄を行うとともに、備蓄に適さない食料、不足する食料の調達が災害時に円滑にできるよう、卸売業者、小売業者等と協定を締結する等、食料の供給体制の確保に努める。

なお、非常用食料については、食品への表示が義務となっている特定原材料7品目(えび、かに、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生)に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの21品目(アーモンド等)が表示されているものを購入するか、これらの食物アレルギーを含まないものを購入するなど、配慮するものとする。

【資料4-6】災害時における民間事業者との協力に関する協定等一覧

(略)

第 15 節 食料等の備蓄・調達及び防災資機材等の 整備

(略)

第1 食料の備蓄・調達体制の整備(市民安全課・商工課)

市は、保存期間が長く調理不要な非常用食料の備蓄を行うとともに、備蓄に適さない食料、不足する食料の調達が災害時に円滑にできるよう、卸売業者、小売業者等と協定を締結する等、食料の供給体制の確保に努める。

【資料4-6】災害時における民間事業者との協力に関する協定等一覧

第16節 消防防災へリコプター活用体制の整備

(略)

第2 臨時ヘリポートの確保(市民安全課)

災害時に円滑に消防防災へリコプターを活用できるよう、市は、ヘリポート設置基準に基づき、適地を事前に臨時ヘリポートの予定地として指定し、県へ報告する。

【資料11-4】ヘリコプター臨時離着陸場

(略)

第17節 防災教育の充実

災害時における被害の軽減を図るためには、<u>過去の災害の教訓を踏まえ、</u>防災関係機関、防災上重要な施設等の職員が迅速かつ的確に行動するとともに、住民一人ひとりが、日頃から災害に対する正しい認識を身につけ、「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること、また、早期避難の重要性を理解し、地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識のもと、冷静かつ的確な対応を取ることが重要である。そのため、市及び防災関係機関は、居住地、職場、学校等において、住民に対し、防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

担当

【本庁】市民安全課・社会福祉課 - 学校 教育課・こども課

【関係機関】消防本部・消防団・医療関係機関

第16節 消防防災へリコプター活用体制の整備

(略)

第2 臨時ヘリポートの確保(市民安全課)

災害時に円滑に消防防災へリコプターを活用できるよう、市は、ヘリポート設置基準に基づき、適地を事前に臨時ヘリポートの予定地として指定し、県へ報告する。

【資料11-6】ヘリコプター臨時離着陸場

(略)

第17節 防災教育の充実

防災関係機関は、

災害時における被害の軽減を図るためには、	<u></u> 関
災関係機関、防災上重要な施設等の職員が迅速かつ的確に行動する	とともに、
住民一人ひとりが、日頃から災害に対する正しい認識を身につけ、	「自らの身
の安全は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動を	とること <u>及</u>
び 早期避難の重要性を理解し、	
冷静かつ的確な対応を取ることが重要である。その	ため、市、

住民に対し、防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

【本庁】市民安全課・社会福祉課・こども課・長寿福祉課・学校 担当 教育課 【関係機関】消防本部・医療関係機関

防災業務に従事する職員、

修正後 修正前

第1 防災知識の普及啓発(市民安全課・消防本部)

市及び防災関係機関は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期を 利用して、災害発生時の心得、災害に関する一般的な知識等について、防 災訓練、講演会、パンフレット等を活用し、住民に防災知識の普及啓発活 動を実施する。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中 での、防災に関する教育の普及推進に努める。

• 水防月間 5月1日~31日

・山地災害防止キャンペーン 5月~6月

- ・がけ崩れ防止週間 6月1日~7日
- ・十砂災害防止月間 6月1日~30日
- ·防災週間 8月30日~9月5日

防災の日 9月1日

·全国火災予防運動 秋季 <u>11 月 9 日~15 日</u>

- ・雪崩防災週間 12月1日~7日
- 防災とボランティア週間 1月15日~21日
- 防災とボランティアの日 1月17日
- •全国火災予防運動 春季 3月1日~7日

第1 防災知識の普及啓発(市民安全課・消防本部)

市及び防災関係機関は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期を 利用して、災害発生時の心得、災害に関する一般的な知識等について、防 災訓練、講演会、パンフレット等を活用し、住民に防災知識の普及啓発活 動を実施する。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中 での、防災に関する教育の普及推進に努める。

・水防月間 5月1日~31日 ・山地災害防止キャンペーン 5月~6月

・がけ崩れ防止週間 6月1日~7日

十砂災害防止月間 6月1日~30日

防災週間 8月30日~9月5日

実施の

期間

・防災の日 9月1日・全国火災予防運動 秋季 11月9日~15日

・雪崩防災週間 12月1日~7日

防災とボランティア週間 1月15日~21日

防災とボランティアの日 1月17日

·全国火災予防運動 春季 3月1日~7日

実施の 期間

		修正前	
普及の内容	・最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油、家具等の転倒防止対策、感震ブレーカーの設置等の火災対策等の家庭での予防・安全対策・避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握・警報等発表時や避難情報発令時にとるべき行動・様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動・災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)について、あらかじめ決めておくこと・平時から自分の避難を考える「マイ避難」の取組	箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、自動車へのこまめな満タン約油、家具等の転倒防止対策 等の家庭での予防・安全対策・避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握・警報等発表時や避難情報発令時にとるべき行動・様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動	
普及の 方法	・各種防災訓練の実施 ・講演会、研修会等の開催・ハザードマップ、パンフレットの配布・ラジオ、テレビ、新聞、雑誌、SNS等のインターネットの活用など広報 媒体の利用	・各種防災訓練の実施 ・講演会、研修会等の開催 普及の ・ハザードマップ、パンフレットの配布 方法 ・ラジオ、テレビ、新聞、雑誌、SNS等のインターネットの活用など広報 媒体の利用	
第2 防災上重要な施設における防災教育(市民安全課・社会福祉 第2 防災上重要な施設における防災教育(市民安全課・社会福祉 課 ・長寿福祉課・こども課・医療関係機関)			
(略)		(理各)	
	学校教育における防災教育(<u>市民安全課・</u> 学校教育課 <u>・消防</u> 団)	第4 学校教育における防災教育 (学校教育課)	

第2部 一般災害対策計画

 修正後
 修正前

学校関係者は、児童・生徒の生命、身体の安全を守るため、学校行事、 学級活動、教育活動の全体を通して、<u>防災専門家を招いた避難訓練の実施</u> や消防団員等が参画した体験・実践的な防災教育の推進等に取り組み、 児童・生徒が防災を身近な問題として認識し、災害時に

また、職員会議等を通して、教職員の防災に対する意識の高揚を図ると ともに、災害発生時の児童・生徒に対する的確な指示・誘導、初期消火、 負傷者に対する応急手当等、防災に関する専門的な知識の習得及び技能の 向上を図る。

第18節 防災訓練の実施

(略)

第1 防災訓練の実施(市民安全課・消防本部・消防団)

的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

市は、県、防災関係機関と連携し、大規模な地震、風水害及び複合災害の発生を想定した_____防災訓練を実施し、防災対策の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立、住民の防災意識の高揚を図る。

第2 個別訓練の実施(市民安全課・消防本部・消防団)

市、防災関係機関は、総合防災訓練の他、必要に応じて個別訓練を実施するものとする。個別訓練の種類はおおむね次のとおりとする。

なお、訓練実施にあたっては、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症

学校関係者は、児童・生徒の生命、身体の安全を守るため、学校行事、 学級活動、教育活動の全体を通して、

ß

<u>災教育を実施し、</u>児童・生徒が防災を身近な問題として認識し、災害時に 的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

また、職員会議等を通して、教職員の防災に対する意識の高揚を図ると ともに、災害発生時の児童・生徒に対する的確な指示・誘導、初期消火、 負傷者に対する応急手当等、防災に関する専門的な知識の習得及び技能の 向上を図る。

第18節 防災訓練の実施

(略)

第1 総合防災訓練の実施(市民安全課・消防本部・消防団)

市は、県、防災関係機関と連携し、大規模な地震、風水害 の発生を想定した<u>総合的な</u>防災訓練を実施し、防災対策の習熟、防災関係 機関相互の連絡協調体制の確立、住民の防災意識の高揚を図る。

第2 個別訓練の実施(市民安全課・消防本部・消防団)

市、	防災関係機	鯼関は、	総合防災訓練の他、	必要に応じ	て個別訓練を実施
するも	のとする。	個別訓	練の種類はおおむね	次のとおりと	:する。

対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

<u> </u>	77に延末的月市民 生音の原名を関係した。
訓練の種類	訓練の内容
水防訓練	水防活動に必要な知識と水防作業の指導、情報の伝達、資料管理 等の確認、住民に対する水防意識の高揚を目的とする訓練
通信訓練	大雨、洪水等の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握、応 急対策の指令を迅速かつ適切に行うための通信訓練
動員訓練	災害時における職員の動員を迅速に行うための訓練
災害対策本 部運営訓練	災害発生時の災害対策本部の設置、職員の動員配備、本部会議の 開催等、災害対策本部の運営を適切に行うための訓練
避難所設置 運用訓練	避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するための訓練
土砂災害防 災訓練	土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ 適切に行うため実施する土砂災害情報伝達訓練、災害発生時の避 難方法を確認するとともに住民の土砂災害に対する防災意識の高 揚を図るための住民避難訓練
その他の訓練	防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出救助、避難誘導、 給食給水、図上演習等の訓練

(略)

第19節 自主防災組織の整備

(略)

第1 自主防災組織の組織化(市民安全課・自主防災組織)

市は、地域の防災活動の中心となる自主防災組織が各地域で組織化されるよう、支援に努める。なお、組織化にあたっては、地域に密接して迅速

訓練の種類	訓練の内容
水防訓練	水防活動に必要な知識と水防作業の指導、情報の伝達、資料管理等の確認、住民に対する水防意識の高揚を目的とする訓練
通信訓練	大雨、洪水等の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握、応 急対策の指令を迅速かつ適切に行うための通信訓練
動員訓練	災害時における職員の動員を迅速に行うための訓練
災害対策本 部運営訓練	災害発生時の災害対策本部の設置、職員の動員配備、本部会議の 開催等、災害対策本部の運営を適切に行うための訓練
避難所設置 運用訓練	避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するための訓練
土砂災害防災訓練	土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ 適切に行うため実施する土砂災害情報伝達訓練、災害発生時の避 難方法を確認するとともに住民の土砂災害に対する防災意識の高 揚を図るための住民避難訓練
その他の訓練	防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出救助、避難誘導、 給食給水、図上演習等の訓練

(略)

第19節 自主防災組織の整備

(略)

第1 自主防災組織の組織化(市民安全課・自主防災組織)

市は、地域の防災活動の中心となる自主防災組織が各地域で組織化されるよう、支援に努める。なお、組織化にあたっては、地域に密接して迅速

第2部 一般災害対策計画

かつ的確な災害応急活動が行えるよう、自治会単位の規模で編成し、次のかか

・組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう 努める。

修正後

- ・地域内に事業所がある場合、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置づける。
- ・自主防災組織は、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を 明確にする。
- ・市は、自主防災組織の中心となるリーダーを育成するための研修会等 を開催する。なお、その際女性の参画の促進について努める。

【資料 18-1】自主防災組織の設置状況

(略)

第20節 要配慮者支援体制の強化

災害が発生した場合、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者(児)及び外国人等の要配慮者は、一般の人に比べ、被害を受ける危険性が高いため、 災害時における要配慮者の安全を確保するため、予防対策を実施する。

担当

点に留意する。

【本庁】市民安全課・行政管理課<u>・秘書広報課・市民協働推進</u> <u>課・生涯学習スポーツ課</u>・社会福祉課_____・長寿 福祉課・健康づくり課・商工課・教育総務課・こども課

【関係機関】<u>消防本部、須賀川警察署、自主防災組織、(福)須</u> 賀川市社会福祉協議会、社会福祉施設等の管理者

第1 社会福祉施設入所者に対する対策(社会福祉課_____・ 長寿福祉課・こども課) 修正前

かつ的確な災害応急活動が行えるよう、自治会単位の規模で編成し、次の点に留意する。

- ・組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう 努める。
- ・地域内に事業所がある場合、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防 組織を地域の自主防災組織に積極的に位置づける。
- ・自主防災組織は、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を 明確にする。
- ・市は、自主防災組織の中心となるリーダーを育成するための研修会等 を開催する。なお、その際女性の参画の促進について努める。

【資料 19-1】自主防災組織の設置状況

(略)

第20節 要配慮者支援体制の強化

災害が発生した場合、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者(児)及び外国人等の要配慮者は、一般の人に比べ、被害を受ける危険性が高いため、 災害時における要配慮者の安全を確保するため、予防対策を実施する。

 【本庁】市民安全課・行政管理課

 生社会福祉課・こども課・長寿福祉課・健康づくり課・商工課・教育総務課・生涯学習スポーツ課

 【関係機関】

 社会福祉施設等の管理者

第 1 社会福祉施設入所者に対する対策(社会福祉課<u>・こども課</u>・ 長寿福祉課)

第2部 一般災害対策計画

修正後 修正前 (略) (略) 2 組織体制の整備 2 組織体制の整備 社会福祉施設の管理者は、施設職員が入所者を安全に避難誘導できるよ 社会福祉施設の管理者は、施設職員が入所者を安全に避難誘導できるよ う、職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。特 う、職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。特 に、夜間における消防機関等への通報連絡、入所者の避難誘導は、職員の に、夜間における消防機関等への通報連絡、入所者の避難誘導は、職員の 人数が少なくなることから、市、他の施設、近隣住民、NPO・ボランテ 人数が少なくなることから、市、他の施設、近隣住民、ボランテ ィア等の協力が得られるよう体制づくりに努める。 ィア組織の協力が得られるよう体制づくりに努める。 第2 在宅者に対する対策(市民安全課・社会福祉課・長寿福祉 第2 在宅者に対する対策(社会福祉課 • 長寿福祉 課・消防本部・警察署・自主防災組織・(福)須賀川市社会 福祉協議会) 1 避難支援プランの作成 1 避難支援プランの作成 市は、災害発生時に在宅の避難行動要支援者を安全に避難させるため、 市は、災害発生時に在宅の避難行動要支援者を安全に避難させるため、 避難支援プランを策定する。 避難支援プランを策定する。 さらに、避難行動要支援者の名簿を整備するとともに、地域防災計画に さらに、避難行動要支援者の名簿を整備するとともに、地域防災計画に 基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門 基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門 職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の 職、(福) 須賀川市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の 避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者 避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者 ごとに、作成の同意を得たうえで、居住地が浸水想定区域や土砂災害警戒 ごとに、作成の同意を得たうえで、 区域内であるなどの地理的状況や、要支援者本人の状況を踏まえ、優先度 の高い者から個別辟難計画を作成するよう努める。 個別避難計画を作成するよう努める。

1) 避難行動要支援者の範囲

本市における避難行動要支援者の範囲は、生活基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当<u>し自ら避難することが困難な者であって、その円滑か</u>つ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者とする。

なお、避難支援等の必要性については、警報や避難指示等の災害関連情報の取得能力、避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、 避難行動を取るうえで必要な身体能力等の避難能力などを総合的に勘案して判断するものとする。

- ・身体障がい者手帳1・2級の交付を受けた者(視覚・聴覚・肢体不自由者に限る)
- ・療育手帳Aの交付を受けた者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者
- ・都道府県から指定難病医療費受給者証を受けた者
- ・要介護3以上の認定を受けた者
- ・75歳以上の高齢者のみの世帯(本人等から自ら避難することが困難 である旨申出のあった者)
- ・その他市長が特に必要と認めた者

(略)

4) 避難行動要支援者情報の利用及び取得

ア 市内部での情報集約

市は、要配慮者に該当する者を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するため、関係課で把握している要介護高齢者、

障がい者等の情報集約に努める。

イ 都道府県等からの情報取得

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成のため必要と認めるときは、災害対策基本法第49 条の10第4項の規定に基づき、関係

1)	避難行	動要支	援者の	節囲

本市における避難行動要支援者の範囲は、生活基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当<u>する</u>

ものとする。

- ・要介護認定3~5を受けている者
- ・身体障がい者手帳1・2級所持者
- ・単身高齢者 (75歳以上) または高齢者 (75歳以上) のみの世帯
- ·養育手帳A所持者
- 精神保健福祉手帳 1 級所持者
- ・市の生活支援を受けている難病患者
- ・その他登録希望者(養育B、身体3級等)

(略)

4) 避難行動要支援者情報の利用及び取得

ア 市内部での情報集約

市は、要配慮者に該当する者を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するため、関係課で把握している要介護高齢者、

障がい者等の情報集約に努める。

イ 都道府県等からの情報取得

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成のため必要と認めるときは、災害対策基本法第四十九条の十第四項の規定に基づき、関係

修正前

都道府県知事その他の者に対して、情報の提供を依頼することができる。

5) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新

市は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、<u>1</u>年に一度避難行動要支援者名簿の情報の総確認を行うとともに、日頃から避難行動要支援者の把握に努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(略)

2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の利用及び提供

(略)

1) 避難支援等関係者の範囲

- 消防機関
- 警察
- ・民生委員・児童委員
- ·町内会(行政区)長
- ・その他避難支援等の実施に携わる関係者

都道府県知事その他の者に対して、情報の提供を依頼することができる。

5) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新

市は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、<u></u>年に一度避難行動要支援者名簿の情報の総確認を行うとともに、日頃から避難行動要支援者の把握に努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(略)

2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の利用及び提供

(略)

1) 避難支援等関係者の範囲

- 消防機関
- 警察
- 民生
 児童委員
- ·町内会(行政区)長
- ・その他災害時に避難行動要支援者の避難支援等を行う者

(略)

修正後 修正前 3 情報伝達体制の整備 3 情報伝達体制の整備 要配慮者に、 市は、一人暮らしの高齢者、要介護高齢者、障がい者等、要配慮者に、 市は、 迅速かつ着実に情報伝達ができるよう、防災行政無線、広報車による情報 迅速かつ着実に情報伝達ができるよう、防災行政無線、広報車による情報 伝達に加え、緊急速報メールの活用など、情報伝達体制の強化に努める。 伝達に加え、緊急速報メールの活用など、情報伝達体制の強化に努める。

(略)

第4 避難所における対策(市民安全課・市民協働推進課・生涯学

習スポーツ課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課・商

工課・教育総務課

市は、避難所に指定する施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリー トイレの設備等、要配慮者に配慮した整備に努めるとともに、避難生活が 長期化した場合を想定し、要配慮者に対する生活支援が行えるよう、保健 センター等の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定する。

第21節 NPO・ボランティア等との連携体制の 強化

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関のみでは十分な応急対策の実施 が困難となるおそれがあり、NPO・ボランティア等の活動が非常に重要とな る。そのため、市、関係機関は、NPO・ボランティア等の活動が円滑に行わ れるよう、関係機関との連携強化、受入れ体制の整備を図る。

【本庁】市民安全課・社会福祉課 担当

【関係機関】 (福) 須賀川市社会福祉協議会 • 日本赤十字社福島

(略)

第4 避難所における対策(市民安全課

・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課・商

工課・教育総務課・生涯学習スポーツ課)

市は、避難所に指定する施設のユニバーサルデザイン化、多目的トイレ の設備等、要配慮者に配慮した整備に努めるとともに、避難生活が 長期化した場合を想定し、要配慮者に対する生活支援が行えるよう、保健 センター等の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定する。

第21節 ボランティア との連携体制の

強化

担当

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関のみでは十分な応急対策の実施 が困難となるおそれがあり、_____ボランティア_の活動が非常に重要とな る。そのため、市、関係機関は、ボランティアの活動が円滑に行わ れるよう、関係機関との連携強化、受入れ体制の整備を図る。

> 【本庁】市民安全課・社会福祉課 【関係機関】日本赤十字社福島県支部・ 社会福祉 協議会

为12 III — 从人口内 — 从人口内 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —				
修正後	修正前			
(町名)	(略)			
第2 <u>NPO・</u> ボランティア団体との連携強化(社会福祉課・	第2ボランティア団体との連携強化(社会福祉課・			
(福) 須賀川市社会福祉協議会・日本赤十字社福島県支部) 市は、県の関係機関、日本赤十字社福島県支部、(福) 須賀川市社会福 祉協議会等と連携を図り、NPO・ボランティア団体等との連携強化に努 める。	社会福祉協議会・日本赤十字社福島県支部) 市は、県の関係機関、日本赤十字社福島県支部、社会福祉協議会等と連携を図り、ボランティア団体等との連携強化に努める。			
第3 <u>NPO・</u> ボランティア等の登録(市民安全課・社会福祉課 <u>・</u>	第3ボランティア等の登録(市民安全課・社会福祉課_			
(福)須賀川市社会福祉協議会) 市は、迅速かつ的確な応急対策活動が行われるように、NPO・ボランティア団体等及び専門的知識、技能を持つボランティアの把握に努める。 なお、消防職員OBを対象とした消火、救急ボランティア等の登録制度の導入について検討していく。	ー			
第4 ボランティアコーディネーターの育成(市民安全課・社会福	 第4 ボランティアコーディネーターの育成(市民安全課・社会福祉課) 災害時において、 ボランティア_を円滑に受入れ、効果的な活動を導くボランティアコーディネーターが有効であるため、市は関係機関と連携し、ボランティアコーディネーターの育成に努める。 			

第5 NPO・ボランティアの受入れ体制の整備(市民安全課・社

会福祉課・(福)須賀川市社会福祉協議会)

災害時にNPO・ボランティア等が活動する際に、どの分野でどのようなニーズがあるのか、的確な情報がないと効果的な活動は困難である。そのため、市は、災害時にNPO・ボランティア等が円滑に活動できるよう、平常時より、ボランティアに対する窓口の設置、情報提供担当者の選出等、受け入れ体制の整備に努める。

また、防災訓練において、ボランティアセンターの立ち上げ、運営訓練 等を取り入れるように努める。

【資料4-5】災害時におけるボランティア活動に係る協定

第22節 文化財予防対策の強化

(略)

(略)

第1 防災設備等の整備強化(文化振興課・消防本部)

文化財所有者・管理者等は、文化財の安全対策として、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水、避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施する。

第5 ボランティアの受入れ体制の整備(市民安全課・社

会福祉課

災害時に_____ボランティア__が活動する際に、どの分野でどのようなニーズがあるのか、的確な情報がないと効果的な活動は困難である。そのため、市は、災害時に_____ボランティア__が円滑に活動できるよう、平常時より、ボランティアに対する窓口の設置、情報提供担当者の選出等、受け入れ体制の整備に努める。

また、防災訓練において、ボランティアセンターの立ち上げ、運営訓練 等を取り入れるように努める。

(新規)

第22節 文化財予防対策の強化

(略)

第1 防災設備等の整備強化(文化振興課・消防本部)

文化財所有者・管理者等は、文化財の安全対策として、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水、避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施する。

【資料 15-1】指定等文化財

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確立

災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、市は、被害状況、 災害の危険性等の状況にあわせた体制を迅速に確立し、円滑な応急活動を実施 する。

担当

(略)

【本庁】市民安全課班・道路河川課班・人事課班・全班 ※災害対策本部が設置された場合、各課は本部組織班として応急活動を 実施する。

【関係機関】消防団

第1 災害応急対策の防災 行動計画

時間経過に応じた標準的な災害応急対策を策定<u>のうえ</u>、県・市・防災 関係機関並びに市民に周知し、確実・円滑な応急活動の実施を図る。

また、市は、県・防災関係機関等と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)の作成に努めるとともに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行い、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

なお、災害応急対応の着手時期や内容は災害の規模に応じて異なるため、実際の災害対応においては、臨機応変に対応することとする。

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確立

災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、市は、被害状況、 災害の危険性等の状況にあわせた体制を迅速に確立し、円滑な応急活動を実施 する。

担当

【本庁】市民安全課班・道路河川課班・人事課班・全班 ※災害対策本部が設置された場合、各課は本部組織班として応急活動を 実施する。

第1 災害応急対策の時系列行動計画

時間経過に応じた標準的な災	災害応急対策を策定し		県・	市•	防災
関係機関並びに市民に周知し、	確実・円滑な応急活動	動の実	施を図	する。	

なお、災害応急対応の着手時期や内容は災害の規模に応じて異なるため、実際の災害対応においては、臨機応変に対応することとする。

第2部 一般災害対策計画

修正後 修正前

2 <u>防災</u>行動計画

		1 3 - 33 H 1 I			
No.	災害応急対 策業務	担当班	災害発生後3時間以 内	災害発生後 24 時間以 内	災害発生後3日以 内
1	災害対策本部体制	市民安全課班行政管理課班	・災害対策本部設置 ・関係機関への周知 ・第1回本部会議開 催	・第2回本部会議開 催 (以降適時開催)	
2	職員の動員	人事課班全班	・職員全員登庁 ・指定職員が事務局 参集 ・職員安否確認		
3	災害情報収集伝達	行政管理課班 市民安全課班 <u>秘書広報課班</u> 全班	・関係機関からの被害情報の収集 ・県への被害状況報告	・定期的な被害情報の収集及び報告	
4	通信の確保	行政管理課班 市民安全課班 情報政策課班	・防災行政無線の確認 ・電話回線の確保	インターネット回線の確保	
5	相互応援協力	市民安全課班人事課班		・県への応援要請 ・他市町村への応援 要請	・広域応援の受入 準備
6	災害広報	企画政策課班 秘書広報課班 市民安全課班 行政管理課班	・広報車による広報 ・緊急速報メールに よる情報発信 ・防災行政無線によ る情報発信	・被害速報マスコミ提供・災害対応ホームページ掲載	
7	消火活動	市民安全課班	・地域による消火活動・消防団による消火活動・消防本部による消火活動・ヘリコプターによ	・他市町村、他消坊 本部への応援要請	

2 時系列行動計画

No.	災害応急対 策業務	担当班	災害発生後3時間以 内	災害発生後 24 時間以 内	災害発生後3日以 内
1	災害対策本部体制	市民安全課班 行政管理課班	・災害対策本部設置 ・関係機関への周知 ・第1回本部会議開 催	・第2回本部会議開催 (以降適時開催)	
2	職員の動員	人事課班全班	・職員全員登庁 ・指定職員が事務局 参集 ・職員安否確認		
3	災害情報収 集伝達	行政管理課班 市民安全課班 ————————————————————————————————————	・関係機関からの被害情報の収集 ・県への被害状況報告	・定期的な被害情報の収集及び報告	
4	通信の確保	行政管理課班 市民安全課班	・防災行政無線の確認 ・電話回線の確保	インターネット回線の確保	
5	相互応援協力	市民安全課班人事課班		・県への応援要請 ・他市町村への応援 要請	・広域応援の受入 準備
6	災害広報	企画政策課班 秘書広報課班 市民安全課班	・広報車による広報 ・緊急速報メールに よる情報発信 ・防災行政無線によ る情報発信	被害速報マスコミ 提供災害対応ホームペ ージ掲載	
7	消火活動	市民安全課班	・地域による消火活動・消防団による消火活動・消防本部による消火活動・ヘリコプターによ	・他市町村、他消防 本部への応援要請	

修正後						修正前							
			る消火活動の要請						る消火活動の要請				
8	救助・救急	市民安全課班 道路河川課班	 ・地域による救助活動 ・消防団による救助活動 ・消防本部による救助活動 ・ヘリコプターによる救助活動の要請 	・他市町村、他消防 本部への応援要請		8	救助・救急	市民安全課班道路河川課班	・地域による救助活動・消防団による救助活動・消防本部による救助活動・ヘリコプターによる救助活動の要請	・他市町村、他消防 本部への応援要請			
9	自衛隊災害派遣	市民安全課班		・県への派遣要請依頼	・災害派遣部隊の 受入準備	9	自衛隊災害派遣	市民安全課班		・県への派遣要請依 頼	・災害派遣部隊の 受入準備		
10	避難・避難	市民安全課班 社会福祉課班 長寿福祉課班 保険年金課班 健康づくり課班 施設管理者	・避難情報の発令 ・県への報告 ・住民への周知及び 誘導 ・避難場所の確保 ・避難所の開設、周	・避難所の運営		10	避難・避難	市民安全課班 企画政策課班 行政管理課班 社会福祉課班 長寿福祉課班	・避難情報の発令・県への報告・住民への周知及び誘導・避難場所の確保・避難所の開設、周知	・避難所の運営			
11	医療救護	健康づくり課班		・医療救護班の編制 ・医薬品等の確保 ・救護所の設置 ・医療救護班の派遣		11	医療救護	健康づくり課班		医療校護班の編制医薬品等の確保救護所の設置医療救護班の派遣			
12	緊急輸送	市民安全課班 行政管理課班 道路河川課班		・車両等の確保 ・緊急輸送路等の確 保		12	緊急輸送	市民安全課班行政管理課班道路河川課班		・車両等の確保 ・緊急輸送路等の確 保			
13	警備活動及び交通規制	市民安全課班道路河川課班	・避難誘導 ・救助活動	・交通規制の実施、 周知	・緊急通行車両証 明書発行	13	警備活動及び交通規制	市民安全課班道路河川課班	・避難誘導 ・救助活動	・ 交通規制の実施、 周知	・緊急通行車両証 明書発行		
14	防疫及び保健衛生	環境課班 健康づくり課班 経営課班 水道施設課班		・給水、炊き出し等 食品衛生指導	・被災地の消毒 ・避難所の衛生指 導 ・食事栄養指導	14	防疫及び保 健衛生	環境課班健康づくり課班		・給水、炊き出し等 食品衛生指導	・被災地の消毒 ・避難所の衛生指 導 ・食事栄養指導		

	修正後						修正前						
15	廃棄物処理	環境課班		ゴミ収集体制の構築仮置き場の検討	・がれき処理体制の検討		15	廃棄物処理	環境課班		・ゴミ収集体制の構築 ・仮置き場の検討	・がれき処理体制の検討	
16	救援 (給水・食料・生活物資)	商工課班 観光交流課班 社会福祉課班 会計課班 会計課班 経営課班 水道施設課班		 ・備蓄品の供給 ・避難所への毛布等の提供 ・応急給水活動の開始 ・食料の調達 ・食料の配布 ・炊き出しの実施 	・生活必需品の調 達 ・生活必需品の配 布		16	救援(給水・食料・ 生活物資)	社会福祉課班 商工課班 観光交流課 会計課班 会計課班 水道施設課班		 ・備蓄品の供給 ・避難所への毛布等の提供 ・応急給水活動の開始 ・食料の調達 ・食料の配布 ・炊き出しの実施 	・生活ど需品の調 達 ・生活ど需品の配 布	
17	救援 (義援 物資・義援 金)	商工課班 観光交流課班 社会福祉課班 会計課班			・義援物資、義援 金の受入周知 ・義援金の受付ロ 座公表		17	救援 (義援 物資・義援 金)	社会福祉課班 商工課班			・義援物資、義援 金の受入周知 ・義援金の受付口 座公表	
18	災害相談対 策	行政管理課班			・臨時災害相談所 の開設		18	災害相談対 策	行政管理課班			・臨時災害相談所 の開設	
19	上水道応急対策	経営課班 水道施設課班	・被害状況調査	・被害状況の広報 ・重要施設からの復 旧作業			19	上水道応急対策	水道施設課班経営課班	・被害状況調査	・被害状況の広報 ・重要施設からの復 旧作業		
20	下水道応急対策	経営課班 下水道施設課班	•被害状况調查	・被害状況の広報 ・重要施設からの復 旧作業			20	下水道応急 対策	下水道施設課班 経営課班	・被害状況調査	・被害状況の広報 ・重要施設からの復 旧作業		
21	道路応急対策	道路河川課班農政課班	•被害状况調查	・交通規制 ・被害状況の周知	・緊急輸送路等の 復旧作業		21	道路応急対策	道路河川課班農政課班	・被害状況調査	・交通規制 ・被害状況の周知	・緊急輸送路等の 復旧作業	
22	建築物の応 急危険度判 定	建築住宅課班			・県への応援要請・建築士会への被災情報収集の要請		_						
23	障害物の除 去	建築住宅課班			・制度の周知 ・窓口の開設準備		_						

								リ火口四				
修正後								修正前				
<u>24</u>	住宅の応急修理	建築住宅課班			・制度の周知 ・窓口の開設準備		_					
<u>25</u>	児童生徒等 の保護	学校教育課班 各小中学校·義務教 育学校班	児童生徒の安全な 避難被害状況調査	・避難所受入準備 ・授業方針の検討及 び周知			<u>22</u>	児童生徒等 の保護	学校教育課班 各小中学校·義務教 育学校班	児童生徒の安全な 避難被害状況調査	・避難所受入準備 ・授業方針の検討及 び周知	
<u>26</u>	要配慮者対策	市民安全課班 社会福祉課班 長寿福祉課班 	・地域による要支援 者への声かけ、避 難誘導の要請 ・福祉避難所の開 設・周知 ・社会福祉施設等 への受入要請 ・選難状況の把握				23	要配慮者対策	市民安全課班 社会福祉課班 長寿福祉課班 健康づくり課班	・地域による要接護者への声かけ、避難誘導の要請		福祉選集所の開 設社会福祉施設等 への受入要請選業状况の把握
第2		本制の基準 ・重	协員配備(市民	安全課班・全球	班)		第 2		本制の基準・	動員配備(市長	安全課班・全	班)

第2部 一般災害対策計画

2 災害対策本部設置後

配備体制	配備基準	指揮者	動員配備
第1 非 常 配 備	・市内で局所的に災害が発生し、拡大するおそれがあるとき。 ・複数の地域で災害の発生が予想されるとき。 ・その他、特に市長が必要と認めたとき。	本部長(市長)	災害対策本部を設置 ・市長 ・副市長、教育長 ・全部長、全課(解)長、各施設 長 ・消防長 ・消防団長 ・予想される災害に関係する部課において必要な職員(全職員の半数程度) <被災状況の推移により第2非常配備に移行できる体制>
第2 非 常 配 備	・市内の複数または全域にわたって災害が発生したとき。・被害が甚大と予想されるとき。・災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき・その他、特に本部長(市長)が必要と認めたとき。	本部長(市長)	全職員動員

第3 活動の要点(市民安全課班・道路河川課班・全班)

(略)

2 災害対策本部設置後

配備体制	配備基準	指揮者	動員配備
第1 非常配 備	・市内で局所的に災害が発生し、拡大するおそれがあるとき。 ・複数の地域で災害の発生が予想されるとき。 ・その他、特に市長が必要と認めたとき。	本部長(市長)	災害対策本部を設置 ・市長 ・副市長、教育長 ・全部長、全課長 ・消防長 ・消防長 ・消防団長 ・予想される災害に関係する部課 において必要な職員(全職員の 半数程度) <被災状況の推移により第2非常 配備に移行できる体制>
第2 非 常 配 備	・市内の複数または全域にわたって災害が発生したとき。 ・被害が甚大と予想されるとき。 ・災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。 ・その他、特に本部長(市長)が必要と認めたとき。	本部長(市長)	全職員動員

第3 活動の要点(市民安全課班・道路河川課班・全班)

第2部 一般災害対策計画

2 災害対策本部設置後

配備体制	動員配備職員	活動の要点
	市長	 ・災害対策本部の設置を発令する。 ・本部長として、本部員を招集し本部会議を開催する。 ・本部会議により応急対策内容の決定と各課(解)長への指示を行う。 ・避難情報を発令する。 ・災害状況の推移により、第2非常配備に移行するかの判断を行う。
	副市長	・副本部長として市長を補佐する。 ・市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
	教育長	・副本部長として市長を補佐する。
第1非常配備	総務部長	・関係各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断すると ともに応急措置について、随時これを市長に報告する。 ・副市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
	企画政策部長	・必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、災害に 関する情報の周知を図る。 ・総務部長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
	各部長	 ・情報の収集及び伝達体制を強化する。 ・状況を各課(解)長に周知し、所要の人員、資機材を配置する。 ・必要に応じ、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を総務部長を通じ、市長に報告する。

2 災害対策本部設置後

配備体制	動員配備職員	活動の要点
	市長	・災害対策本部の設置を発令する。 ・本部長として、本部員を招集し本部会議を開催する。 ・本部会議により応急対策内容の決定と各課長 への指示を行う。 ・避難情報を発令する。 ・災害状況の推移により、第2非常配備に移行するかの判断を行う。
	副市長	・副本部長として市長を補佐する。 ・市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
	教育長	・副本部長として市長を補佐する。
第1非常配備	総務部長	・関係各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断すると ともに応急措置について、随時これを市長に報告する。 ・副市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
	企画政策部長	・必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、災害に 関する情報の周知を図る。 ・総務部長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
	各部長	 ・情報の収集及び伝達体制を強化する。 ・状況を各課長 に周知し、所要の人員、資機材を配置する。 ・必要に応じ、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を総務部長を通じ、市長に報告する。

			(古刈州)		修正前
,	消防長	・本部員として消防本部へ指示を伝達する。		消防長	・本部員として消防本部へ指示を伝達する。
	消防団長	・本部員として各分団へ指示を伝達する。		消防団長	・本部員として各分団へ指示を伝達する。
	各課(廨)長 各施設長	・情報の収集及び伝達体制を強化する。 ・部長等の指示により、所要の人員、資機材を配置する。 ・部長等の指示により、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を所属部長(各施設長においては所管課長)に報告する。		各課長	・情報の収集及び伝達体制を強化する。 ・部長_の指示により、所要の人員、資機材を配置する。 ・部長_の指示により、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を所属部長
	配備につく各職員	・必要に応じ、各課の所掌事務に基づき災害応急対策活動を実施する。		配備につく各職員	・必要に応じ、各課の所掌事務に基づき災害応急対策活動を実施する。
第2非常配備	全職員	地域防災計画応急対策計画に沿った組織的な災害応急対策を 実施する。 非常体制が指令された後及び被害が発生した後は、各部長は 災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随 時総務部長を通じ本部長に報告するものとする。	第2非常配備	全職員	地域防災計画応急対策計画に沿った組織的な災害応急対策を 実施する。 非常体制が指令された後及び被害が発生した後は、各部長は 災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随 時総務部長を通じ本部長に報告するものとする。
(略)			(略)		

第2節 災害対策本部の設置

(略)

第1 災害対策本部の設置及び解散(市民安全課班・行政管理課班・全班)

市長は、災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、必要と認めたときは、災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づく須賀川市災害対策本部(以下、この節において「本部」という。)を設置する。

また、市長は、災害の危険がなくなったとき、または災害発生後における災害応急対策がおおむね終了したときは、本部を解散する。

(削除) (削除)

(略)

第5 災害対策本部の設置の報告・通知(市民安全課班)

市長は、災害対策本部を設置、または解散したときは、速やかに県及び 関係機関に通報する。災害対策本部を設置した場合は、災害対策本部室に 本部室を示す標識を設置する。

(削除)

(略)

第2節 災害対策本部の設置

(略)

第1 災害対策本部の設置及び解散(市民安全課班・行政管理課班・全班)

市長は、災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、必要と認めたときは、災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づく須賀川市災害対策本部(以下、この節において「本部」という。)を設置する。

また、市長は、災害の危険がなくなったとき、または災害発生後における災害応急対策がおおむね終了したときは、本部を解散する。

【資料 3-1】須賀川市災害対策本部条例 【資料 3-2】須賀川市災害対策本部規程

(略)

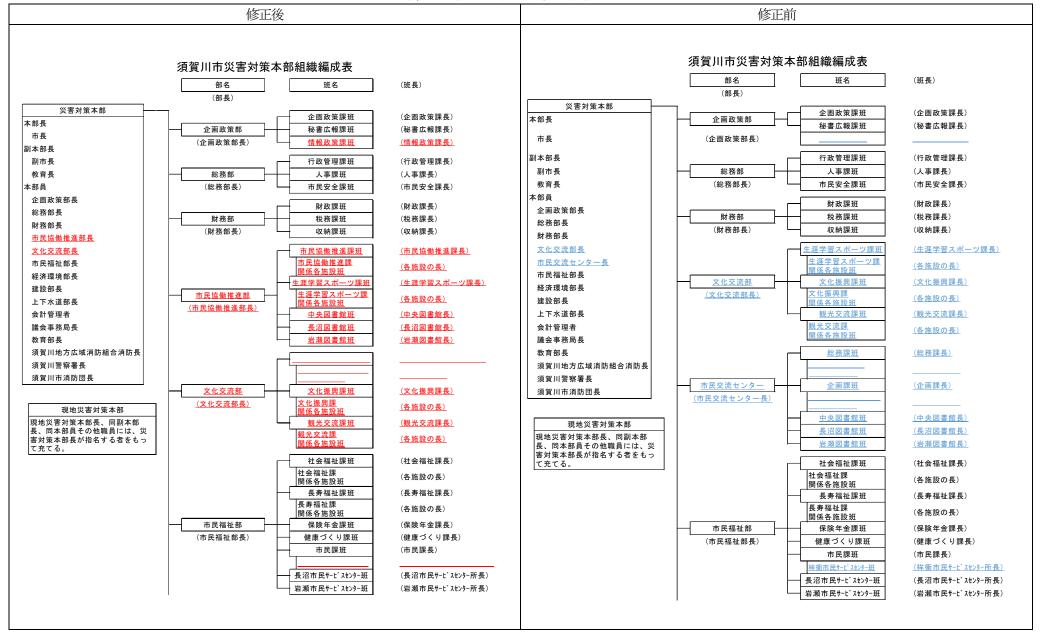
第5 災害対策本部の設置の報告・通知(市民安全課班)

市長は、災害対策本部を設置、または解散したときは、速やかに県及び 関係機関に通報する。災害対策本部を設置した場合は、災害対策本部室に 本部室を示す標識を設置する。

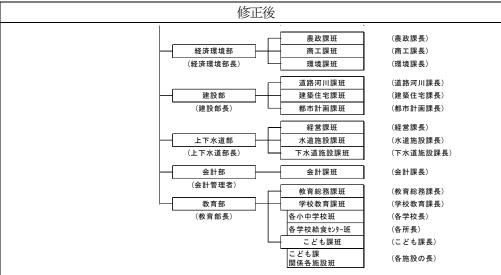
【資料 3-3】災害対策本部設置の連絡先

須賀川市地域防災計画 第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
第8 複合災害発生時の体制(市民安全課班・全班) 複合災害が発生した場合において、その対策本部が複数設置された場合は、重複する要因の所在調整、情報の収集、連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。	
第9 災害対策本部の組織(市民安全課班・全班)	第8 災害対策本部の組織(市民安全課班・全班)
	
災害対策本部の組織は次のとおりとする。	災害対策本部の組織は次のとおりとする。



第2部 一般災害対策計画

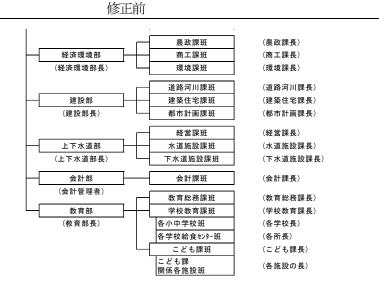


議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局及び農業委員会事務局の職員について は、必要に応じ本部長が要請するものとする。

第10 災害対策本部の事務分掌(市民安全課班・全班)

災害対策本部を設置した場合の各部、各班における分掌事務は次の とおりである。災害対策本部設置しない場合においても、概ねの次の 分掌事務に従い、対応にあたる。

力争がに促む、人が心になったる。			
部名	班名	分掌事務	
(部長)	(班長)		. 3 25
企画政策	企画政策課班	1	新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送、ホームページ
部(企画	(企画政策課	É	等による広報活動に関すること。
政策部	長)	2	広報車による広報活動の支援に関すること。
長)		3	部内の各班との連絡調整に関すること。
		4	部内の他班の所掌に属さない事項。
		5	特命による重要事項の調整に関すること。
		6	その他応急対策に関すること。



議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局及び農業委員会事務局の職員について は、必要に応じ本部長が要請するものとする。

第9 災害対策本部の事務分掌(市民安全課班・全班)

災害対策本部を設置した場合の各部、各班における分掌事務は次のと おりである。災害対策本部設置しない場合においても、概ねの次の分掌 事務に従い、対応にあたる。

	デカスにんべく スカルベースカー・ショ				
部名	班名		分掌事務		
(部長)	(班長)				
企画政策	企画政策課班	1	新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送、ホームページ		
部(企画	(企画政策課	等	幹による広報活動に関すること。		
政策部	長)	2	広報車による広報活動の支援に関すること。		
長)		3	部内の各班との連絡調整に関すること。		
		4	部内の他班の所掌に属さない事項。		
		5	特命による重要事項の調整に関すること。		

		修正後			修正前
	秘書広報課班	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。			6 その他応急対策に関すること。
	(秘書広報課	2 災害写真の撮影、収集、記録等に関すること。		秘書広報課班	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。
	長)	3 その他応急対策に関すること。		(秘書広報課	2 災害写真の撮影、収集、記録等に関すること。
	情報政策課班	1 通信環境の確保に関すること。		長)	3 その他応急対策に関すること。
	(情報政策課	2 広報車による広報活動の支援に関すること。		(新規)	(新規)
	<u>長)</u>	3 その他応急対策に関すること。			
総務部	行政管理課班	1 市議会との連絡及び市議会提出資料に関すること。			
(総務部	(行政管理課	2 市庁舎の電源及び電話回線の確保に関すること。	総務部	行政管理課班	1 市議会との連絡及び市議会提出資料に関すること。
長)	長)	3 市庁舎の被害の調査及び応急復旧に関すること。	(総務部	(行政管理課	2 市庁舎の電源及び電話回線の確保に関すること。
		4 庁用自動車の配車に関すること。	長)	長)	3 市庁舎の被害の調査及び応急復旧に関すること。
		5 広報車による広報活動の調整に関すること。			4 庁用自動車の配車に関すること。
		6 部内の各班との連絡調整に関すること。			5 広報車による広報活動の調整に関すること。
		7 部内の他班の所掌に属さない事項。			6 部内の各班との連絡調整に関すること。
		8 その他応急対策に関すること。			7 部内の他班の所掌に属さない事項。
	人事課班	1 災害時における職員の動員及び調整に関すること。			8 その他応急対策に関すること。
	(人事課長)	2 職員の非常招集に関すること。		人事課班	1 災害時における職員の動員及び調整に関すること。
		3 他の自治体等との間の職員派遣に関すること。		(人事課長)	2 職員の非常招集に関すること。
		4 その他応急対策に関すること。			3 他の自治体等との間の職員派遣に関すること。
	市民安全課班	1 防災会議に関すること。			4 その他応急対策に関すること。
	(市民安全課	2 本部長の命令の伝達に関すること。		市民安全課班	1 防災会議に関すること。
	長)	3 本部の庶務に関すること。		(市民安全課	2 本部長の命令の伝達に関すること。
		4 気象情報の受信及び通報に関すること。		長)	3 本部の庶務に関すること。
		5 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用及び実			4 気象情報の受信及び通報に関すること。
		施に関すること。			5 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用及び実
		6 公用令書の発行及びこれに伴う補償に関すること。			施に関すること。
		7 自衛隊の派遣要請に関すること。			6 公用令書の発行及びこれに伴う補償に関すること。

		修正後			修正前
財務部(財務部長)	財政課班 (財政課長) 税務課班 (税務課長) 収納課班	修正後 8 警察署との連絡に関すること。 9 須賀川地方広域消防組合との連絡に関すること。 10 り災証明書の発行に関すること (災害対策本部を設置し、全庁体制となる災害を除く。)。 11 災害の情報の収集に関すること。 12 被害状況の結果整理及び報告に関すること。 13 危機管理における庁内調整に関すること。 1 災害応急対策費の予算措置に関すること。 2 部内の各班との連絡調整に関すること。 3 部内の他班の所掌に属さない事項。 4 その他応急対策に関すること。 1 被災住宅の調査に関すること。 2 り災証明書の発行に関すること (災害対策本部を設置し、全庁体制となる災害に限る。)。 3 被災証明書の発行に関すること。 4 その他応急対策に関すること。	財務部(財務部長)	財政課班(財政課長)	修正前 7 自衛隊の派遣要請に関すること。 8 警察署との連絡に関すること。 9 須賀川地方広域消防組合との連絡に関すること。 10 り災証明書の発行に関すること <u>(被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)適用となる災害を除く。)。</u> 11 災害の情報の収集に関すること。 12 被害状況の結果整理及び報告に関すること。 13 危機管理における庁内調整に関すること。 1 災害応急対策費の予算措置に関すること。 2 部内の各班との連絡調整に関すること。 3 部内の他班の所掌に属さない事項。 4 その他応急対策に関すること。 1 被災住宅の調査に関すること。 2 り災証明書の発行に関すること(被災者生活再建支援法適用となる災害に限る。)。 3 被災証明書の発行に関すること。
市民協働推進部長)	(収納課長) 市民協働推進設 班 (市民協働推進) 課長)	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 各コミュニティセンター管内の災害情報収集に関すること。 4 部内の各班との連絡調整に関すること。 5 部内の他班の所掌に属さない事項。 6 その他応急対策に関すること。		収納課班 (収納課長)	4 その他応急対策に関すること。

	修正後			修正前		
市民協働推進課	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。					
関係施設班	2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。					
(各施設の長)	3 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関					
	<u>すること。</u>					
	4 各コミュニティセンターにあっては、管内の災害情					
	報の収集及び報告に関すること。					
	5 その他応急対策に関すること。					
生涯学習スポー	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。					
ツ課班	2 社会教育施設、体育施設等の被害調査及び応急復旧					
(生涯学習スポ	<u>に関すること。</u>					
<u>ーツ課長)</u>	3 その他応急対策に関すること。					
生涯学習スポー	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。					
ツ課関係施設班	2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。					
(各施設の長)	3 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関					
	<u>すること。</u>					
	4 その他応急対策に関すること。					
中央図書館班	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。					
(中央図書館	2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。					
長)	3 その他応急対策に関すること。					
長沼、岩瀬図書	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。					
館班	2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。					
(長沼図書館	3 その他応急対策に関すること。					
長、岩瀬図書館						
長)						
文化交流 (削除)	(削除)					
<u></u>		文化交流	生涯学習スポー	1 社会教育施設、	体育施設等の被害	言調査及び応急復旧

_		修正後			修正前
(文化交			部	ツ課班	に関すること。
流部長)			(文化交	(生涯学習スポ	2 各公民館管内の災害情報収集に関すること。
			流部長)	ーツ課長)	3 部内の各班との連絡調整に関すること。
					4 部内の他班の所掌に属さない事項。
	(削除)	(削除)			5 その他応急対策に関すること。
				生涯学習スポー	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。
				ツ課関係施設班	2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。
				(各施設の長)	3 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関
					<u>すること。</u>
					4 各公民館にあっては、管内の災害情報の収集及び報
					告に関すること。
	文化振興課班	1 文化財等の被害の調査に関すること。			5 その他応急対策に関すること。
	(文化振興課	2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。		文化振興課班	1 文化財等の被害の調査に関すること。
	長)	3 その他応急対策に関すること。		(文化振興課	2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。
	文化振興課関係	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。		長)	3 その他応急対策に関すること。
	施設班	2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。		文化振興課関係	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。
	(各施設の長)	3 その他応急対策に関すること。		施設班	2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。
	観光交流課班	1 救援物資の受付及び配布に関すること。		(各施設の長)	3 その他応急対策に関すること。
	(観光交流課	2 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。		観光交流課班	1 救援物資の受付及び配布に関すること。
	長)	3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。		(観光交流課	2 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。
		4 その他応急対策に関すること。		長)	3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。
	観光交流課関係	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。			4 その他応急対策に関すること。
	施設班	2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。		観光交流課関係	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。
	(各施設の長)	3 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関		施設班	2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。
		すること。		(各施設の長)	3 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関
		4 その他応急対策に関すること。			すること。

		修正後			修正前
(削除)	(削除)	(削除)			4 その他応急対策に関すること。
			市民交流	総務課班	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。
			センター	(総務課長)	2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。
			(市民交		3 センター内の各班との連絡調整に関すること。
			流センタ		4 センター内の他班の所掌に属さない事項。
			一長)		5 その他応急対策に関すること。
	(削除)	(削除)			
	(134)34	11417479		企画課班	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。
				(企画課長)	2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。
					3 その他応急対策に関すること。
	(削除)	(削除)			
	(削除)	(削除)			
·					
				中央図書館班	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。

_		修正後			修正前
	(削除)	(削除)		(中央図書館	2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。
				長)	3 その他応急対策に関すること。
				長沼、岩瀬図書	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。
	(削除)	(削除)		館班	2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。
				(長沼図書館	3 その他応急対策に関すること。
				長、岩瀬図書館	
				長)_	
			市民福祉	社会福祉課班	1 り災に対する支援対策に関すること。
市民福祉	社会福祉課班	1 り災に対する支援対策に関すること。	部	(社会福祉課	2 り災義援金品の受付及び配付に関すること。
部	(社会福祉課	2 り災義援金品の受付及び配付に関すること。	(市民福	長)	3 避難所開設及び運営に関すること。
(市民福	長)	3 避難所開設及び運営に関すること。	祉部長)		4 り災地における生活保護世帯及び心身障がい者
祉部長)		4 り災地における生活保護世帯及び心身障がい者			(児) 世帯の支援対策に関すること。
		(児) 世帯の支援対策に関すること。			5 災害ボランティアに関すること。
		5 災害ボランティアに関すること。			6 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。
		6 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。			7 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。
		7 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。			8 部内の各班との連絡調整に関すること。
		8 部内の各班との連絡調整に関すること。			9 部内の他班の所掌に属さない事項。
		9 部内の他班の所掌に属さない事項。			10 その他応急対策に関すること。
		10 その他応急対策に関すること。		長寿福祉課班	1 り災地における高齢者世帯の支援対策に関するこ
	長寿福祉課班	1 り災地における高齢者世帯の支援対策に関するこ		(長寿福祉課	٤.
	(長寿福祉課	と。		長)	2 福祉避難所の開設及び運営に関すること。
	長)	2 福祉避難所の開設及び運営に関すること。			3 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。
		3 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。			4 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。
		4 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。			5 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関

修正後	修正前
5 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関	すること。
すること。	6 その他応急対策に関すること。
6 その他応急対策に関すること。	保険年金課班 1 避難所開設及び運営に関すること。
保険年金課班 1 避難所開設及び運営に関すること。	(保険年金課 2 その他応急対策に関すること。
(保険年金課 2 その他応急対策に関すること。	長)
長)	健康づくり課班 1 医薬品その他の衛生資材の確保及び配分に関するこ
健康づくり課班 1 医薬品その他の衛生資材の確保及び配分に関するこ	(健康づくり課 と。
(健康づくり課と。	長) 2 医療機関の被害の調査及びその対策に関すること。
長) 2 医療機関の被害の調査及びその対策に関すること。	3 被害地における感染症の予防に関すること。
3 被害地における感染症の予防に関すること。	4 災害時における応急医療及び助産に関すること。
4 災害時における応急医療及び助産に関すること。	5 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。
5 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。	6 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。
6 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。	7 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関
7 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関	すること。
すること。	8 その他応急対策に関すること。
8 その他応急対策に関すること。	市民課班 1 桙衝市民サービスセンター管内の災害情報収集に関
市民課班 1 桙衝市民サービスセンター管内の災害情報収集に関	(市民課長) すること。
(市民課長) すること。	2 本部と桙衝市民サービスセンターとの連絡に関する
2 本部と桙衝市民サービスセンターとの連絡に関する	こと。
こと。	3 その他応急対策に関すること。
3 その他応急対策に関すること。	長沼、岩瀬市民 1 管内における緊急又は応急的対応に関すること。
長沼、岩瀬市民 1 管内における緊急又は応急的対応に関すること。	サービスセンタ 2 所管施設の電源及び電話回線の確保に関すること。
サービスセンタ 2 所管施設の電源及び電話回線の確保に関すること。	一班 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。
一班 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。	(長沼市民サー4 庁用自動車の配車に関すること。
(長沼市民サー4 庁用自動車の配車に関すること。	ビスセンター所 5 管内の災害情報収集及び報告に関すること。
ビスセンター所 5 管内の災害情報収集及び報告に関すること。	長、岩瀬市民サ 6 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。

		修正後			修正前
	長、岩瀬市民	†6 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。		ービスセンター	7 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関
	ービスセンター	- 7 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関		所長)	すること。
	所長)	すること。			8 その他応急対策に関すること。
		8 その他応急対策に関すること。		样衝市民サービ	1 管内の災害情報の収集及び報告に関すること。
	(削除)	(削除)		スセンター班	2 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。
				(桙衝市民サー	3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。
				ビスセンター所	4 その他応急対策に関すること。
				長)_	
			経済環境	農政課班	1 農林業の災害状況調査及び応急対策に関すること。
経済環境	農政課班	1 農林業の災害状況調査及び応急対策に関すること。	部	(農政課長)	2 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関するこ
部	(農政課長)	2 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関するこ	(経済環		と。
(経済環		と。	境部長)		3 農業気象に関すること。
境部長)		3 農業気象に関すること。			4 農産物の技術対策に関すること。
		4 農産物の技術対策に関すること。			5 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。
		5 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。			6 農道、林道、溜池、用排水路、堤等の被害の調査及
		6 林業用施設 等の被害の調査及			び応急復旧に関すること。
		び応急復旧に関すること。			7 農業用施設 の被害の調査及び応急復旧に関するこ
		7 農業用施設等の被害の調査及び応急復旧に関するこ			と。
		と。			8 部内の各班との連絡調整に関すること。
		8 部内の各班との連絡調整に関すること。			9 部内の他班の所掌に属さない事項。
		9 部内の他班の所掌に属さない事項。			10 その他応急対策に関すること。
		10 その他応急対策に関すること。		商工課班	1 応急救助のための食料品類、毛布、衣料、寝具、ロ
	商工課班	1 応急救助のための食料品類、毛布、衣料、寝具、ロ		(商工課長)	ーソクその他生活必需品の調達に関すること。
	(商工課長)	ーソクその他生活必需品の調達に関すること。			2 商工業関係の被害の調査及びその対策に関するこ
		2 商工業関係の被害の調査及びその対策に関するこ			と。
		と。			3 被災者の就業に関すること。

		修正後			修正前
		3 被災者の就業に関すること。			4 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。
		4 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。			5 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。
		5 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。			6 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関
		6 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関			すること。
		すること。			7 その他応急対策に関すること。
		7 その他応急対策に関すること。		環境課班	1 環境衛生に関すること。
	環境課班	1 環境衛生に関すること。		(環境課長)	2 原子力災害(放射性物質)の状況調査及びその対策
	(環境課長)	2 原子力災害(放射性物質)の状況調査及びその対策			に関すること。
		に関すること。			3 その他応急対策に関すること。
		3 その他応急対策に関すること。	建設部	道路河川課班	1 道路、橋梁及び河川の被害の調査並びに応急復旧に
建設部	道路河川課班	1 道路、橋梁及び河川の被害の調査並びに応急復旧に	(建設部	(道路河川課	関すること。
(建設部	(道路河川課長	関すること。	長)	長)	2 交通不能箇所の調査及び交通路線の決定に関するこ
長))	2 交通不能箇所の調査及び交通路線の決定に関するこ			と。
		と。			3 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関するこ
		3 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関するこ			と。
		と。			4 水防活動(水防資材の調達を含む。)に関するこ
		4 水防活動(水防資材の調達を含む。)に関するこ			と。
		と。			5 部内の各班との連絡調整に関すること。
		5 部内の各班との連絡調整に関すること。			6 部内の他班の所掌に属さない事項。
		6 部内の他班の所掌に属さない事項。			7 その他応急対策に関すること。
		7 その他応急対策に関すること。		建築住宅課班	1 市営住宅の被害の調査及び応急復旧に関すること。
	建築住宅課班	1 市営住宅の被害の調査及び応急復旧に関すること。		(建築住宅課	2 災害関係住宅等の建設 に関するこ
	(建築住宅課	2 <u>応急仮設住宅の供与(建設型・借上型)</u> に関するこ		長)	と。
	長)	と。			3 り災者の災害応急住宅等の建設に要する資材の調整
		3 公営住宅の空き住戸への一時受入れに関すること。_			及びあっせんに関すること。_

		修正後		_	修正前
		4 建築物の応急危険度判定に関すること。			
		5 住宅における障害物の除去に関すること。			
		6 住宅の応急修理に関すること。			4 その他応急対策に関すること。
		<u>7</u> その他応急対策に関すること。		都市計画課班	1 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関するこ
	都市計画課班	1 土砂災害発生箇所の調査及び応急復旧に関するこ		(都市計画課	と。
	(都市計画課	と。		長)	2 都市施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。
	長)	2 都市施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。			3 区画整理事業区域内の被害の調査及び応急復旧に関
		3 区画整理事業区域内の被害の調査及び応急復旧に関			すること。
		すること。			4 その他応急対策に関すること。
		4 その他応急対策に関すること。	会計部	会計課班	1 災害応急対策に要する経費の出納に関すること。
会計部	会計課班	1 災害応急対策に要する経費の出納に関すること。	(会計管	(会計課長)	2 災害救助寄附金の出納に関すること。
(会計管	(会計課長)	2 災害救助寄附金の出納に関すること。	理者)		3 その他応急対策に関すること。
理者)		3 その他応急対策に関すること。	上下水道	経営課班	1 飲料水、医療用水等の供給に関すること。
上下水道	経営課班	1 飲料水、医療用水等の供給に関すること。	部	(経営課長)	2 部内の各班との連絡調整に関すること。
部	(経営課長)	2 部内の各班との連絡調整に関すること。	(上下水		3 部内の他班の所掌に属さない事項。
(上下水		3 部内の他班の所掌に属さない事項。	道部長)		4 その他応急対策に関すること。
道部長)		4 その他応急対策に関すること。		水道施設課班	1 配水施設及び付属施設の被害の調査並びに応急復旧
	水道施設課班	1 配水施設及び付属施設の被害の調査並びに応急復旧		(水道施設課	に関すること。
	(水道施設課	に関すること。		長)	2 取水、導水、浄水、送水及び配水池の被害の調査並
	長)	2 取水、導水、浄水、送水及び配水池の被害の調査並			びに応急復旧に関すること。
		びに応急復旧に関すること。			3 その他応急復旧に関すること。
		3 その他応急復旧に関すること。		下水道施設課班	1 下水道の被害の調査及び応急復旧に関すること。
	下水道施設課班	1 下水道の被害の調査及び応急復旧に関すること。		(下水道施設課	2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。
	(下水道施設課	2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。		長)	3 その他応急復旧に関すること。
	長)	3 その他応急復旧に関すること。	教育部	教育総務課班	1 事務局内の職員の動員に関すること。
教育部	教育総務課班	1 事務局内の職員の動員に関すること。	(教育部	(教育総務課	2 教育関係施設の緊急利用に関すること。

		修正後			修正前
(教育部	(教育総務課	2 教育関係施設の緊急利用に関すること。	長)	長)	3 公立学校施設の被害の調査及び応急復旧に関するこ
長)	長)	3 公立学校施設の被害の調査及び応急復旧に関するこ			と。
		と。			4 事務局内の各班との連絡調整に関すること。
		4 事務局内の各班との連絡調整に関すること。			5 事務局内の他班の所掌に属さない事項。
		5 事務局内の他班の所掌に属さない事項。			6 その他応急対策に関すること。
		6 その他応急対策に関すること。		学校教育課班	1 被害地の応急教育及び教職員の動員に関すること。
	学校教育課班	1 被害地の応急教育及び教職員の動員に関すること。		(学校教育課	2 り災した児童生徒の保健管理及び学校給食に関する
	(学校教育課	2 り災した児童生徒の保健管理及び学校給食に関する		長)	こと。
	長)	こと。			3 り災した児童生徒に対する学用品の支給に関するこ
		3 り災した児童生徒に対する学用品の支給に関するこ			と。
		と。			4 その他応急対策に関すること。
		4 その他応急対策に関すること。		各小中学校・義	1 児童生徒の避難及び救護に関すること。
	各小中学校・義	1 児童生徒の避難及び救護に関すること。		務教育学校班	2 応急教育に関すること。
	務教育学校班	2 応急教育に関すること。		(各学校長)	3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。
	(各学校長)	3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。			4 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関
		4 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関			すること。
		すること。			5 その他応急対策に関すること。
		5 その他応急対策に関すること。		各学校給食セン	1 り災した児童生徒の学校給食に関すること。
	各学校給食セン	1 り災した児童生徒の学校給食に関すること。		ター班	2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。
	ター班	2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。		(各所長)	3 その他応急対策に関すること。
	(各所長)	3 その他応急対策に関すること。		こども課班	1 り災地における児童及び母子世帯の救護対策に関す
	こども課班	1 り災地における児童及び母子世帯の救護対策に関す		(こども課長)	ること。
	(こども課長)	ること。			2 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。
		2 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。			3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。
		3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。			4 その他応急対策に関すること。
		4 その他応急対策に関すること。		こども課関係各	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。

第2部 一般災害対策計画

第3節 災害情報の収集・伝達

災害が発生した場合、発生するおそれがある場合、迅速かつ円滑な応急対策 を実施する上で情報の収集・伝達は非常に重要であるため、市は、関係機関と 連携し、的確な情報の収集・伝達を行う。

担当 【本庁】市民安全課班・行政管理課班・秘書広報課班・全班

第1 気象注意報・警報等の伝達(市民安全課班・全班)

気象庁は、台風、その他の異常気象について発表基準に基づき、注意 報、警報、特別警報を発表する。

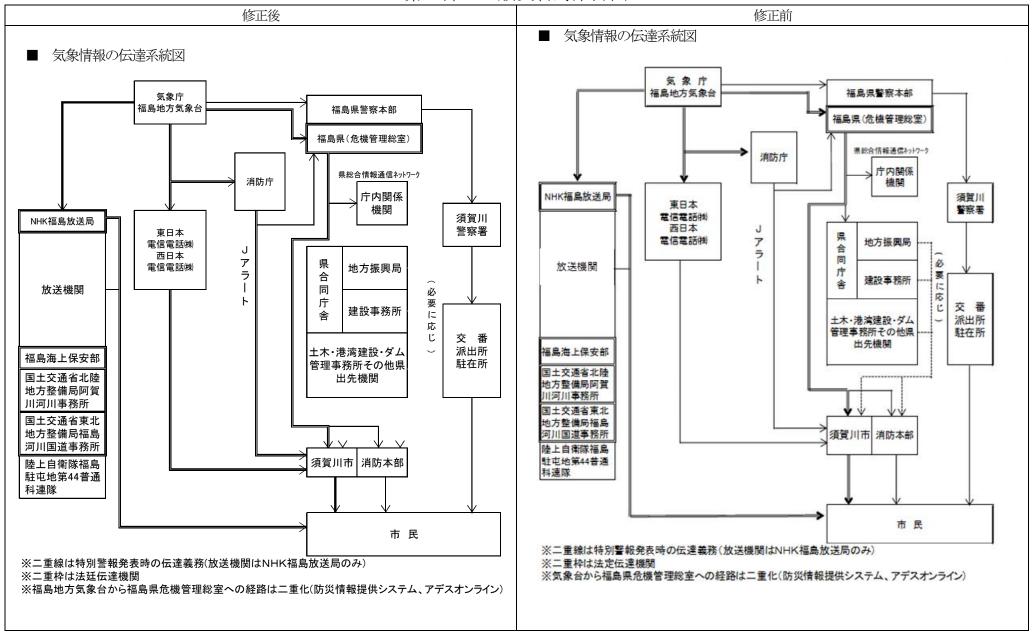
第3節 災害情報の収集・伝達

災害が発生した場合、発生するおそれがある場合、迅速かつ円滑な応急対策を実施する上で情報の収集・伝達は非常に重要であるため、市は、関係機関と連携し、的確な情報の収集・伝達を行う。

担当 【本庁】市民安全課班・行政管理課班・秘書広報課班・全班

第1 気象注意報・警報等の伝達(市民安全課班・全班)

気象庁は、台風、その他の異常気象について発表基準に基づき、注意 報、警報、特別警報を発表する。



姓 0 如 机似中基础制品

弗里斯 一般	火 告 对東計画
修正後	修正前
(略)	(略)
第2 被害状況等の収集・報告(市民安全課班・行政管理課班 <u>・</u> <u>秘書広報課班</u> ・全班)	第2 被害状況等の収集・報告(市民安全課班・行政管理課班 ・全班)
(町名)	(略) 生 4 年 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
第4節 通信の確保 迅速な応急対策を実施する上で、情報の伝達は非常に重要であるが、大規模な災害が発生した場合、通信の不通、混乱が予想される。そのため、利用可能な通信設備の活用を図るとともに、早急に応急復旧を実施し、通信の確保を図	第4節 通信の確保 迅速な応急対策を実施する上で、情報の伝達は非常に重要であるが、大規模な災害が発生した場合、通信の不通、混乱が予想される。そのため、利用可能な通信設備の活用を図るとともに、早急に応急復旧を実施し、通信の確保を図る。
る。 担当 【本庁】市民安全課班・行政管理課班・情報政策課班 【関係機関】<電気通信事業者:東日本電信電話(株)>	世当 【本庁】市民安全課班・行政管理課班 【関係機関】<電気通信事業者:東日本電信電話(株)> 第1 災害時の通信連絡(市民安全課班・行政管理課班
第1 災害時の通信連絡(市民安全課班・行政管理課班 <u>・情報政策</u> 課班)	(略)
(略) 第2 通信の統制(市民安全課班・行政管理課班・情報政策課班)	第2 通信の統制(市民安全課班・行政管理課班)
((略)

第7 電気通信事業者の措置(電気通信事業者)

電気通信事業者は、災害が発生した場合、または通信の著しい輻輳が発生した場合、回線の迂回・規制、通話時間の制限、災害用伝言ダイヤル (171)、災害用伝言板 (Web171)、携帯電話の災害用伝言板サービスの活用などにより、通信不能区域の解消、重要通信の確保を図る。

また、孤立防止用移動無線機・移動無線車の活用、可搬無線機による回線の作成、衛星通信システムの活用により通話を確保する。

なお、災害時に安否情報がやり取りできるサービスは、次のとおり。

区分	サービス名	電話番号またはURL		
	y C/41	电印音 クよだはO N L		
固定電話	NTT東日本 災害用伝言ダイヤル	171		
パソコン・ スマートフ オン	NTT東日本 災害用伝言板	https://www.web171.jp		
	NTTドコモ 災害用伝言板	http://dengon.docomo.ne.jp		
携帯電話	a u 災害用伝言板	http://dengon.ezweb.ne.jp		
スマート フォン)	ソフトバンク 災害用伝言板	http://dengon.softbank.ne.jp		
	Y mobile 災害用伝言板	https://www.ymobile.jp/service/dengon/		
	<u>樂天 mobile、</u> <u>Uqmobile</u> 災害用伝言板	<u>※NTT東日本災害用伝言板を案内</u> https://www.web171.jp		

修正前

第7 電気通信事業者の措置(電気通信事業者)

電気通信事業者は、災害が発生した場合、または通信の著しい輻輳が発生した場合、回線の迂回・規制、通話時間の制限、災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(Web171)、携帯電話の災害用伝言板サービスの活用などにより、通信不能区域の解消、重要通信の確保を図る。また、孤立防止用移動無線機・移動無線車の活用、可搬無線機による回線の作成、衛星通信システムの活用により通話を確保する。

なお、災害時に安否情報がやり取りできるサービスは、次のとおり。

区分	サービス名	電話番号またはURL			
固定電話	NTT東日本 災害用伝言ダイヤル	171			
パソコン・ スマートフ ォン	NTT東日本 災害用伝言板	https://www.web171.jp			
	NTTドコモ 災害用伝言板	http://dengon.docomo.ne.jp			
 作出/言○ □	a u 災害用伝言板	http://dengon.ezweb.ne.jp			
携帯電話 (スマート フォン)	ソフトバンク 災害用伝言板	http://dengon.softbank.ne.jp			
		_(新規)			
	_(新規)	_(新規)			

第5節 相互応援協力

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関相互の連携による円滑な応急対策の実施が重要であり、市、県、各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力により適切な応急救助等を実施する。

担当 【本庁】市民安全課班·人事課班·商工課班

(略)

第2 国に対する応援要請(市民安全課班・人事課班)

(略)

2 手続き

<u>災害対策基本法施行令第15条の規定により、</u>市長<u>が</u>指定行政機関また は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項 を記載した文書をもって行う。

また、<u>災害対策基本法施行令第16条の規定により</u>、市長が<u>知事に対して指定行政機関または指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるときも同様とする。なお、</u>派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

- ・派遣を要請する理由
- ・派遣を要請する職員の職種別人員数
- ・派遣を必要とする期間
- ・派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・その他職員の派遣について必要とされる事項

第5節 相互応援協力

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関相互の連携による円滑な応急対策の実施が重要であり、市、県、各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力により適切な応急救助等を実施する。

修正前

担当 【本庁】市民安全課班・人事課班

(略)

第2 国に対する応援要請(市民安全課班・人事課班)

(略)

2 手続き

市長<u>は、</u>指定行政機関また は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項 を記載した文書をもって行う。

また、_______市長が、知事に対して指定行政機関または指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるときも同様とする。なお、市は、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

- ・派遣を要請する理由
- ・派遣を要請する職員の職種別人員数
- ・派遣を必要とする期間
- ・派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・その他職員の派遣について必要とされる事項

第2部 一般災害対策計画

修正後 修正前 (略) (略) 第4 他市町村への応援(市民安全課班・人事課班) 第4 他市町村への応援(市民安全課班・人事課班) 他の市町村において大規模な災害が発生し、災害対策基本法、地方自治 他の市町村において大規模な災害が発生し、災害対策基本法、地方自治 法または協定等により、被災市町村から応援もしくは職員の派遣について 法または協定等により、被災市町村から応援もしくは職員の派遣について 要請があった場合、または県から応援もしくは職員の派遣についてあっせ 要請があった場合、または県から応援もしくは職員の派遣についてあっせ んを受けた場合、市は、可能な限り応援または職員の派遣を行う。その場 んを受けた場合、市は、可能な限り応援または職員の派遣を行う。その場 合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。 合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。 【資料4-4】災害時における相互応援に関する協定 【資料4-3】災害時における相互応援に関する協定 【資料 4-5】連携中枢都市圏形成に係る連携協約 【資料4-4】連携中枢都市圏形成に係る連携協約 (新規) 第5 本市における受援体制(市民安全課班・人事課班・商工課 班) 本市において大規模な災害が発生し、職員や庁舎の被災等により、人的 資源や物的資源が不足する場合には、非常時優先業務を適切に実施すると ともに、他の地方公共団体や民間企業・ボランティアなどの支援を受けな がら、迅速かつ的確に災害対応業務を処理していくことが必要である。 のため、災害発生時の人的・物的資源の受入れ手順、応援を受ける業務の 選定、役割分担、応援要請のための連絡体制等について必要な準備を整え るなど、受援体制の整備に努めるものとする。 なお、具体的な受援活動等については、「須賀川市災害時受援計画」 基づき実施するものとする。

修正後 修正前 第6節 災害広報 第6節 災害広報 (略) (略) 企画政策課班・行政管理課班・ 第3 広報の方法(第3 広報の方法(市民安全課班・企画政策課班・行政管理課班・ 秘書広報課班) 秘書広報課班) (略) (略) 第4 報道機関への発表(行政管理課班・秘書広報課班) 第4 報道機関への発表(行政管理課班・企画政策課班) (略) (略) 第8節 消火活動 第8節 消火活動 (略) (略) 第6 応援要請(市民安全課班・消防本部) 第6 応援要請(市民安全課班・消防本部) 1 他市町村、他消防本部への応援要請 1 他市町村、他消防本部への応援要請 市、消防本部は、単独での消防活動が困難であると判断した場合、協定 市、消防本部は、単独での消防活動が困難であると判断した場合、協定 等に基づき応援要請を行う。 等に基づき応援要請を行う。 【資料 4-2】消防相互応援協定 【資料4-1】消防相互応援協定

(略)

第9節 救助・救急

(略)

第4 広域応援(市民安全課班・消防本部)

大規模な災害が発生し、消防本部のみでの救助・救急活動が困難である場合は、隣接協定及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行う。

また、必要に応じて、市長は県を通じて、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請する。

【資料 4-1】消防相互応援協定

第10節 自衛隊の災害派遣

(略)

第3 災害派遣要請の要求要領(市民安全課班)

(略)

第9節 救助・救急

(略)

(略)

第4 広域応援(市民安全課班・消防本部)

大規模な災害が発生し、消防本部のみでの救助・救急活動が困難である場合は、隣接協定及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行う。

また、必要に応じて、市長は県を通じて、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請する。

【資料 4-2】消防相互応援協定

第10節 自衛隊の災害派遣

(略)

第3 災害派遣要請の要求要領(市民安全課班)

(略)

修正前

2 知事に派遣を要請できない場合

市長は、知事に自衛隊の派遣要請の要求ができない場合、福島駐屯地司令に対して災害の状況を通知することができる。この場合、市長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

また、通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついと まがないと認められるときは、生命または財産の保護のため、部隊等を派 遣するものとするとともに、速やかにその旨を知事に通知する。

【資料4-2】自衛隊の災害派遣 担当窓口

第4 部隊の自主派遣(自衛隊)

(略)

2 災害派遣の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、<u>災害派遣</u>担当部隊長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣する。この場合においても、できる限り早急に知事(災害対策本部総括班)に連絡し、密接な連絡調整のもと適切かつ効果的な救援活動を実施するよう努める。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。<u>災害派遣</u>担当部隊長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりとする。

2 知事に派遣を要請できない場合

市長は、知事に自衛隊の派遣要請の要求ができない場合、福島駐屯地司令に対して災害の状況を通知することができる。この場合、市長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

また、通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついと まがないと認められるときは、生命または財産の保護のため、部隊等を派 遣するものとするとともに、速やかにその旨を知事に通知する。

【資料 4-3】自衛隊の災害派遣隊区及び担当窓口

第4 部隊の自主派遣(自衛隊)

(略)

2 災害派遣の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、<u>災害派遣隊区</u>担当部隊長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣する。この場合においても、できる限り早急に知事(災害対策本部総括班)に連絡し、密接な連絡調整のもと適切かつ効果的な救援活動を実施するよう努める。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。<u>災害派遣隊</u> 区担当部隊長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準 とすべき事項については、次に掲げるとおりとする。

- ・災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、 自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ・災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができな いと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認めら れること。
- ・災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援 活動が人命救助に関するものであると認められること。
- ・その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を 待ついとまがないと認められること。

(略)

第7 派遣部隊の撤収(市民安全課班)

市は、自衛隊の災害派遣の目的を達したとき、または派遣の必要がなく なったとき、速やかに<mark>知事</mark>に対して、撤収の要請を依頼する。

(略)

第 11 節 避難

災害時における人的被害を軽減するため、市は、防災関係機関と連携し、適 切に避難誘導を行う。避難誘導、情報伝達、避難生活等においては、高齢者、 乳幼児、傷病者、障がい者(児)及び外国人等の要配慮者に十分配慮する。

> 【本庁】市民安全課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・保険年金 課・健康づくり課班

【各施設管理者】市民協働推進課関係各施設班・生涯学習は。ーツ 課関係各施設班

担当

中央図書館班 - 長沼図書館班 - 岩瀬図書館班 -文化振興課関係各施設班 · 観光交流課関係各施 修正前

- ・災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、 自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ・災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができな いと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認めら れること。
- ・災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援 活動が人命救助に関するものであると認められること。
- ・その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を 待ついとまがないと認められること。

(略)

第7 派遣部隊の撤収(市民安全課班)

【各施設管理者】

市は、自衛隊の災害派遣の目的を達したとき、または派遣の必要がなく なったとき、速やかに県知事に対して、撤収の要請を依頼する。

(略)

第11節 避難

災害時における人的被害を軽減するため、市は、防災関係機関と連携し、適 切に避難誘導を行う。避難誘導、情報伝達、避難生活等においては、高齢者、 乳幼児、傷病者、障がい者(児)及び外国人等の要配慮者に十分配慮する。

> 【本庁】市民安全課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・保険年金 課・健康づくり課班

担当

課関係各施設班・文化振興課関係各施設班・観 光交流課関係各施設班 - 総務課班 - 企画課班 -

中央図書館班・長沼図書館班・岩瀬図書館班・

<mark>設班</mark>・社会福祉課関係各施設班・長寿福祉課関 係各施設班_____・長

沼市民サービスセンター班・岩瀬市民サービスセンター班・<u>商工課関係各施設班</u>・各小中学校·義務教育学校班・こども課関係各施設班

【関係機関】消防本部・消防団・須賀川警察署・自主防災組織<u>・</u> (福) 須賀川市社会福祉協議会

第1 住民避難情報の発令(市民安全課班・消防本部・消防団・警

察署)

市長は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護または災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、地域住民等に対して、高齢者等避難(警戒レベル3情報)、避難指示(警戒レベル4情報)を発令する。

また、災害が発生または切迫している場合は、緊急安全確保 (警戒レベル5情報) を発令し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした避難行動へと行動変容するよう促す。

避難情報の発令を行う場合は、気象情報、土砂災害警戒情報、水位情報、現地の状況、前兆現象等<u>や必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、</u>総合的に判断する。

【資料5-1】予警報の種類 【資料5-2】予警報の発表基準

(略)

修正前

- 社会福祉課関係各施設班・長寿福祉課関係各施設班<u>・桙衝市民サービスセンター班</u>・長沼市民サービスセンター班・岩瀬市民サービスセンター班・岩瀬市民サービスセンター班・<u>商工課</u>・各小中学校・義務教育学校班・こども課関係各施設班 【関係機関】消防本部・消防団・須賀川警察署・自主防災組織

第1 住民避難情報の発令(市民安全課班

- 警

察署)

市長は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護または災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、地域住民等に対して、高齢者等避難(警戒レベル3情報)、避難指示(警戒レベル4情報)を発令する。

また、災害が発生または切迫している場合は、緊急安全確保 (警戒レベル5情報)を発令し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした避難行動へと行動変容するよう促す。

避難情報の発令を行う際は、気象情報、土砂災害警戒情報、水位情報、現地の状況、前兆現象等

から総合的に判断する。

(略)

修正後 修正前

2 避難情報の内容

避難情報の発令を実施する者は、次の内容を明示して行う。

- ・避難対象地域
- 避難先
- 避難経路
- ・避難情報を発令した理由
- ・その他必要な事項

3 避難情報発令の判断基準

1) 水害に関する判断基準

水害に関する避難情報発令の判断基準は、次のとおりとする。

発令する 情報等	水位の 名称	阿武隈川 須賀川水 位観測所 (国)	釈迦堂川 西川水位 観測所 (県)	滑川 関下水位 観測所 <u>(県)</u>	住民に求めるべき行動
消防団に 待機の要 請	水防団 待機水 位	3.50 m	3.20 m	1.30 m	・ハザードマップ等により 自宅、施設等の災害リス ク、指定避難所や避難経 路、避難のタイミング等 を再確認するとともに、 避難情報の把握手段を再 確認、注意するなど、避 難に備え自らの避難行動 を確認する。

2 避難情報の内容

市長等避難情報の発令を実施する者は、次の内容を明示して行う。

- 避難対象地域
- 避難先
- 避難経路
- ・避難情報を発令した理由
- ・その他必要な事項

3 避難情報発令の判断基準

1) 水害に関する判断基準

水害に関する避難情報発令の判断基準は、次のとおりとする。

発令する 情報等	水位の 名称	阿武隈川 須賀川水 位観測所 (国)	釈迦堂川 西川水位 観測所 (県)	住民に求めるべき行動
消防団に 待機の要 請	水防団 待機水 位	3.50 m	3.20 m	 ・ハザードマップ等により 自宅、施設等の災害リス ク、指定避難所や避難経 路、避難のタイミング等 を再確認するとともに、 避難情報の把握手段を再 確認、注意するなど、避 難に備え自らの避難行動 を確認する。

	修正後					修正前				
高齢者等 避難【警 戒レベ 3】 消防団に 出動の要 請	はん濫注意水位	4.50 m	4.00 m	1.80 m	・高齢者等は危険な場所から避難する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。	高齢者等 避難【警 戒レベル 3】 消防団に 出動の要 請	はん濫注意水位	4.50 m	4.00 m	 ・高齢者等は危険な場所から避難する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
要配慮者 利用施設 に対する 避難指示	要配慮 者 利 別 の 避 難 判 断 水 位	6.30 m	4 . 4 0 m	1.80 m	・要配慮者利用施設におい ては、指定された避難施 設等への避難行動を開始 する。	要配慮者 利用施設 に対する 避難指示	要配 者 利 田 加 超 期 断 水 位	6.30 m	4 . 4 0 m	 ・要配慮者利用施設においては、指定された避難施設等への避難行動を開始する。
避難指示 【警戒レ ベル4】	避難判断水位	7.10 m	4.90 m	1.80 m	・危険な場所から全員避難する。	避難指示 【警戒レ ベル4】	避難判断水位	7.10 m	4.90 m	 ・危険な場所から全員避難する。
緊急安全	はん濫 危険水 位	7.70 m	5.70 m	2.76 m	・指定避難所等への立退き 避難することがかえって 危険である場合、緊急安 全確保する。ただし、災	緊急安全	はん濫 危険水 位	7.70 m	5.70 m	 ・指定避難所等への立退き 避難することがかえって 危険である場合、緊急安 全確保する。ただし、災
確保【警 戒レベル 5】	決壊や起	水・溢水が	発生した場合		害発生・切迫の状況で、 本行動を安全にとること ができるとは限らず、ま た本行動をとったとして も身の安全を確保できる とは限らない。	確保【警 戒レベル 5】	決壊や起	成水・溢水が	発生した <u>場</u> 合	害発生・切迫の状況で、 本行動を安全にとること ができるとは限らず、ま た本行動をとったとして も身の安全を確保できる とは限らない。

第2部 一般災害対策計画

避難情報は、水位が上記の基準に到達し、引き続き上昇が見込まれるとき発令する。

修正後

ただし、降雨の状況、各地域の浸水の状況などにより、次のように発令の時期を調整する。

- ・勢力の強い台風等が本市を通過すると予想される場合は、水位にかか わらず、早期に、避難情報を発令する。
- ・ 堤防の漏水などの異常が確認された時は、水位にかかわらず、異常の 程度により避難情報を発令する。
- ・河川上流地域の降雨量が著しく多く、河川水位の上昇スピードが速い 場合は、基準となる水位に到達する前に避難情報を発令する。

上記のほか、顕著な大雨に関する気象情報 (線状降水帯)、記録的短時間大雨情報、浸水・洪水に関するキキクル (危険度分布)情報等、気象庁からの発表に基づき、災害が発生する恐れがあると見込まれる場合についても、避難情報を発令する。

【資料5-1】予警報の種類 【資料5-2】予警報の発表基準

2) 土砂災害に関する判断基準

土砂災害に関する避難情報発令の判断基準は次のとおりとし、応急対策 については、「土砂災害応急対策手順」に基づき実施する。

	(= - 1 100					
区 分	判 断 基 準	住民に求めるべき行動				
高齢者等避		・避難行動要支援者、特に				
難	・ 大雨警報(土砂災害)が発表さ	避難行動に時間を要する				
【警戒レベ	れ、かつ土砂災害の <u>キキクル(危険</u>	住民等は、指定された避				
ル3】	<u>度分布)</u> が「警戒(赤)」となった	難施設等への避難行動を				
	場合	開始(避難支援者は支援				

修正前

避難情報は、水位が上記の基準に到達し、引き続き上昇が見込まれるとき発令する。

ただし、降雨の状況、各地域の浸水の状況などにより、次のように発令の時期を調整する。

- ・勢力の強い台風等が本市を通過すると予想される場合は、水位にかか わらず、早期に、避難情報を発令する。
- ・ 堤防の漏水などの異常が確認された時は、水位にかかわらず、異常の 程度により避難情報を発令する。
- ・河川上流地域の降雨量が著しく多く、河川水位の上昇スピードが速い 場合は、基準となる水位に到達する前に避難情報を発令する。

(新規)		
(新規)		

2) 土砂災害に関する判断基準

土砂災害に関する避難情報発令の判断基準は次のとおりとし、応急対策 については、「土砂災害応急対策手順」に基づき実施する。

区 分	判 断 基 準	住民に求めるべき行動
高齢者等避	ア〜ウのいずれか1つに該当する場合	・避難行動要支援者、特に
難	<u>ア</u> 大雨警報(土砂災害)が発表さ	避難行動に時間を要する
【警戒レベ	れ、かつ土砂災害の <u>危険度分布</u>	住民等は、指定された避
ル3】	が「警戒(赤)」となった	難施設等への避難行動を
	場合	開始(避難支援者は支援

	修正後			修正前	
	数時間後に避難経路等の事前通行	行動を開始)			行動を開始)
	規制等の基準値に達することが想定	・上記以外の住民等は、家		規制等の基準値に達することが想定	・上記以外の住民等は、家
	される場合	族等との連絡、非常用持		される場合	族等との連絡、非常用持
	・ 警戒レベル3高齢者等避難の発令	出品の準備等、避難準備		立 警戒レベル3高齢者等避難の発令	出品の準備等、避難準備
	が必要となるような強い降雨を伴う	を開始		が必要となるような強い降雨を伴う	を開始
	台風等が、夜間から明け方に接近・	・状況に応じて危険と感		台風等が、夜間から明け方に接近・	・状況に応じて危険と感
	通過することが予想される場合	じたら、自主避難		通過することが予想される場合	じたら、自主避難
避難指示		・通常の避難行動ができる	避難指示	ア〜オのいずれか1つに該当する場合	・通常の避難行動ができる
【警戒レ	・ 土砂災害警戒情報が発表された場	住民等は、指定された避	【警戒レ	<u>ア</u> 土砂災害警戒情報が発表された場	住民等は、指定された避
ベル4]	合	難施設等への避難行動を	ベル4]	合	難施設等への避難行動を
	<u>・</u> 土砂災害の <u>キキクル(危険度分</u>	開始		<u>イ</u> 土砂災害の <u>危険度分布</u>	開始
	<u>布)</u> で「 <u>危険(紫)</u> 」と			で「非常に危険(うす紫)」と	
	なった場合			なった場合	
	・ 警戒レベル4避難指示の発令が必			立 警戒レベル4避難指示の発令が必	
	要となるような強い降雨を伴う台風			要となるような強い降雨を伴う台風	
	等が、夜間から明け方に接近・通過			等が、夜間から明け方に接近・通過	
	することが予想される場合			することが予想される場合	
	・ 警戒レベル4避難指示の発令が必			工 警戒レベル4避難指示の発令が必	
	要となるような強い降雨を伴う台風			要となるような強い降雨を伴う台風	
	等が、立退き避難が困難となる暴風			等が、立退き避難が困難となる暴風	
	を伴い接近・通過することが予想さ			を伴い接近・通過することが予想さ	
	れる場合			れる場合	
	・ 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧			土 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧	
	水・地下水の濁り、渓流の水量の変			水・地下水の濁り、渓流の水量の変	
	化等)が発見された場合			化等)が発見された場合	

第2部 一般災害対策計画

	修正後			修正前	
緊急安全		・既に災害が発生、または	緊急安全	ア〜イのいずれか1つに該当する場合	・既に災害が発生、または
確保	・ 大雨特別警報(土砂災害)が発表	切迫している状況であ	確保	<u>ア</u> 大雨特別警報(土砂災害)が発表	切迫している状況であ
【警戒レ	された場合	り、自宅・施設等の崖か	【警戒レ	された場合	り、高所への移動や近傍
ベル5】	・ 土砂災害のキキクル(危険度分	ら少しでも離れた部屋へ	ベル5】		の堅固な建物への退避
	布) で「災害切迫(黒)」となった	待避や、近隣の堅牢な建			
	<u>場合</u>	物に緊急的に移動したり			
	・ 土砂災害の発生が確認された場合	<u>する</u> 等の「緊急安全確		土砂災害の発生が確認された場合	等の「緊急安全確
		保」を行う。			保」を行う。
情報入手	・気象庁ホームページ		情報入手	・気象庁ホームページ	
先	・福島県河川流域総合情報システム		先	・福島県河川流域総合情報システム	
				(http://kaseninf.pref.fukushima.jp/g	gis)_
	川の防災情報	_		・川の防災情報 <u>(https://river.go.jp/</u>))
	福島県土砂災害警戒区域等の指定箇所			・福島県土砂災害警戒区域等の指定箇所	
				(http://www4.pref.fukushima.jp/sabou	/newmain.html)

土砂災害に関する判断基準の運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・避難情報の判断に必要な情報については、情報を発表した福島地方気象台、福島県土木部との間で相互に情報交換をすること。
- ・関係機関との情報交換を密に行いつつ、近隣の市町村でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・自然現象を対象とするため、想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の 事象が発生することもあることから、前兆現象、巡視等により自ら収集する現地情報、避難行動の難易度

(夜間や暴風雨の中での避難等)等、必ずしも数値等で明確にできないものも含めて、総合的な判断を行う必要があること。

・災害の原因となる現象が発生している地区からの距離や地理的状況等により、異な

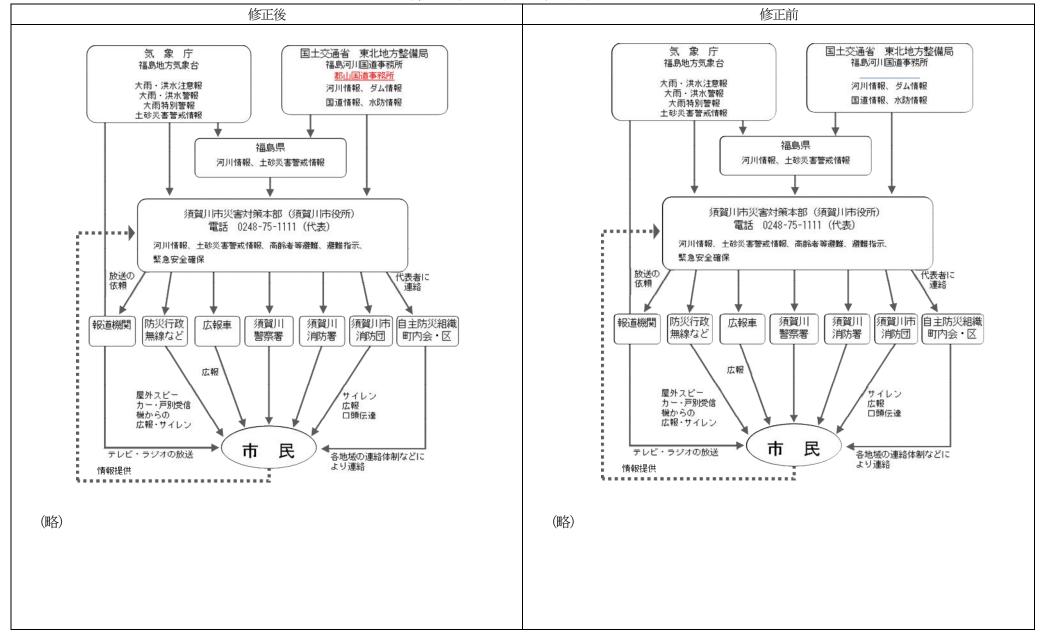
土砂災害に関する判断基準の運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・避難情報の判断に必要な情報については、情報を発表した福島地方気象台、福島県土木部との間で相互に情報交換をすること。
- ・関係機関との情報交換を密に行いつつ、近隣の市町村でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・自然現象を対象とするため、想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の 事象が発生することもあることから、前兆現象、巡視等により自ら収集する現地情報、避難行動の難易度

(夜間や暴風雨の中での避難等)等、必ずしも数値等で明確にできないものも含めて、総合的な判断を行う必要があること。

・災害の原因となる現象が発生している地区からの距離や地理的状況等により、異な

須賀川市地域防災計画 第2部 一般災害対策計画 修正後 修正前 る種別の避難情報を発令することが適切な場合もあること。 る種別の避難情報を発令することが適切な場合もあること。 【資料5-1】予警報の種類 (新規) 【資料5-2】予警報の発表基準 (新規) 4 避難措置の周知等 4 避難措置の周知等 1) 住民への周知 1) 住民への周知 市は、自ら避難情報の発令を行った場合、あるいは他機関からその旨の 市は、自ら避難情報の発令を行った場合、あるいは他機関からその旨の 通知を受けた場合は、次の図により迅速に住民へ周知する。なお、避難の 通知を受けた場合は、次の図により迅速に住民へ周知する。なお、避難の 必要がなくなったときも同様とする。 必要がなくなったときも同様とする。



第4 避難所の設置(市民安全課班・社会福祉課班<u>・長寿福祉課・</u> 保険年金課・各施設管理者<u>・自主防災組織・(福)須賀川市</u> 社会福祉協議会)

(略)

3 避難所の運営

1) 職員等の配置

避難所には、避難所等の運営管理を行うために必要な市職員<u>(原則として女性と男性の両方)</u>を派遣する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。

2) 自主防災組織等との連携

避難所の運営においては、町内会(行政区)、婦人会、自主防災組織、NPO・ボランティア等の協力を得て行う。町内会(行政区)、婦人会、自主防災組織、NPO・ボランティア等は、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るように努める。

(略)

6) 避難所の運営組織の立ち上げ

市や施設管理者は避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に 過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的 な組織が主体的に関与できる運営に早期に移行できるよう、その立ち上げ を支援する。自主運営組織を立ち上げる場合には、多様な視点を反映する ために、女性、若年、高齢者等様々な立場の方が参画することに留意す る。

第4	避難所の設置(市民安全課班・社会福祉課班_	
	- 各施設管理者	
)	

(略)

3 避難所の運営

1) 職員等の配置

避難所には、避難所等の運営管理を行うために必要な市職員_____を派遣する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。

2) 自主防災組織等との連携

避難所の運営においては、町内会(行政区)、婦人会、自主防災組織、 _____ボランティア等の協力を得て行う。町内会(行政区)、婦人会、 自主防災組織、 ____ボランティア等は、役割分担を確立し、相互扶助 の精神により秩序ある避難生活を送るように努める。

(略)

6) 避難所の運営組織の立ち上げ

市や施設管理者は避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に 過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的 な組織が主体的に関与できる運営に早期に移行できるよう、その立ち上げ を支援する。自主運営組織を立ち上げる<u>際</u>には、<u>女性の参画を求めると</u> ともに、若年、高齢者等の意見を反映できるものとする。

4 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

(略)

市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難所の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つ<u>の</u>密(密閉・密集・密接)を防ぐよう努める。

5 指定避難所以外の被災者への支援

市は、関係機関等との連携し、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況及び自宅に留まっている被災者の状況を把握し、<u>女性と男性のニーズの違いに配慮した食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、トイレ等の設備の利用に関する情報の提供に努める</u>。なお、各種の支援措置が確実になされるよう、避難者に指定避難所へ避難するよう理解を求める。特に災害対策活動の拠点となる施設に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求める。

4 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

(略)

市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難所の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つ_密(密閉・密集・密接)を防ぐよう努める。

5 指定避難所以外の被災者への支援

市は、関係機関等との連携し、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況及び自宅に留まっている被災者の状況を把握し、

食料・飲料水、生活必需品等を供給する

_。なお、各種の支

援措置が確実になされるよう、避難者に指定避難所へ避難するよう理解を求める。特に災害対策活動の拠点となる施設に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求める。

6 男女共同参画の視点に基づく避難所運営

市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等被災者一人一人の多様な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配付、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

第5 要配慮者対策(市民安全課班·社会福祉課班

長寿福祉課班・健康づくり課班・こども課班・各施設管理者

· 自主防災組織 · (福) 須賀川市社会福祉協議会)

(略)

3 避難所における配慮等

1) 避難所のユニバーサルデザイン化等

市は、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかに<u>バリアフリートイレ</u>、スロープ等の仮設に努める。また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

2) 医療・救護、介護・援護措置

市は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させる。また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所に

6 男女共同参画の視点に基づく避難所運営

市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等被災者一人一人の多様な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

第5 要配慮者対策(市民安全課班・社会福祉課班・こども課班・

長寿福祉課班・優	津康づくり課班	各施設管理者

•

(略)

3 避難所における配慮等

1) 避難所のユニバーサルデザイン化等

市は、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかに多目的トイレ 、スロープ等の仮設に努める。また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

2) 医療・救護、介護・援護措置

市は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させる。また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所に

第2部 一般災害対策計画

修正後 修正前 ヘルパーを派遣するとともに、NPO・ボランティア等 に介護や援護を ヘルパーを派遣するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を 依頼する。 依頼する。 (略) (略) 4) 栄養・食生活支援の実施 4) 栄養・食生活支援の実施 市の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱 市の管理栄養士等は、好産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱 えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養 えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養 相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を 相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を 行う。 行う。 また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県や関係団体等と連携し また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県や関係団体等と連携し て栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施する。 て栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施する。 なお、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセ スメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるととも に、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料7 品目(えび、かに、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生)に加え、表示が推奨さ れている特定原材料に準ずるもの21品目(アーモンド等)が表示されて いるものを購入するか、これらの食物アレルギーを含まないものを購入す るなど、配慮するものとする。 (略) (略) 第6 安否情報の提供等(市民安全課班・行政管理課班・市民課 (新規) 班・消防本部・警察署) 1 照会による安否情報の提供 (新規) 県又は市は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報に ついて照会があったときは、回答することができる。その場合は、当該安否

修正後	修正前
情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配 <u>慮する。</u> また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。 なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。	
 1) 安否情報照会に必要な要件 安否情報照会に必要な要件は、次のとおりとする。 ・照会者の氏名、住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)その他照会者を特定するために必要な事項 ・上記に係る運転免許証等法律若しくはこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出・被災者の氏名、住所、生年月日及び性別・照会をする理由 2) 提供する安否情報 	
提供先 提供する情報等 被災者の同居の親族 被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先 同居以外の被災者の親族との関係者その他の関係者をの他の関係者をの他の関係者を 被災者の見保者を	

修正後	修正前
被災者の知 被災者について保有している安否情報の有無 人その他安 否情報を必 要とすることが相当で あると認められる者	
2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合 県又は市は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安 否情報については、同意の範囲内で提供することができる。 また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度におい て、被災者に係る安否情報を提供することができる。	
3 安否不明者の氏名等公表 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関等の協力を得て、情報収集を行うものとする。 また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化を理由とした県からの協力要請等(安否不明者に関する情報提供や安否不明者の氏名等の公表など)があった場合は、県に協力するものとする。	
(略)	(略)

第13節 緊急輸送対策

(略)

第1 緊急輸送の範囲(市民安全課班)

1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は、次のとおりである。

- ・被災者の避難(被災者の避難の副次的輸送を含む)
- ・ 医療及び助産における輸送
- ・被災者の救出のための輸送
- ・飲料水の供給のための輸送
- ・救助用物資の運搬のための輸送
- ・死体の捜索のための輸送
- ・死体の処理(埋葬を除く)のための輸送
- ・その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

(略)

第4 ヘリコプター臨時離着陸場の確保(市民安全課班)

被害の状況等により、ヘリコプターによる物資、人員等の輸送が必要となるため、市は、ヘリコプター臨時離着陸場を確保し、関係機関に周知する。また、事故等が発生しないよう、ヘリコプター臨時離着陸場及び周辺の環境の安全性を確保するとともに、周辺住民等に周知する。

【資料11-4】ヘリコプター臨時離着陸場

第13節 緊急輸送対策

(略)

第1 緊急輸送の範囲(市民安全課班)

1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は、次のとおりである。

- ・被災者の避難(被災者の避難の副次的輸送を含む)
- ・ 医療及び助産における輸送
- ・被災者の救出のための輸送
- ・飲料水の供給のための輸送
- ・ 救済用物資の運搬のための輸送
- ・死体の捜索のための輸送
- ・死体の処理(埋葬を除く)のための輸送
- ・その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

(略)

第4 ヘリコプター臨時離着陸場の確保(市民安全課班)

被害の状況等により、ヘリコプターによる物資、人員等の輸送が必要となるため、市は、ヘリコプター臨時離着陸場を確保し、関係機関に周知する。また、事故等が発生しないよう、ヘリコプター臨時離着陸場及び周辺の環境の安全性を確保するとともに、周辺住民等に周知する。

【資料11-6】ヘリコプター臨時離着陸場

第2部 一般災害対策計画 修正後 修正前 第14節 災害警備活動及び交通規制措置 第14節 災害警備活動及び交通規制措置 (略) (略) 第2 交通規制措置(市民安全課班・道路河川課班・警察本部・警 第2 交通規制措置(市民安全課班・道路河川課班・警察本部・警 察署) 察署) (略) (略) 被災地域への流入抑制と交通規制の実施 2 被災地域への流入抑制と交通規制の実施 (略) (略) (削除) 【資料11-2】交通規制の表示

3 緊急通行車両に係る確認手続

県または警察署は、災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く)を緊急通行車両として確認を行い、標章及び証明書を交付する。

市は、県または警察署に災害対策基本法施行令第32条の2第2号に掲げる緊急通行車両であることの申出を行い、緊急通行車両と確認されたときは、標章及び証明書の交付を受ける。

交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に表示するものとし、証明書については、当該車両に備え付ける。

3 緊急通行車両に係る確認手続

県または警察署は、災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く)を緊急通行車両として確認を行い、標章及び証明書を交付する。

市は、県または警察署に災害対策基本法施行令第32条の2第2号に掲げる緊急通行車両であることの申出を行い、緊急通行車両と確認されたときは、標章及び証明書の交付を受ける。

交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に表示するものとし、証明書については、当該車両に備え付ける。

第2部 一般災害対策計画

修正後	修正前
<u>(削除)</u> 【資料 <u>11-2</u> 】緊急通行車両確認証明書	【資料 11-3】緊急車両の標章 【資料 <u>11-4</u> 】緊急通行車両確認証明書
(略)	(略)
第 15 節 防疫及び保健衛生	第 15 節 防疫及び保健衛生
(略)	(晒)
第1 防疫活動(環境課班・健康づくり課班 <u>・経営課班</u> ・水道施設	第1 防疫活動(環境課班・健康づくり課班・水道施設
課班)	課班<u>·経営課班</u>)
(略)	(晒)
3 消毒の実施	3 消毒の実施
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(第 15 節中、以下「法」という。)第 27 条第 2 項及び法第 29 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき、市は、消毒を実施する。消毒の実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。また、薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(第 15 節中、以下「法」という。)第 27 条及び法第 29 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき、市は、消毒を実施する。消毒の実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。また、薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。
(略)	(略)

7 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を受け 入れるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが 多いので、県防疫担当職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、 施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て 指導を徹底する。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、歯科医師会、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努める。

(略)

第16節 廃棄物処理対策

災害により発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれきの処分等を 迅速かつ的確に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での 応急対策、復旧・復興の円滑な実施を図る。

担当

【本庁】環境課班

【関係機関】 (福) 須賀川市社会福祉協議会

第1 災害廃棄物処理(環境課班・(福)須賀川市社会福祉協議

<u>会</u>)

(略)

7 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を受け 入れるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが 多いので、県防疫担当職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、 施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て 指導を徹底する。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、歯科医師会、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員____、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努める。

(略)

第 16 節 廃棄物処理対策

災害により発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれきの処分等を 迅速かつ的確に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での 応急対策、復旧・復興の円滑な実施を図る。

担当

【本庁】環境課班

第1 災害廃棄物処理(環境課班

__)

修正後 修正前

2 収集体制の確保

(略)

市は、被災等における生活環境の保全、公衆衛生の確保の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて近隣市町村等からの人員及び器材の応援を求め、場合によっては、近隣市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずるものとする。

このため、市は、あらかじめ民間の廃棄物処理関連業界に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておく。

加えて、NPO・ボランティア等の支援を得て災害廃棄物等の処理を 進める場合には、<u>(福)須賀川市</u>社会福祉協議会、NPO等と連携し、 作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄 物等の搬出を行う。

また、市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行う。

2 収集体制の確保

市は、被災等における生活環境の保全、公衆衛生の確保の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて近隣市町村等からの人員及び器材の応援を求め、場合によっては、近隣市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずるものとする。

このため、市は、あらかじめ民間の廃棄物処理関連業界に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておく。

加えて、ボランティア・NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を 進める場合には、_____社会福祉協議会、NPO等と連携し、 作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄 物等の搬出を行う。

また、市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行う。

第17節 救援対策

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物 資の入手が困難となった場合において、住民の基本的な生活の確保、人心の安 定を図ることができるよう、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及 び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。

担当

【本广】<mark>観光交流課班</mark>·商工課班<u>·社会福祉課班</u> 営課班·水道施設課班·会計課班

__ • 経

第1 給水救援対策(経営課班・水道施設課班

(略)

第2 食料救援対策(観光交流課班・商工課班

(略)

3 食料の調達

市は、公的備蓄量、小売業者、卸売業者が保有している食料の量を把握する。食料_____は、供給協定締結業者等から調達し、業者の保有量では供給が困難な場合、知事に要請する。調達した食料については、台帳等で整理する。

また、調達する場合は、高齢者、乳幼児、傷病者等の要配慮者に十分配慮し、必要に応じて、温かいもの、柔らかいもの等、健康状態に応じた品目について考慮するとともに、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料7品目(えび、かに、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生)に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの21品目(ア

第17節 救援対策

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物 資の入手が困難となった場合において、住民の基本的な生活の確保、人心の安 定を図ることができるよう、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及 び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。

担当

【本庁】<u>社会福祉課班</u>·商工課班<u>·観光交流課班·会計課班</u>·経 営課班·水道施設課班

第 1 給水救援対策 (水道施設課班・経営課班)

(略)

第2 食料救援対策 (商工課班・観光交流課班)

(略)

3 食料の調達

市は、公的備蓄量、小売業者、卸売業者が保有している食料の量を把握する。食料の調達は、供給協定締結業者等から調達し、業者の保有量では供給が困難な場合、知事に要請する。調達した食料については、台帳等で整理する。

また、調達する<u>際</u>は、高齢者、乳幼児、傷病者等の要配慮者に十分配慮し、必要に応じて、温かいもの、柔らかいもの等、健康状態に応じた品目について考慮する。

第2部 一般災害対策計画

修正後

<u>ーモンド等</u>) が表示されているものを購入するか、これらの食物アレルギーを含まないものを購入するなど、配慮する。

供給品目の目安は次のとおりとする。

- 米穀
- ・保存食(乾パン、アルファ米、缶詰)
- パン等麦製品
- インスタント食品、カップめん
- ・おにぎり、弁当等
- 粉ミルク

(略)

5 炊き出しの実施

市は、給食設備を有する施設(避難所等)及び備蓄炊飯用具により、炊き出しが可能かどうか把握し、可能な場合は避難所等の適当な場所で実施する。実施においては、原則として、配給対象者、自主防災組織、女性消防隊が中心となって行い、状況により、地域の団体、日赤奉仕団、NPO・ボランティア等または自衛隊等の協力を得て実施する。

【資料10-1】学校給食センター・学校給食関係事業者

6 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の、食料の供給は次のとおりである。

実施機関	知事(知事より委任された場合市長)	
実施期間	原則災害発生の日から7日以内	
費用の限度額	災害救助法による救助の程度、方法及び期間による	

【資料 15-3】災害救助法による救助の程度、方法及び期間

供給品目の目安は次のとおりとする。

- 米穀
- ・保存食(乾パン、アルファ米、缶詰)
- パン等麦製品
- インスタント食品、カップめん
- おにぎり、弁当等
- 粉ミルク

(略)

5 炊き出しの実施

市は、給食設備を有する施設(避難所等)及び備蓄炊飯用具により、炊き出しが可能かどうか把握し、可能な場合は避難所等の適当な場所で実施する。実施においては、原則として、配給対象者、自主防災組織、女性消防隊が中心となって行い、状況により、地域の団体、日赤奉仕団、ボランティア団体 または自衛隊等の協力を得て実施する。

【資料10-1】学校給食センター・学校給食関係事業者

6 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法が適用された場合の、食料の供給は次のとおりである。

実施機関	知事 (知事より委任された場合市長)	
実施期間	原則災害発生の日から7日以内	
費用の限度額	災害救助法による救助の程度、方法及び期間による	

【資料 16-4】災害救助法による救助の程度、方法及び期間

姓 0 如 机纵中共体制品

		界 2 部	一般災害对	付東計画	
		修正後		修正前	
第3	生活必需物資)	資等救援対策(<mark>観光交流課班・</mark> 商工課班 <u></u>	 第3	3 生活必需物資等救援対策(商工課班	• 観光交
(略)			(略)	<u>{</u> })	
7	災害救助法が過る。 実施機関 実施期間 費用の限度額	適用された場合 適用された場合の、生活必需物資の供給は次のと認知事(知事より委任された場合市長) 原則災害発生の日から10日以内 災害救助法による救助の程度、方法及び期間による 災害救助法による救助の程度、方法及び期間	7 おりであ	7 災害救助法が適用された場合 災害救助法が適用された場合の、生活必需物資の供給は次のある。 実施機関 原則知事(委任された場合、知事の救助の余裕がか 市長) 実施期間 原則災害発生の日から10日以内 費用の限度額 災害救助法による救助の程度、方法及び期間による 【資料 16-4】災害救助法による救助の程度、方法及び期間	い場合は
第4	義援物資及び 会福祉課班・	『義援金の受入れ(<mark>観光交流課班・</mark> 商工課』 会計課班)	班 • <u>社</u>	4 義援物資及び義援金の受入れ(<u>社会福祉課班・</u> 商工記 光交流課班・会計課班)	果班 <u>• 観</u>
(略)			(略)		

修正後 修正前

第18節 被災地の応急対策

被災地内の住民の生活を復旧させるため、宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、自力で生活を復旧できない被災者のために、仮設住宅の建設、住宅の応急修理等を行う。また、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業を行う。

担当

【本庁】市民安全課班・<mark>税務課班・</mark>道路河川課班・建築住宅課

班・農政課班・都市計画課班

【関係機関】金融機関

第1 被害状況の把握及び報告(市民安全課班・税務課班)

住宅等に関する応急対策においては、被害状況により災害救助法が適用され、災害救助法による応急対策が実施されるため、市は、住宅の全焼、全壊及び流失等の被害状況を調査し、早急に県に報告する。

【資料15-1】災害状況認定基準 【資料15-2】被害の分類認定基準

第2 障害物の除去(道路河川課班・建築住宅課班・農政課班・都市計画課班)

(略)

第18節 被災地の応急対策

被災地内の住民の生活を復旧させるため、宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、自力で生活を復旧できない被災者のために、仮設住宅の建設、住宅の応急修理等を行う。また、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業を行う。

【関係機関】金融機関

第1 被害状況の把握及び報告(市民安全課班)

住宅等に関する応急対策においては、被害状況により災害救助法が適用され、災害救助法による応急対策が実施されるため、市は、住宅の全焼、全壊及び流失等の被害状況を調査し、早急に県に報告する。

(新規) (新規)

第2 障害物の除去(道路河川課班・建築住宅課班・農政課班・都 市計画課班)

3) 災害救助法を適用した場合の除去

災害救助法を適用した場合の除去は次のとおりである。

対象	障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所(居室、台所、便所等)に土石、竹木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができないものとする。
除去の方法	作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。
費用の限度 <u>額</u>	災害救助法による救助の程度、方法及び期間による。
実施期間	災害発生の日から10日以内とする。

【資料15-3】災害救助法による救助の程度・方法及び期間

(略)

第3 応急仮設住宅の供与(建築住宅課班)

1 実施機関等

1) 建設型応急住宅

建設型応急住宅の計画、建設は、市長が行う。災害救助法を適用した場合の建設型応急住宅の設置は、知事が行う。

2) 賃貸型応急住宅

賃貸型応急住宅は県が民間賃貸住宅を借り上げ、市が窓口となって無償で提供する。

3) 災害救助法を適用した場合の除去

災害救助法を適用した場合の除去は次のとおりである。

対象	障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所(居室、台所、便所等)に土石、竹木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができないものとする。
除去の方法	作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。
費用	費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところに よるものとする。
実施期間	災害発生の日から10日以内とする。

(新規)

(略)

第3 応急仮設住宅の建設(建築住宅課班)

1 実施機関等

応急仮設住宅の計画、建設は、市長が行う。災害救助法を適用した場合 の応急仮設住宅の設置は、知事が行う。

2) 賃貸型応急住宅

賃貸型応急住宅は県が民間賃貸住宅を借り上げ、市が窓口となって無償で提供する。

2 建設型応急住宅の建設応援要請

市は、<u>建設型応急</u>住宅を建設する場合、建設業者への協力依頼及び技術的援助等を行うとともに、市内建設関連事業者から建設資材等の調達を行う。

市及び県は、資材の調達及び要員の確保について、(一社)プレハブ建築協会、<u>(一社)福島</u>県建設業協会等に対し、<u>必要に応じて</u>

協力を要請する。

3 災害救助法による建設型応急住宅の建設

災害救助法が適用された場合の<u>建設型応急</u>住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。

入居対象者	原則として、災害により被災し、次に掲げるいずれかに該当する者とする。 ・住宅が全壊、全焼または流出した者であること。 ・居住する住宅がない者または避難情報の発令により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。 ・自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。 (災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること)
入居者の選定	建設型応急住宅の入居者の選定については、県が市長の協力を 求めて行う。ただし、県は状況に応じて市長に事務委託するこ とができる。
規模	標準規模は、1戸当たり平均 29.7 平方メートル (9 坪) とする。

2 応援の要請

市は、<u>応急仮設</u>住宅を建設する場合、建設業者への協力依頼及び技術的援助等を行うとともに、市内建設関連事業者から建設資材等の調達を行う。

市及び県は、資材の調達及び要員の確保について、(一社)プレハブ建築協会、______県建設業協会等に対し、<u>あらかじめ締結した協定に基づ</u>き協力を要請する。

3 災害救助法による応急仮設 住宅の建設

災害救助法が適用された場合の<u>応急仮設</u>住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。

入居対象者	原則として、災害により被災し、次に掲げるいずれかに該当する者とする。 ・住宅が全壊、全焼または流出した者であること。 ・居住する住宅がない者または避難情報の発令により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。 ・自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。 (災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること)
入居者の選定	<u>応急仮設</u> 住宅の入居者の選定については、県が市長の協力を 求めて行う。ただし、県は状況に応じて市長に事務委託するこ とができる。
規模	標準規模は、1戸当たり平均 29.7 平方メートル (9 坪) とする。

第2部 一般災害対策計画

	修正後		修正前
設計	設計に当たっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様はすべての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の建設型応急住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努める。	設計	設計に当たっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様はすべての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の応急仮設 住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努める。
費用	災害救助法による救助の程度、方法及び期間による。	費用	工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるもの とする。
建設場所	建設型応急住宅の建設予定地は、次に掲げるうちから災害の状況により選定するものとする。なお、選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮するものとする。また、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮に入れるものとする。 ・都市計画公園予定地 ・公営住宅敷地内空地 ・国・県が選定供与する用地 ・公園、緑地及び広場 ・その他の適地	建設場所	応急仮設 住宅の建設予定地は、次に掲げるうちから災害の状況により選定するものとする。なお、選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮するものとする。また、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮に入れるものとする。 ・都市計画公園予定地 ・公営住宅敷地内空地 ・公営住宅敷地内空地 ・公園、緑地及び広場 ・その他の適地
着工の時期	災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設するものとする。	着工の時期	災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに建設するものと する。
着工時期の延 長	大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるものとする。	着工時期の延 長	大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるものとする。
供与期間	完成の日から建築基準法第85条第4項の規定による期限内(最高2年以内)とする。	供与期間	完成の日から建築基準法第85条第4項の規定による期限内(最高2年以内)とする。

第4	住宅の応急修理	(建築住宅課班)

(略)

2 災害救助法による住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理に関する基本事項は次のとおりとする。

修正後

こわりこりる。	
応急修理対象者	次の要件のいずれかを満たす者とする。 ・住宅が準半壊、半壊または中規模半壊し、自らの資力では応 急修理ができない者 ・住家が大規模半壊した者
修理の範囲	居室、台所及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必 要最小限とする。
<u>費用</u>	災害救助法による救助の程度、方法及び期間による。
応急修理の期間	災害発生の日から3か月(国の災害対策本部が設置された場合は災害発生の日から6か月)以内に完了するものとする。

【資料15-3】災害救助法による救助の程度・方法及び期間

(略)

第4 住宅の応急修理(建築住宅課班)

(略)

2 災害救助法による住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理に関する基本事項は次のとおりとする。

修正前

応急修理対象者	次の要件のいずれかを満たす者とする。 ・住宅が準半壊、半壊または中規模半壊し、自らの資力では応 急修理ができない者 ・住家が大規模半壊した者
修理の範囲と費用	・応急修理は、居室、台所及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。 ・費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。
応急修理の期間	原則として、災害発生の日から1カ月 以内に完了するものとする。

(新規)

第6 災害相談対策(行政管理課班)

(略)

2 臨時災害相談所の規模等

臨時災害相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して市長が決め、被災者救護を実施する各部局及び関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応ずるものとする。<u>なお、臨時災害相談所では、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者、性的マイノリティの方や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、女性の要配慮者等が安心して相談できるようにするため、窓口には女性も配置するよう努めるものとする。</u>

3 相談業務の内容

相談業務の内容は次のとおりである。

- ・生業資金のあっせん、融資に関すること。
- ・被災住宅の修理及び応急仮設住宅のあっせんに関すること。
- ・行方不明者の捜索に関すること(被災者の安否の確認に関すること)。
- ・その他住民の生活に関すること。

(略)

第6 災害相談対策(行政管理課班)

(略)

2 臨時災害相談所の規模等

臨時災害相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して市長が決め、被災者救護を実施する各部局及び関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応ずるものとする。

3 相談業務の内容

相談業務の内容は次のとおりである。

- ・生業資金のあっせん、融資に関すること。
- ・被災住宅の修理及び応急 住宅のあっせんに関すること。
- ・行方不明者の捜索に関すること(被災者の安否の確認に関すること)。
- ・その他住民の生活に関すること。

第19節 死者の捜索・遺体の処理等

市及び県は、災害により死亡していると推定される者の捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

担当

【本庁】市民安全課班<u>·社会福祉課班</u>·市民課班<u>·環境課班</u> 会計課班

【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署・自主防 災組織

第1 全般的な事項(市民安全課班_____・市民課班・環境課

班)

(略)

第2 遺体の捜索(市民安全課班・環境課班・消防本部・消防団・ 警察署・自主防災組織)

(略)

2 災害救助法適用の場合の捜索活動

災害救助法を適用した場合の遺体の捜索は、災害により現に行方不明の 状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対 して行う。救助実施者が遺体の捜索を実施するに当たっては、捜索に要す

第19節 死者の捜索・遺体の処理等

市及び県は、災害により死亡していると推定される者の捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

担当

【本庁】市民安全課班<u>·環境課班</u> · 市民課班<u>· 社会福祉課班</u> · 会計課班

【関係機関】消防本部·消防団·警察本部·須賀川警察署·自主防 災組織

第1 全般的な事項(市民安全課班・環境課班・市民課班

___;

(略)

第2 遺体の捜索(市民安全課班・環境課班・消防本部・消防団・ 警察署・自主防災組織)

(略)

2 災害救助法適用の場合の捜索活動

災害救助法を適用した場合の遺体の捜索は、災害により現に行方不明の 状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対 して行う。救助実施者が遺体の捜索を実施するに当たっては、捜索に要す

第2部 一般災害対策計画

	修正後		修正前
	る <u>機械、器具等について現物により給付するものとする。</u> 【資料 15-3】災害救助法による救助の程度、方法及び期間		る <u>役務、</u> 機械、器具等について現物により給付するものとする。 【資料 <u>16-4</u> 】災害救助法による救助の程度、方法及び期間
(略)		(略)	
第3	遺体の収容(<u>社会福祉課班・環境課班</u> ・消防本部・消防団・警察署)	第3	遺体の収容(<u>環境課班・</u> 社会福祉課班・消防本部・消防団・警察署)
(略)		(略)	
5	災害救助法を適用した場合の遺体の処理 災害救助法を適用した場合の遺体の処理は、以下の基準で実施する。 ・遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理(原則として医療救護班によって行う。) ・遺体の一時保存 ・検案・身元確認(原則として医療救護班によって行う。) 【資料 15-3】災害救助法による救助の程度・方法及び期間	5	災害救助法を適用した場合の遺体の処理 災害救助法を適用した場合の遺体の処理は、以下の基準で実施する。 ・遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理(原則として医療救護班によって行う。) ・遺体の一時保存 ・検案・身元確認(原則として医療救護班によって行う。) (新規)
(略)		(略)	
第4	遺体の火葬・埋葬(<u>社会福祉課班</u> ・市民課班・ <u>環境課班</u>)	第4	遺体の火葬・埋葬(<u>環境課班</u> ・市民課班・ <u>社会福祉課</u> 班)

(略)

3 火葬場の調整

市は、その火葬場が被災した場合、またはその処理量が多大になる場合、福島県広域火葬計画に基づき、県及び近隣市町村との連携により、少数の施設に過度に処理が集中しないよう、処理量を調整し適正な配分に努める。また、火葬許可に当たっては、所轄する火葬場または近隣市町村の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。

4 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬

災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬は、原則として市内で実施し、以下の範囲内においてなるべく棺または棺材等の現物を持って実際に火葬・埋葬を実施する者に支給する。

- ・棺(付属品を含む)
- ・埋葬または火葬
- 骨つぼまたは骨箱

【資料 15-3】災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(略)

第5 災害 中慰金の支給(社会福祉課班・会計課班)

市長は、災害用慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合に、死亡した住民の遺族に対して災害用慰金を支給する。災害用慰金の支給対象災害及び支給限度額は以下のとおりである。

(略)

3 火葬場の調整

市は、その火葬場が被災した場合、またはその処理量が多大になる場合、 近隣市町村との連携により、少数の施設に過度に処理が集中しないよう、処理量を調整し適正な配分に努める。また、火葬許可に当たっては、所轄する火葬場または近隣市町村の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。

4 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬

災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬は、原則として市内で実施し、以下の範囲内においてなるべく棺または棺材等の現物を持って実際に火葬・埋葬を実施する者に支給する。

- ・棺(付属品を含む)
- ・埋葬または火葬
- 骨つぼまたは骨箱

【資料 16-4】災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(略)

第5 災害弔慰金の支給(社会福祉課班・会計課班)

市長は、災害用慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合に、死亡した住民の遺族に対して災害用慰金を支給する。災害用慰金の支給対象災害及び支給限度額は以下のとおりである。

第2部 一般災害対策計画			
修正後	修正前		
 ・市内において住家が5世帯以上滅失した災害 ・県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害 	・市内において住家が5世帯以上滅失した災害 ・県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害		
変給限度額 死亡時において、生計を維持していた者の場合 500 万円、その他の者の場合は、250 万円を限度として支給する。	変給限度額 死亡時において、生計を維持していた者の場合 500 万円、その他の者の場合は、250 万円を限度として支給する。		
第 20 節 生活関連施設の応急対策	【資料 20-1】須賀川市災害円慰金の支給等に関する条例 第 20 節 生活関連施設の応急対策		
(昭)	(昭各)		

第1 上水道施設の応急復旧対策 (経営課班・水道施設課班

____)

(略)

3 応援要請

水道事業者は、市内の事業者のみでは人員、資機材等が不足する場合、必要とする支援内容を明らかにして、隣接水道事業者、県等の他の機関に支援

課班)

(略)

3 応援要請

水道事業者は、市内の事業者のみでは人員、資機材等が不足する場合、必要とする支援内容を明らかにして、隣接水道事業者、県等の他の機関に支援

第2部 一般災害対策計画

修正後 修正前 を要請する。 を要請する。 県は、水道施設の被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断し 県は、水道施設の被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断し た場合は、県内の水道事業者、水道用水供給事業者及び関係団体並びに国に た場合は、県内の水道事業者、水道用水供給事業者及び関係団体並びに国に 対して広域的な支援要請をし、支援活動の調整を図る。 対して広域的な支援要請をし、支援活動の調整を図る。 (削除) 【資料9-4】須賀川市指定給水装置工事事業者 (略) (略) 第2 下水道施設の応急復旧対策 (経営課班・下水道施設課班 第2 下水道施設の応急復旧対策 (下水道施設課班・経 営課班) (略) (略) 第5 電気通信施設の応急対策 (電気通信事業者) 第5 電気通信施設の応急対策 (電気通信事業者) (略) (略) 5 応急復旧対策 5 応急復旧対策 災害により被災した電気通信設備の状況により、次の復旧工事を実施す 災害により被災した電気通信設備の状況により、次の復旧工事を実施す る。復旧工事は、復旧の優先順位にしたがって実施する。 る。復旧工事は、復旧の優先順位にしたがって実施する。 ○応急復旧工事 ○応急復旧工事 ・電気通信設備を応急的に復旧する工事 ・電気通信設備を応急的に復旧する工事 ・原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事 ・原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事 ○原状復旧工事 ○原状復旧工事 ・電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事 ・電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

○本復旧工事

- ・被害の再発防止、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
- ・電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事

【資料 16-1】復旧する電気通信設設備の順位

(略)

第 21 節 道路、河川管理施設等及び公共建築物等 の応急対策

災害時においては、道路・橋りょう施設を災害から防護するとともに、緊急輸送路を最優先に応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、避難及び救助・救援のための交通路を確保する。また、災害により河川管理施設等の被害を受けた場合は、浸水被害等が拡大する可能性があるため、対策を講じる。公共建築物等の管理者は、その機能を確保するため、自主的な災害活動を行い、被害の軽減を図る。

担当

【本庁】行政管理課班<u>・市民協働推進課班・生涯学習スポーツ課班・社会福祉課班・長寿福祉課班・農政課班</u>・道路河川課班・建築住宅課班

<u>・教育総務課班<mark>・こども課班</mark></u>

【関係機関】須賀川土木事務所·東日本高速道路(株)·警察本部·須賀川警察署

第1 道路の応急対策 (<u>農政課班・</u>道路河川課班_____・道路 管理者) 修正前

- ○本復旧工事
 - ・被害の再発防止、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
 - ・電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事

【資料17-1】復旧する電気通信設設備の順位

(略)

第 21 節 道路、河川管理施設等及び公共建築物等 の応急対策

災害時においては、道路・橋りょう施設を災害から防護するとともに、緊急輸送路を最優先に応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、避難及び救助・救援のための交通路を確保する。また、災害により河川管理施設等の被害を受けた場合は、浸水被害等が拡大する可能性があるため、対策を講じる。公共建築物等の管理者は、その機能を確保するため、自主的な災害活動を行い、被害の軽減を図る。

【本庁】行政管理課班

道路河川

担当

課班・建築住宅課班・農政課班・社会福祉課班・こども 課班・長寿福祉課班・教育総務課班・生涯学習スポーツ 課班・総務課班・企画課班

【関係機関】須賀川土木事務所·東日本高速道路(株)·警察本部·須賀川警察署

第2部 一般災害対策計画

	人口以外的自己的
修正後	修正前
(暗各)	(略)
第2 河川管理施設等の応急対策(<u>農政課班・道路河川課班・都市</u>	第2 河川管理施設等の応急対策(
<u>計画課班·</u> 河川管理者 <u>·砂防施設等管理者</u>)	河川管理者)
(暗各)	(略)
2 <u>農業用</u> ダム施設応急対策	2ダム施設応急対策
1) 臨時点検の実施 <u>農業用</u> ダム <u>の</u> 管理者は、相当規模の災害が発生した場合、被害のおそれがある場合、速やかに必要な箇所について臨時点検を行い、その結果 <u>農業</u> <u>用</u> ダムの安全管理上必要があると認めた場合、応急措置を行い、 <u>農業用</u> ダムの安全を確保する。	1) 臨時点検の実施 ダム管理者は、相当規模の災害が発生した場合、被害のおそれがある場合、速やかに必要な箇所について臨時点検を行い、その結果 ダムの安全管理上必要があると認めた場合、応急措置を行い、ダムの安全を確保する。
2) 応急措置の実施 農業用ダムの管理者は、臨時点検の結果、漏水量、変形等の農業用ダムの挙動に異常が生じ、かつ急速に <u>観測数値の変化を示す場合、臨機に放流による</u> 水位の低下等の応急措置を行う。この場合、 <u>農業用</u> ダム <u>の管理者</u> から関係機関及び <u>下流域</u> 住民への連絡・通報は、 <u>農業用</u> ダムの <u>管理規程または操作マニュアル</u> により行う。	2) 応急措置の実施 ダムの管理者は、臨時点検の結果、漏水量、変形等のダムの挙動に異常が生じ、かつ急速に増加の傾向 を示す場合、臨機に水位の低下等の応急措置を行う。この場合、ダムから関係機関及び一般 住民への連絡・通報は、各 ダムの操作規則または操作規程等 により行う。
(略)	(略)
4 農業用ため池施設応急対策	4ため池施設応急対策
1) 緊急点検の実施 <u>農業用</u> ため池 <u>の</u> 管理者は、一定規模以上の災害が発生した場合は、 <u>農業</u>	1) 緊急点検の実施 ため池管理者は、一定規模以上の災害が発生した場合は、

修正前 修正後 ため池の緊急点検を行い、その結果を速やかに市に報告をする。また、 用ため池の緊急点検を行い、その結果を速やかに市に報告をする。また、 農業用ため池に被害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い、農業用た ため池に被害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い、た め池の安全を確保し、二次災害を防止する。 め池の安全を確保し、二次災害を防止する。 2) 応急措置の実施 2) 応急措置の実施 農業用ため池の管理者は、災害により農業用ため池被害が生じた場合 ため池 管理者は、災害により ため池被害が生じた場合 は、市長の指示のもと、直ちに緊急放流や応急工事等を行い、農業用ため は、市長の指示のもとに直ちに緊急放流や応急工事等を行い、ため 池の安全回復に努める。 池の安全回復に努める。 第3 公共建築物等の応急対策(行政管理課班・市民協働推進課 第3 公共建築物等の応急対策(行政管理課班 班・生涯学習スポーツ課班・社会福祉課班 ・社会福祉課班・こども課班・長 寿福祉課班・建築住宅課班・教育総務課班・こども課班 寿福祉課班・建築住宅課班・教育総務課班・生涯学習スポー ツ課班・総務課班・企画課班) (略)

(略)

第 22 節 文教対策

市教育委員会及び学校長は、災害時において、児童・生徒の安全を確保する とともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、応急教育等を実施す

担当

【本庁】文化振興課班・教育総務課班・学校教育課班・こども課 班·各小中学校·義務教育学校班

第22節 文教対策

市教育委員会及び学校長は、災害時において、児童・生徒の安全を確保する とともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、応急教育等を実施す

【本庁】 教育総務課班・学校教育課班 担当 各小中学校・義務教育学校班・文化振興課班・こども

(略)

第4 教育施設の確保(教育総務課班)

市教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。なお、避難場所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応についても検討しておくものとする。

被害箇所及び危険箇	被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活
所の応急修理	動の実施を図る。
公立学校の相互利用	授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。
仮設校舎の設置	校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育 施設を設けて、授業の早期再開を図る。
公共施設の利用	被災を免れた <u>コミュニティセンター</u> 等の社会教育施設、 体育設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開 を図る。この場合、市教育委員会は、県の連携を図りな がら、利用について総合調整を行う。

(略)

第6 応急教育の実施(学校教育課班)

市教育委員会は、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、次の対応により災害後の応急教育の円滑な実施を図る。

災害の程度	応急教育実施の場所
校舎の一部が使用	・特別教室、屋内体育館等を使用する。
不能の場合	・二部授業を行う。

第4 教育施設の確保(教育総務課班)

市教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。なお、避難場所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応についても検討しておくものとする。

被害箇所及び危険箇 所の応急修理	被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。
公立学校の相互利用	授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設 を相互に利用する。
仮設校舎の設置	校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育 施設を設けて、授業の早期再開を図る。
公共施設の利用	被災を免れた公民館 等の社会教育施設、体育設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。この場合、市教育委員会は、県の連携を図りながら、利用について総合調整を行う。

(略)

第6 応急教育の実施(学校教育課班)

市教育委員会は、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、次の対応により災害後の応急教育の円滑な実施を図る。

災害の程度	応急教育実施の場所
校舎の一部が使用	・特別教室、屋内体育館等を使用する。
不能の場合	・二部授業を行う。

第2部 一般災害対策計画

修正後		
校舎が全部被害を受けた場合	 ・<u>コミュニティセンター</u>、集会所等の公共施設を利用する。 ・隣接校の校舎を利用する。 ・寺社、仏閣等の利用を行う。 ・黒板、机、腰掛等の確保計画を策定する。 	
特定の地域全体について相当大きな被害を受けた場合	・上記の場合は隣接校または <u>コミュニティセンター</u> 等の公 共施設の使用計画をつくる。	
市内全域に大きた被害を受けた場合		

(略)

第23節 要配慮者対策

災害発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者(児)及び外国人等の「要配慮者」 は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。そのため、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において十分配慮するとともに、災害発生後、速やかな避難行動要支援者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等に努める。

【本庁】市民安全課班 • 観光交流課班 • 社会福祉課班

・長寿福祉課班・市民課班・

担当

学校教育課班・こども課班・こども課関係各施設班 【関係機関】<u>消防本部、須賀川警察署、自主防災組織、(福)須</u>賀川市社会福祉協議会

修正前 • 公民館 、集会所等の公共施設を利用す る。 校舎が全部被害を ・隣接校の校舎を利用する。 受けた場合 ・寺社、仏閣等の利用を行う。 ・黒板、机、腰掛等の確保計画を策定する。 ・校舎が住民避難場所に充当されることも考慮する。 特定の地域全体に ・上記の場合は隣接校または公民館 等の公 ついて相当大きな 共施設の使用計画をつくる。 被害を受けた場合 応急仮校舎の設定を考える。 市内全域に大きな ・避難先の最寄りの学校、公民館 等の公共 施設を利用する。 被害を受けた場合

(略)

第23節 要配慮者対策

災害発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者(児)及び外国人等<u>いわゆる 「要配慮者」</u>は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。そのため、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において十分配慮するとともに、災害発生後、速やかな避難行動要支援者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等に努める。

	【本庁】市民	安全課班・市民課班	_ • 社会福祉課班 <u> • こ</u>	ども課
	班•	こども課関係各施設班	· 長寿福祉課班 <u>· 観光</u>	交流課
担当	班			
	【関係機関】			
		社会福祉協議会		

第1 要配慮者に係る対策(市民安全課班・社会福祉課班・長寿福

祉課班・消防本部・警察署・自主防災組織)

災害時においては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、新たに要配慮者となる者が発生することから、ニーズに合わせた的確なサービスの提供を行っていく必要があるため、市は、次の点に留意しながら、要配慮者対策を実施する。

- ○避難支援プランによる避難行動要支援者名簿、または在宅保健福祉サービス利用者、一人暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の名簿を<u>活用するなど、関係機関等と連携し、</u>電話や訪問を行い、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。
- ○要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応 じ、次の措置をとる。
 - ・ 避難所及び福祉避難所へ移動する。
 - 社会福祉施設への緊急入所を行う。
 - ・居宅における生活が可能な場合、在宅保健福祉ニーズの把握に努める。
- ○発災から1週間後に要配慮者に対する保健福祉サービスを提供できるよう、発災後2~3日目から要配慮者の把握調査の開始に努める。

第2 社会福祉施設等に係る対策(社会福祉課班

・長寿福祉課班・こども課班・こども課

<u>関係各施設班・(福)須賀川市</u>社会福祉協議会)

第1	要配慮者に係る対策(社会福祉課班·長寿福
	祉課班)

災害時においては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、新たに要配慮者となる者が発生することから、ニーズに合わせた的確なサービスの提供を行っていく必要があるため、市は、次の点に留意しながら、要配慮者対策を実施する。

- ○避難支援プランによる避難行動要支援者名簿、または在宅保健福祉サービス利用者、一人暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の名簿を利用する等により 電話や訪問を行い、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。
- ○要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応 じ、次の措置をとる。
 - ・避難所及び福祉避難所へ移動する。
 - 社会福祉施設への緊急入所を行う。
 - ・居宅における生活が可能な場合、在宅保健福祉ニーズの把握に努める。
- ○発災から1週間後に要配慮者に対する保健福祉サービスを提供できるよう、発災後2~3日目から要配慮者の把握調査の開始に努める。

第2 社会福祉施設等に係る対策(社会福祉課班・こども課班・こ

ども課関係各施設班・長寿福祉課班

______ • _____社会福祉協議会)

修正後 修正前 2 市及び県の措置 2 市及び県の措置 市及び県は、次の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。 市及び県は、次の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。 ・ライフラインの復旧において、優先的な対応が行われるよう事業者に ・ライフラインの復旧において、優先的な対応が行われるよう事業者に 要請する。 要請する。 ・復旧までの間、飲料水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のため ・復旧までの間、飲料水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のため の措置を行う。 の措置を行う。 ・NPO・ボランティア等への情報提供などを含め、人員の確保に努め ・ ボランティア への情報提供などを含め、人員の確保に努め (略) (略) 第4 児童・生徒に係る対策(学校教育課班・こども課班) 第4 児童・生徒に係る対策(こども課班) (略) (略) 第5 外国人に係る対策(市民安全課班・観光交流課班・市民課班 第5 外国人に係る対策(市民安全課班 市民課班 観光交流課班) (略) (略) 第 24 節 <u>N P O・</u>ボランティア<mark>等</mark>との連携 第 24 節 ボランティア との連携 大規模な災害が市内に発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施す 大規模な災害が市内に発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施す るためには、市、県及び防災関係機関だけでは、十分に対応することができな るためには、市、県及び防災関係機関だけでは、十分に対応することができな いことが予想される。そのため、防災関係機関等は、NPO・ボランティア等 いことが予想される。そのため、防災関係機関等は、ボランティア

の協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるよう

ボランティア

の協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようNPO・ボランティア

第2部 一般災害対策計画

等の有効な活用を図るものとする。

担当

【本庁】社会福祉課班

【関係機関】(福)須賀川市社会福祉協議会

第 1 <u>NPO・ボランティア等</u>の受入れ(社会福祉課班・<u>(福) 須</u>

賀川市社会福祉協議会)

1 NPO・ボランティア団体等の受入れ

大災害が発生した場合、市及び県は、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部___、NPO・ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には、迅速かつ的確に受け入れる。

また、被災地域外からの<u>NPO・</u>ボランティア<u>等</u>の受入れ、活動調整等について、日本赤十字社福島県支部、<u>(福)福島県</u>社会福祉協議会、<u>(福)須賀川市</u>社会福祉協議会、県内の<u>NPO・</u>ボランティア団体等へ協力を依頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートを行うボランティアセンターを、市及び県に設置し対応する。

2 情報提供

市及び県は、NPO・ボランティア団体等を迅速かつ的確に受入れるために、災害対策本部の中にNPO・ボランティア団体に対する情報提供の窓口を設け、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等についての情報提供に努める。特に、発災直後においては、県、近隣市町村や報道機関の協力をえて、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行う。

の有効な活用を図るものとする。

担当

【本庁】社会福祉課班 【関係機関】

社会福祉協議会

第1 ボランティア団体等の受入れ(社会福祉課班・

社会福祉協議会)

1 ボランティア の受入れ

大災害が発生した場合、市及び県は、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部<u>奉仕団、各種</u> ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には、迅速かつ的確に受け入れる。

2 情報提供

市及び県は、_____ボランティア団体等を迅速かつ的確に受入れるために、災害対策本部の中に____ボランティア団体に対する情報提供の窓口を設け、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等についての情報提供に努める。特に、発災直後においては、県、近隣市町村や報道機関の協力をえて、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行う。

第2部 一般災害対策計画

第2部 一般災害対策計画			
修正後	修正前		
(略)	(町各)		
第2 <u>NPO・</u> ボランティア団体等の活動(社会福祉課班・ <u>(福)</u>	第2ボランティア団体等の活動(社会福祉課班・		
<u>須賀川市</u> 社会福祉協議会)	社会福祉協議会)		
1 <u>NPO・</u> ボランティア団体等の活動	1ボランティア団体等の活動		
NPO・ボランティア団体等に依頼する活動内容は、主としては次のものが想定される。 ・災害・安否・生活情報の収集・伝達・炊き出し、その他の災害救助活動・医療、看護・高齢者介護、看護補助、外国人への通訳・清掃及び防疫・災害応急対策物資、資材の輸送及び配分・災害応急対策事務の補助・無線による情報収集及び伝達・建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定・被災ペットの救護活動	ボランティア団体等に依頼する活動内容は、主としては次のものが想定される。 ・災害・安否・生活情報の収集・伝達 ・炊き出し、その他の災害救助活動 ・医療、看護 ・高齢者介護、看護補助、外国人への通訳 ・清掃及び防疫 ・災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 ・災害応急対策事務の補助 ・無線による情報収集及び伝達 ・建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定 ・被災ペットの救護活動		
(略)	(略)		
第3 ボランティア活動保険の加入促進(社会福祉課班・ <u>(福)須</u> <u>賀川市</u> 社会福祉協議会)	第3 ボランティア活動保険の加入促進(社会福祉課班・ 社会福祉協議会)		
市、県及び <u>(福)福島県</u> 社会福祉協議会は、ボランティア活動保険への 加入について広報等を通じて呼びかける。	市、県及び県社会福祉協議会は、ボランティア活動保険への加入について広報等を通じて呼びかける。		

修正後 修正前

【資料4-5】災害時におけるボランティア活動に係る協定

(略)

第26節 災害救助法の適用等

大規模な災害が発生し、災害救助法が適用された場合、県知事は、法定受託 業務として救助の実施に当たる。

市は、災害救助法の適用基準に該当する場合、または、該当する見込みがある場合、速やかに県に対し、災害救助法の適用を要請する。

担当 【本庁】市民安全課班・社会福祉課班

第1 災害救助法の適用(市民安全課班・社会福祉課班)

1 災害救助法の概要

災害救助法の概要は次のとおりである。

- ・災害救助法による救助は、一時的な応急救助であり、災害後の災害 復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とは 異なる。
- ・災害救助法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
- ・災害救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、知事は、法定受託業務として救助の実施に当たることとされている。
- ・知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うことと

(新規)

(略)

第26節 災害救助法の適用等

大規模な災害が発生し、災害救助法が適用された場合、県知事は、法定受託 業務として救助の実施に当たる。

市は、災害救助法の適用基準に該当する場合、または、該当する見込みがある場合、速やかに県に対し、災害救助法の適用を申請する。

担当 【本庁】市民安全課班、社会福祉課班

第1 災害救助法の適用(市民安全課班・社会福祉課班)

1 災害救助法の概要

災害救助法の概要は次のとおりである。

- ・災害救助法による救助は、一時的な応急救助であり、災害後の災害 復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とは 異なる。
- ・災害救助法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
- ・災害救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、知事は、法定受託業務として救助の実施に当たることとされている。
- ・知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うことと

修正後 修正前

することができるとされている。 (法第13条第1項)

・災害救助の実施機関である知事に対しては、災害で混乱した時期に 迅速に救助業務が遂行できるよう、従事命令、協力命令、保管命令 等の広範囲な権限が与えられている。(法第7条~第10条)

2 災害救助法適用における留意点

市は、次の点に留意し、災害救助法の手続き等を行う。

- ・災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が<u>市</u> 町村単位で適用するため、被害状況の把握は、迅速かつ的確に行わ なければならない。
- ・被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となり、また救助 の実施において種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼす ため、適正に行わなければならない。
- ・被害の認定は、専門技術的視野に立って行わなければならない面も あるため、<u>市町村</u>においてあらかじめ建築関係技術者等の専門家を 確保しておくことも必要である。

第2 災害救助法の適用基準(市民安全課班・社会福祉課班)

1 本市における適用基準

(略)

2 住家滅失世帯の算定等

災害救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定に当たっては、 住家の滅失(全焼・全壊・全流失)した世帯を標準としており、住家が半 壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床 することができるとされている。 (法第13条第1項)

・災害救助の実施機関である知事に対しては、災害で混乱した時期に 迅速に救助業務が遂行できるよう、従事命令、協力命令、保管命令 等の広範囲な権限が与えられている。(法第7条~第10条)

2 災害救助法適用における留意点

市は、次の点に留意し、災害救助法の手続き等を行う。

- ・災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が<u>市</u> 単位で適用するため、被害状況の把握は、迅速かつ的確に行わ なければならない。
- ・被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となり、また救助 の実施において種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼす ため、適正に行わなければならない。
- ・被害の認定は、専門技術的視野に立って行わなければならない面もあるため、<u>市</u>においてあらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。

第2 災害救助法の適用基準(市民安全課班・社会福祉課班)

1 適用基準

(略)

2 住家滅失世帯の算定等

災害救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定に当たっては、 住家の滅失(全焼・全壊・全流失)した世帯を標準としており、住家が半 壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床

第2部 一般災害対策計画

上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

修正後

【資料 15-1】災害状況認定基準

(略)

第4 災害救助法による救助の種類及び職権の委任等(市民安全課

班・社会福祉課班)

1 救助の種類

救助の種類は次に掲げるとおりであり、「2職権の委任」以外の救助は、県が実施することになっているが、市は実施に伴う応急活動体制を整え県と連携し救助活動を行う。

- ・ 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- ・炊き出しその他による食品の給与
- ・飲料水の供給
- ・被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- 医療
- ・助産
- ・被災者の救出
- ・被災した住宅の応急修理
- ・生業に必要な資金の給与または貸与
- ・学用品の給与
- 埋葬
- ・ 死体の捜索
- ・ 死体の処理

修正前

上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯について は3世帯をもって1世帯とみなす。

【資料16-2】災害状況認定基準

(略)

第4 災害救助法による救助の種類及び職権の委任等

1 救助の種類

救助の種類は次に掲げるとおりであり、「2職権の委任」以外の救助は、県が実施することになっているが、市は実施に伴う応急活動体制を整え県と連携し救助活動を行う。

- ・避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- ・炊き出しその他による食品の給与
- ・飲料水の供給
- ・被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- 医療
- ・助産
- ・被災者の救出
- ・被災した住宅の応急修理
- ・生業に必要な資金の給与または貸与
- ・学用品の給与
- 埋葬
- ・ 死体の捜索
- ・ 死体の処理

第2部 一般災害対策計画

修正後

- ・災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- ・ 応急救助のための輸送
- ・応急救助のための賃金職員等

【資料15-3】災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(略)

第5 災害対策基本法に基づく従事命令等(市民安全課班・社会福祉課班)

(略)

3 損害補償等

知事及び市長は、従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または障害の状態となった場合、災害対策基本法第84条の規定により損害を補償しなければならない。

また、知事は、<u>災害対策基本法</u>第71条の規定による保管命令等により通常生ずべき損失について、同法第82条第1項に基づき、補償しなければならない。

- ・災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生 活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- ・応急救助のための輸送
- ・応急救助のための賃金職員等

【資料16-4】災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(略)

第5 災害対策基本法に基づく従事命令等(市民安全課班・社会福祉課班)

(略)

3 損害補償等

知事及び市長は、従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または障害の状態となった場合、災害対策基本法第84条の規定により損害を補償しなければならない。

また、知事は、<u>災害基本法</u>第71条の規定による保管命令等により通常生ずべき損失について、同法第82条第1項に基づき、補償しなければならない。

修正後 修正前

第27節 被災者生活再建支援法に基づく支援等

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し「被災者生活再建支援法」(以下「支援法」という。)に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

また、各種の支援措置を早期に実施するため、り災証明書を速やかに交付する。

担当

【本庁】市民安全課班・税務課班・収納課班・社会福

<u>祉課班・市民課班・</u>農政課班<u>・</u>商工課班

【関係機関】(福)須賀川市社会福祉協議会

第1 被災者生活再建支援法の適用(市民課班・社会福祉課班・

<u>(福)須賀川市社会福祉協議会</u>)

(略)

第2 り災証明書等の交付(市民安全課班・税務課班・収納課班

• 農政課班 • 商工課班)

(略)

4 実施体制

り災証明書の交付に必要な実施体制は次のとおりとする。

第27節 被災者生活再建支援法に基づく支援等

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し「被災者生活再建支援法」(以下「支援法」という。)に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

また、各種の支援措置を早期に実施するため、り災証明書を速やかに交付する。

第1 被災者生活再建支援法の適用(市民課班・社会福祉課班_

(略)

第2 り災証明書等の交付(

税務課班 · 市民安全課

班•農政課班•商工課班)

(略)

4 実施体制

り災証明書の交付に必要な実施体制は次のとおりとする。

1) 申請窓口

り災証明書の申請及び交付窓口は市民安全課とする。ただし、<u>災害対策</u> 本部を設置し、全庁体制となる</u>災害においては、災害対策本部として税務 課及び収納課が中心となり窓口業務を実施する。

(略)

第3章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策

(略)

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成(市民安全 課・財政課・全課)

(略)

1 法律に基づき一部負担または補助するもの

法律に基づき一部負担または補助するものは次のとおりである。

- •公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- •公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ・公営住宅法
- · 土地区画整理法
- ・感染症の予防 及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

1) 申請窓口

り災証明書の申請及び交付窓口は市民安全課とする。ただし、<u>生活再建</u> 支援法適用となる 災害においては、災害対策本部として税務 課 が中心となり窓口業務を実施する。

(略)

第3章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策

(略)

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成(市民安全課・財政課・全課)

(略)

1 法律に基づき一部負担または補助するもの

法律に基づき一部負担または補助するものは次のとおりである。

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- •公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ・公営住宅法
- · 土地区画整理法
- ・感染症の予防法及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- 予防接種法
- ・都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ・県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- ・水道法

(略)

第2節 被災者の生活安定

大規模な災害により多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、 あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こう した社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の 人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として防災関係機関と協力し、 被災地の生活の安定のため緊急措置を図るとともに適切な情報の提供に努め る。

担当

【本庁】市民安全課·税務課·収納課·社会福祉課·農政課·商工課·建築住宅課·会計課

【関係機関】公共職業安定所・日本郵便株式会社・<u>(福)須賀川市</u> 社会福祉協議会

(略)

第3 被災者への融資(社会福祉課・農政課・商工課・<u>(福)須賀</u> 川市社会福祉協議会)

(略)

- 予防接種法
- ・都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ・農林水産業施設災害復旧費国庫負担 の暫定措置に関する法律
- ・県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

(略)

第2節 被災者の生活安定

大規模な災害により多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、 あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こう した社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の 人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として防災関係機関と協力し、 被災地の生活の安定のため緊急措置を図るとともに適切な情報の提供に努め る。

担当

【本庁】市民安全課·税務課·収納課·社会福祉課·農政課·商工課·建築住宅課·会計課

【関係機関】公共職業安定所・日本郵便株式会社・ 社会福祉協議会

(略)

第3 被災者への融資(社会福祉課・農政課・商工課・

社会福祉協議会)

第2部 一般災害対策計画

修正後 修正前

4 福祉関係

(福) 須賀川市社会福祉協議会は、被災した低所得世帯(災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く)に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を

融資する。

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資するものとする。

(削除)

4 福祉関係

市社会福祉協議会は、被災した低所得世帯(災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く)に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を

融資する。

市は、災害用慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資するものとする。

【資料 20-1】須賀川市災害弔慰金の支給等に関する条例

修正後 修正前

第1章 総則

「第1部総則」を準用する。

第2章 災害予防計画

(略)

第4節 都市の防災対策

都市の総合的な防災対策及び建物の耐震・不燃化、窓ガラス、看板の落下防 止対策、建物内の家具の転倒防止策を進め、被害の防止、軽減に努める。

担当

【本庁】市民安全課・行政管理課・市民協働推進課・生涯学習ス ポーツ課・社会福祉課・長寿福祉課・道路河川課・建築 住宅課・都市計画課・教育総務課・こども課

(略)

第2 計画的な市街地整備の推進(道路河川課・建築住宅課・都市 計画課)

(略)

第1章 総則

第1部一般災害対策計画 総則を準用する。

第2章 災害予防計画

(略)

第4節 都市の防災対策

都市の総合的な防災対策及び建物の耐震・不燃化、窓ガラス、看板の落下防 止対策、建物内の家具の転倒防止策を進め、被害の防止、軽減に努める。

【本广】市民安全課·行政管理課 担当 • 社会福祉課 ・道路河川課・建築 住宅課・都市計画課・教育総務課・生涯学習スポーツ課

(略)

第2 計画的な市街地整備の推進(都市計画課・建築住宅課・道路 河川課)

第3 オープンスペースの確保(道路河川課・都市計画課)

公園、緑地、緑道等は、市民の憩いの空間となるだけでなく、災害時においては、重要な避難場所、樹林等による延焼防止帯となるため、土地区画整理事業等の面整備を実施する場合は、公園、緑地、緑道のオープンスペースを積極的に設置していく。

また、同様に、都市計画道路等の広幅員道路も延焼防止帯となるとともに、災害時の避難路や物資の輸送路として重要となるため、都市計画にあわせて整備を推進する。

【資料8-1】指定緊急避難場所

【資料8-2】指定避難所

第4 防災拠点施設整備の推進(市民安全課<u>・市民協働推進課</u>・教

育総務課______)

(略)

第5 公共施設の安全化(行政管理課・市民協働推進課・生涯学習

<u>スポーツ課</u>・社会福祉課_____・長寿福祉課・建築住宅

課・教育総務課・こども課)

公共施設は、多くの人が利用するとともに、災害時には避難施設や応急対策の拠点となることから、庁舎、学校、社会福祉施設、病院、不特定多数収容施設(体育館 等)など、常に防災上重要な公共建築物の耐震診断、改良工事等により、施設の耐震性の向上に努めるとともに、ロッカ

第3 オープンスペースの確保(道路河川課・都市計画課)

公園、緑地、緑道等は、市民の憩いの空間となるだけでなく、災害時においては、重要な避難場所、樹林等による延焼防止帯となるため、土地区画整理事業等の面整備を実施する際は、公園、緑地、緑道のオープンスペースを積極的に設置していく。

また、同様に、都市計画道路等の広幅員道路も延焼防止帯となるとともに、災害時の避難路や物資の輸送路として重要となるため、都市計画にあわせて整備を推進する。

【資料8-1】指定緊急避難場所

【資料8-2】指定避難所

第4 防災拠点施設整備の推進(市民安全課

_____·教

育総務課・生涯学習スポーツ課)

(略)

第5 公共施設の安全化(行政管理課

・社会福祉課・こども課・長寿福祉課・建築住宅

課・教育総務課・生涯学習スポーツ課)

公共施設は、多くの人が利用するとともに、災害時には避難施設や応急 対策の拠点となることから、庁舎、学校、社会福祉施設、病院、不特定多 数収容施設(集会、ホール等)など、常に防災上重要な公共建築物の耐震 診断、改良工事等により、施設の耐震性の向上に努めるとともに、ロッカ

須賀川市地域防災計画 第3部 震災対策計画

修正後	修正前
一、書棚等の備品の転倒防止対策を行う。	ー、書棚等の備品の転倒防止対策を行う。
(暗答)	(昭各)
第9 建築物の応急危険度判定体制の整備(建築住宅課) 大規模な地震災害が発生した場合、被災建築物の安全性を確認する応急 危険度判定活動の実施が必要となる。そのため、 <u>(公社)福島県</u> 建築士会 との協定に基づく情報収集等の協力体制の強化を図るとともに実施体制を 整備する。 【資料4-6】災害時における民間事業者との協力に関する協定等一覧	第9 建築物の応急危険度判定体制の整備(建築住宅課) 大規模な地震災害が発生した場合、被災建築物の安全性を確認する応急 危険度判定活動の実施が必要となる。そのため、
第5節 上水道・下水道施設の強化	第5節 上水道・下水道施設の強化
(田各)	(旺各)
第 1 上水道施設の強化(<mark>経営課・</mark> 水道施設課)	第1 上水道施設の強化 (水道施設課・経営課)
(图各)	(略)
第2 下水道施設の強化(<mark>経営課・</mark> 下水道施設課)	第2 下水道施設の強化 (下水道施設課 <u>経営課</u>)
(暗答)	(昭)

第8節 土砂災害予防対策

修正前

(略)

第6 地震災害等の予防の推進(市民安全課・農政課・道路河川課)

修正後

(略)

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確立

地震発生に伴う災害が発生した場合、市は、被害状況、二次災害の拡大の危 険性等の状況にあわせた体制を迅速に確立し、円滑な応急活動を実施する。

【本庁】市民安全課班·人事課班·道路河川課班

担当

班

【関係機関】消防団

第1 災害応急対策の防災 行動計画

第2編一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第1節応急活動体制 の確立 第1災害応急対策の防災 行動計画」に準じて実施する。

第8節 土砂災害予防対策

(略)

第6 地震災害等の予防の推進(農政課・道路河川課)

(略)

• 全

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確立

地震発生に伴う災害が発生した場合、市は、被害状況、二次災害の拡大の危 険性等の状況にあわせた体制を迅速に確立し、円滑な応急活動を実施する。

【本庁】市民安全課班 • 道路河川課班 • 人事課班 • 全 担当

第1 災害応急対策の時系列行動計画

第2編一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第1節応急活動体制 の確立 第1災害応急対策の時系列行動計画」に準じて実施する。

修正後 修正前

第2 配備体制の基準・動員配備(市民安全課班・全班)

(略)

(略)

2災害対策本部設置前後:震度5弱、5強

配備体制	配備基準	指揮者	動員配備
災害対策本部設置前	・市内で震度5弱・5 強の地震を観測した とき。・その他、特に総務部 長が必要と認めたと き。	総務部長	・全部長、全課(解)長、各施設長 ・地震に伴う災害に関係する部課に おいて必要な職員(全職員の半数 程度) <被災状況の推移により災害対策本 部の設置に移行できる体制>
() () () () () () () () () ()	・市内で震度5弱・5 強の地震を観測し、 市内に大規模な災害 が発生したとき、ま たは災害が発生する おそれがあるとき。 ・その他、特に市長が 必要と認めたとき。	本部長(市長)	・市長 ・副市長、教育長 ・全部長、全課(解)長、各施設長 ・消防長 ・消防団長 ・地震に伴う災害に関係する部課に おいて必要な職員(全職員の半数 程度) <被災状況の推移により第2非常配 備に移行できる体制>

第2 配備体制の基準・動員配備(市民安全課班・全班)

(略)

2災害対策本部設置前後:震度5弱、5強

配備	体制	配備基準	指揮者	動員配備
第 1 非	災害対策本部設置前	・市内で震度5弱・5 強の地震を観測した とき。・その他、特に総務部 長が必要と認めたと き。	総務部長	・全部長、全課長 ・地震に伴う災害に関係する部課において必要な職員(全職員の半数程度) <被災状況の推移により災害対策本部の設置に移行できる体制>
常配備	災害対策本部設置後	・市内で震度5弱・5 強の地震を観測し、 市内に大規模な災害 が発生したとき、ま たは災害が発生する おそれがあるとき。 ・その他、特に市長が 必要と認めたとき。	本部長(市長)	・市長 ・副市長、教育長 ・全部長、全課長 ・消防長 ・消防団長 ・地震に伴う災害に関係する部課に おいて必要な職員(全職員の半数 程度) <被災状況の推移により第2非常配 備に移行できる体制>

第3 活動の要点(市民安全課班・道路河川課班)

(略)

2災害対策本部設置前後: 震度5弱、5強

配備体制	動員職員	活動の要点
	総務部長	・地震情報等を受領し、必要に応じて市長へ報告するとともに、各部長へ送付する。 ・地震発生に伴う、被災状況を判断し対応する措置を検討して、必要に応じ市長へ報告のうえ指示を仰ぐ。
災害対策本	各部長	 ・状況を各課(解)長に周知し、所要の人員、資機材を配置する。 ・必要に応じ、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を総務部長に報告する。
非常配備	各課 (<u>廨</u>) 長 各施設長	・情報の収集及び伝達体制を強化する。 ・部長等の指示により、所要の人員、資機材を配置する。 ・部長等の指示により、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を所属部長 <u>(各施設長においては所管課長)</u> に報告する。
	配備につく 各職員	・必要に応じ、各課の所掌事務に基づき災害応急対策活動を実施する。
災害	市長	・災害対策本部の設置を発令する。 ・本部長として、本部員を招集し本部会議を開催する。

第3 活動の要点(市民安全課班・道路河川課班)

(略)

2災害対策本部設置前後:震度5弱、5強

2 沙	告刈.	対束本部設直削後:莀度5弱、5強			
配備	体制	動員職員	活動の要点		
		総務部長	・地震情報等を受領し、必要に応じて市長へ報告するとともに、各部長へ送付する。・地震発生に伴う、被災状況を判断し対応する措置を検討して、必要に応じ市長へ報告のうえ指示を仰ぐ。		
第 1	災害対策本	各部長	 ・状況を各課長 に周知し、所要の人員、資機材を配置する。 ・必要に応じ、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を総務部長に報告する。 		
非常配備	部設置前	各課長	・情報の収集及び伝達体制を強化する。 ・部長_の指示により、所要の人員、資機材を配置する。 ・部長_の指示により、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を所属部長 に報告する。		
		配備につく 各職員	・必要に応じ、各課の所掌事務に基づき災害応急対策活動を 実施する。		
	災害	市長	・災害対策本部の設置を発令する。・本部長として、本部員を招集し本部会議を開催する。		

第3部 震災対策計画

	修正後			修正前			
対策本部設		・本部会議により応急対策内容の決定と各課(解)長への指示を行う。・避難情報の発令を検討する。・被災状況の推移により、第2非常配備に移行するかの判断を行う。		対策本部設		・本部会議により応急対策内容の決定と各課長 への指示を行う。・避難情報の発令を検討する。・被災状況の推移により、第2非常配備に移行するかの判断を行う。	
置後	副市長	・副本部長として市長を補佐する。 ・市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。		置後	副市長	・副本部長として市長を補佐する。 ・市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。	
	教育長	・副本部長として市長を補佐する。			教育長	・副本部長として市長を補佐する。	
	総務部長	・関係各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断すると ともに応急措置について、随時これを市長に報告する。 ・副市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。			総務部長	・関係各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断すると ともに応急措置について、随時これを市長に報告する。 ・副市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。	
	企画政策部長	・必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、地震災害に関する情報の周知を図る。・総務部長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。			企画政策部長	・必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、地震災害に関する情報の周知を図る。・総務部長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。	
	各部長	 ・状況を各課(解)長に周知し、所要の人員、資機材を配置する。 ・必要に応じ、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を総務部長に報告する。 			各部長	 ・状況を各課長 に周知し、所要の人員、資機材を配置する。 ・必要に応じ、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を総務部長に報告する。 	
	消防長	・本部員として消防本部へ指示を伝達する。			消防長	・本部員として消防本部へ指示を伝達する。	
	消防団長	・本部員として各分団へ指示を伝達する。			消防団長	・本部員として各分団へ指示を伝達する。	
	各課 (解) 長 各施設長	・情報の収集及び伝達体制を強化する。 ・部長等の指示により、所要の人員、資機材を配置する。 ・部長等の指示により、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を所属部長 <u>(各施設長においては所管課長)</u> に報告する。			各課長	・情報の収集及び伝達体制を強化する。 ・部長_の指示により、所要の人員、資機材を配置する。 ・部長_の指示により、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を所属部長 に報告する。	

第3部 震災対策計画

修正後					修正前
配備につく 各職員	・必要に応じ、各課の所掌事務に基づき災害応急対策活動を実施する。			配備につく 各職員	・必要に応じ、各課の所掌事務に基づき災害応急対策活動を実施する。

3災害対策本部設置後: 震度6弱以上

配備体	潮	動員職員	活動の要点
		市長	・災害対策本部の設置を発令する。 ・本部長として、本部員を招集し本部会議を開催する。 ・本部会議により応急対策内容の決定と各課(解)長への指示を行う。 ・避難情報の発令を検討する。 ・県への応援要請、自衛隊の派遣要請等の判断を行う。
	災	副市長	・副本部長として市長を補佐する。 ・市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
第	害対	教育長	・副本部長として市長を補佐する。
2 非常配備	策本部設	総務部長	・関係各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断する とともに応急措置について、随時これを市長に報告す る。 ・副市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
	置後	企画政策部 長	・必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、地震 災害に関する情報の周知を図る。・総務部長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
		各部長	 ・状況を各課(解)長に周知し、所要の人員、資機材を配置する。 ・必要に応じ、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。

3災害対策本部設置後: 震度6弱以上

配備包		動員職員	活動の要点
		市長	・災害対策本部の設置を発令する。 ・本部長として、本部員を招集し本部会議を開催する。 ・本部会議により応急対策内容の決定と各課長 への指示を行う。 ・避難情報の発令を検討する。 ・県への応援要請、自衛隊の派遣要請等の判断を行う。
	災	副市長	・副本部長として市長を補佐する。 ・市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
第	害対	教育長	・副本部長として市長を補佐する。
2 非常配備	策本部設	総務部長	・関係各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに応急措置について、随時これを市長に報告する。・副市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
22	置後	企画政策部 長	・必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、地震 災害に関する情報の周知を図る。・総務部長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
		各部長	・状況を各課長 に周知し、所要の人員、資機材を配置する。・必要に応じ、応急対策活動を実施する。・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。

第3部 震災対策計画

	修正後			修正前		
	・被害、応急対策の状況を総務部長に報告する。				・被害、応急対策の状況を総務部長に報告する。	
消防長	・本部員として消防本部へ指示を伝達する。			消防長	・本部員として消防本部へ指示を伝達する。	
消防団長	・本部員として各分団へ指示を伝達する。			消防団長	・本部員として各分団へ指示を伝達する。	
各課(廨) <u>長</u> 各施設長	 ・情報の収集及び伝達体制を強化する。 ・部長等の指示により、所要の人員、資機材を配置する。 ・部長等の指示により、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を所属部長<u>(各施設長においては</u>所管課長)に報告する。 			<u>各課長</u> 一	 ・情報の収集及び伝達体制を強化する。 ・部長_の指示により、所要の人員、資機材を配置する。 ・部長_の指示により、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を所属部長 に報告する。 	
配備につく 各職員	・必要に応じ、各課の所掌事務に基づき災害応急対策活動を実施する。			配備につく 各職員	・必要に応じ、各課の所掌事務に基づき災害応急対策活動を実施する。	

(略)

第2節 災害対策本部の設置

(略)

第 1 災害対策本部の設置及び解散(市民安全課班・行政管理課班・全班)

市長は、地震災害が発生した場合において、必要と認めたときは、災害 応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づく須 賀川市災害対策本部(以下、この節において「本部」という。)を設置す る。 (略)

第2節 災害対策本部の設置

(略)

第 1 災害対策本部の設置及び解散(市民安全課班・行政管理課班・全班)

市長は、地震災害が発生した場合において、必要と認めたときは、災害 応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づく須 賀川市災害対策本部(以下、この節において「本部」という。)を設置す る。

第3部 震災対策計画 修正後 修正前 また、市長は、地震発生に伴う災害の危険がなくなったとき、または災 また、市長は、地震発生に伴う災害の危険がなくなったとき、または災 害発生後における災害応急対策がおおむね終了したときは、本部を解散す 害発生後における災害応急対策がおおむね終了したときは、本部を解散す る。 【資料 3-1】須賀川市災害対策本部条例 (削除) (削除) 【資料3-2】須賀川市災害対策本部規程 (略) (略) 第5 災害対策本部の設置の報告・通知(市民安全課班) 第5 災害対策本部の設置の報告・通知(市民安全課班) 市長は、災害対策本部を設置、または廃止したときは、速やかに県及び 市長は、災害対策本部を設置、または廃止したときは、速やかに県及び 関係機関に通報する。災害対策本部を設置した場合は、災害対策本部室に 関係機関に通報する。災害対策本部を設置した場合は、災害対策本部室に 本部室を示す標識を設置する。 本部室を示す標識を設置する。 (削除) 【資料3-3】災害対策本部設置連絡先 (略) (略) 第8 複合災害発生時の体制(市民安全課班・全班) (新規) 第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第2節災害対策本部 の設置 第8複合災害発生時の体制」を準用する。 第9 災害対策本部の組織(市民安全課班・全班)

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第2節災害対策本部

の設置 第9災害対策本部の組織」を準用する。

第8 災害対策本部の組織(市民安全課班・全班)

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第2節災害対策本部 の設置 第8災害対策本部の組織」を準用する。

第10 災害対策本部の事務分掌(市民安全課班・全班)

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第2節災害対策本部の設置 第10災害対策本部の事務分掌」を準用する。

(略)

第18節 被災地の応急対策

(略)

第8 被災建築物応急危険度判定活動の実施(建築住宅課班)

市は、地震により建築物に大きな被害を受けた場合は、必要に応じ、被 災建築物応急危険度判定活動実施本部を設置し、協定に基づき(公社)福 島県建築士会に被災情報の収集を要請する。

その収集した情報を用いて、県と連携して被災建築物応急危険度判定士 の協力を得ながら、応急危険度判定活動を実施する。 なお、本活動の意義及び内容等については、市民に周知する。

(略)

第 24 節 <u>NPO・</u>ボランティア<u>等</u>との連携

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第24節<u>NPO・</u>ボランティア等との連携」に準じて実施する。

(略)

第9 災害対策本部の事務分掌(市民安全課班・全班)

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第2節災害対策本部の設置 第9災害対策本部の事務分掌」を準用する。

(略)

第18節 被災地の応急対策

(略)

第8 被災建築物応急危険度判定活動の実施(建築住宅課班)

市は、必要に応じ、被災建築物応急危険度判定活動実施本部を設置し、 地震による被災建築物が発生した場合は、県と連携して被災建築物応急危 険度判定士の協力のもと、被災建築物の応急危険度判定活動を実施する。 また、判定活動の意義・内容等について、市民に周知する。

(略)

第 24 節 ______ボランティア__との連携

第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第24節_____ボランティア_との連携」に準じて実施する。

修正後 修正前 第1章 総則 第1章 総則 第1節 計画の目的及び方針 第1節 計画の目的及び方針 (略) (略) 第3 計画の修正 第3 計画の修正 第1部総則第1節計画の目的及び方針「第4計画の修正」を準用する。 第1部総則第1節計画の目的及び方針「第3計画の修正」を準用する。 第4 計画の周知徹底 第4 計画の周知徹底 第1部総則第1節計画の目的及び方針「第5計画の周知徹底」を準用す 第1部総則第1節計画の目的及び方針「第4計画の周知徹底」を準用す る。 (略) (略) 第2節 防災関係機関の事務または業務の大綱 防災関係機関の事務または業務の大綱 第2節 第1 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱 第1 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱 (略) (略)

修正後 修正前 2 県関係機関 2 県関係機関 1) 福島県(県中地方振興局・県中保健福祉事務所) 1) 福島県(県中地方振興局 ・原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練 ・原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練 ・緊急時通信連絡網の整備 緊急時通信連絡網の整備 ・原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備 ・原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備 ・原子力発電所周辺地域における環境条件の把握 ・原子力発電所周辺地域における環境条件の把握 ・ 事故状況の把握及び連絡 ・ 事故状況の把握及び連絡 ・緊急時モニタリング関係 ・緊急時モニタリング関係 ・緊急時モニタリング体制の整備・維持 ・緊急時モニタリング体制の整備・維持 ・市が行う住民の退避、避難等に対する助言及び支援 ・市が行う住民の退避、避難等に対する助言及び支援 • 原子力災害医療活動 • 原子力災害医療活動 ・飲食物の摂取制限等 ・飲食物の摂取制限等 ・ 輸送車両の確保及び必需物資の調達 ・ 輸送車両の確保及び必需物資の調達 汚染物質の除去等 汚染物質の除去等 ・ 各種制限措置等の解除決定の調整 • 各種制限措置等の解除決定の調整 ・市の原子力防災対策に対する指導及び助言 ・市の原子力防災対策に対する指導及び助言 ・防災関係機関との連絡調整 • 防災関係機関との連絡調整 (略) (略) 指定地方行政機関 指定地方行政機関 (略) (略) 3) 東北地方整備局(郡山国道事務所・福島河川国道事務所郡山出張所) 3) 東北地方整備局(福島河川国道事務所郡山出張所) ・国道の通行確保 国道の通行確保

・道路情報表示による災害情報の提供

・道路情報表示による災害情報の提供

	7.人名为来自国
修正後	修正前
(略)	(晒)
4 自衛隊 (陸上自衛隊福島駐屯地 - 郡山駐屯地) ・災害応急救護 ・原子力災害医療活動に対する協力 (略)	4 自衛隊 (陸上自衛隊福島駐屯地) ・災害応急救護 ・原子力災害医療活動に対する協力 (略)
5 指定公共機関	5 指定公共機関
(略)	(略)
5) 日本通運 (株) (郡山支店県南ロジスティクス事業所) ・ 緊急輸送に対する協力	5) 日本通運 (株) (郡山支店<u>須賀川営業所</u>) ・緊急輸送に対する協力
(略)	(略)
6 指定地方公共機関	6 指定地方公共機関
(略)	(暗各)
5) 医療関係機関(<u>(一社)</u> 須賀川医師会・須賀川歯科医師会・須賀川薬剤師会) ・原子力災害医療活動に対する協力	5) 医療関係機関 (須賀川医師会・須賀川歯科医師会・須賀川薬剤師会) ・原子力災害医療活動に対する協力

第4部 原子力災害対策計画

修正後 修正前 7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (略) (略) (福) 須賀川市社会福祉協議会 9) 須賀川市社会福祉協議会 ・被災者の救援、その他災害時における応急対策の協力 ・被災者の救援、その他災害時における応急対策の協力 (略) (略) 第2章 災害予防計画 第2章 災害予防計画 第1節 情報の収集・連絡体制等の整備 第1節 情報の収集・連絡体制等の整備 市は、国、県、関係自治体、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防 市は、国、県、関係自治体、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防 災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うための体制の整備・充実に努 災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うための体制の整備・充実に努 める。 める。 【本庁】市民安全課・行政管理課・情報政策課・環境課 担当 担当 【本庁】市民安全課·行政管理課 環境課 第1 情報の収集・連絡体制等の整備(市民安全課・行政管理課・ 第1 情報の収集・連絡体制等の整備(・ 行政管理課・ • 情報政策課 • 環境課) 市民安全課・ · 環境課) (略) (略)

修正後	修正前
第2 情報の分析整理(<u>市民安全課</u> ・行政管理課・・情 <u>報政策課</u> ・環境課)	第2 情報の分析整理 (• 行政管理課 • <u>市民安全課 •</u> • 環境課)
(略)	(距各)
第4 通信手段・経路の多様化(市民安全課・行政管理課・情報政	第4 通信手段・経路の多様化(市民安全課・行政管理課
策課))
(略)	(略)
第2節 災害応急体制の整備 市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。 その際、原子力災害の規模に応じて、専門部署の設置についても検討する。 【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課・社会福祉課・健康づくり課・環境課・全課 【関係機関】消防本部	第2節 災害応急体制の整備 市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。 その際、原子力災害の規模に応じて、専門部署の設置についても検討する。 【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課 ・環境課・全課 「略)
V-H7	V-H7
第4 消防の相互応援体制(市民安全課 <u>・消防本部</u>)	第4 消防の相互応援体制(市民安全課)

第4部 原子力災害対策計画

修正後 修正前 (略) (略) 第3節 屋内退避等に係る体制の整備 第3節 屋内退避等に係る体制の整備 市は、原子力災害時における屋内退避等の市民への防護対策に係る事項につ 市は、原子力災害時における屋内退避等の市民への防護対策に係る事項につ いて検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。 いて検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。 【本庁】市民安全課・行政管理課・観光交流課・社会福祉課・長 【本广】市民安全課 · 行政管理課 ・社会福祉課・長 担当 担当 寿福祉課 寿福祉課・学校教育課・こども課 (略) (略) 第3 避難所等の整備(市民安全課・社会福祉課) 第3 避難所等の整備(市民安全課・社会福祉課) 1 避難所等の整備 1 避難所等の整備 市民の避難者の受入施設は、「須賀川市地域防災計画(資料編)」によ 市民の避難者の受入施設は、「須賀川市地域防災計画(資料編)」によ るものとし、避難退域時検査はこれらの避難所で実施する。 るものとし、スクリーニングはこれらの避難所で実施する。 なお、避難や避難退域時検査等の場所として指定された建物について なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物について は、必要に応じ、衛生管理等の避難生活の環境を良好に保つための設備の は、必要に応じ、衛生管理等の避難生活の環境を良好に保つための設備の 整備に努める。 整備に努める。 【資料8-2】指定一般避難所 (新規) (略) (略) 第4 避難所運営等の体制(市民安全課・社会福祉課) 第4 避難所運営等の体制(市民安全課・社会福祉課)

(略)

第4部 原子力災害対策計画

修正後

2 避難所運営体制の整備

市は、避難所の設置に際し、食料、水、毛布など必需品の供給、仮設トイレ設置などの避難環境の整備、物資の受け入れ体制の確立、避難者による自主運営組織の立ち上げを行うための体制を整備する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つ密(密閉・密集・密接)を防ぐよう努め、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

なお、長期的な避難が必要な場合においては、町内会等による自主管理・運営を行うための体制の整備に努め、

男女のニーズの違いなどに配慮した運営に努めるものとする。

第5 要配慮者への対応体制(市民安全課・観光交流課・社会福祉

課・長寿福祉課・学校教育課・こども課)

(略)

2 要配慮者に対する支援体制の整備

市は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導や搬送・受け入れ体制の整備を図る。ま

た、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

これらの検討を踏まえ、第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画第20節要配慮者支援体制の強化「第2 在宅者に対する対策」の個別避難計画の策定に基づき、原子力災害に係る個別避難計画についても策定する

2 避難所運営体制の整備

市は、避難所の設置に際し、食料、水、毛布など必需品の供給、仮設トイレ設置などの避難環境の整備、物資の受け入れ体制の確立、避難者による自主運営組織の立ち上げを行うための体制を整備する。______

また、長期的な避難が必要な場合においては、町内会等による自主管理・運営を行うための体制の整備に努める。なお、避難場所の運営にあたっては、男女のニーズの違いなどに配慮した運営に努める。

第5 要配慮者への対応体制(

社会福祉

課・長寿福祉課

(略)

2 要配慮者に対する支援体制の整備

市は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導や搬送・受け入れ体制の整備を図る。ま

た、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

なお、これらの検討を踏まえ、避難支援プラン等の整備に努める。

第4部 原子力災害対策計画

「修正後

「修正後

「修正前

「修正後

「修正前

「修正前

「修正前

「なお、個別避難計画については、原子力災害と一般災害、それぞれの作成が求められるが、一般災害の個別避難計画の特記事項として原子力災害の留意事項等を記載するなどして共有化に考慮するものとする。

「学校等施設の体制の整備

「学校等施設の体制の整備

「学校等施設の管理者は、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生(以下、「生徒等」という。)の安全を確保するため、屋内退避の方法、安全に帰宅させるための方法、保護者への引き渡し方法等について、法、安全に帰宅させるための方法、保護者への引き渡し方法等について、法、安全に帰宅させるための方法、保護者への引き渡し方法等について、

(略)

第7 屋内退避・避難等の周知体制の整備(市民安全課・行政管理 課)

市は、確実な屋内退避及び迅速な避難のため、避難や<mark>避難退域時検査</mark>等の場所・避難誘導方法、屋内退避の方法等について、日頃から市民への周知に努める。

また、市は、_____警戒事象発生後の経過に応じて市 民に提供すべき情報について整理する。

第4節 緊急輸送活動体制の整備

あらかじめ定めておくものとする。

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第12節緊急輸送体制の整備」を準用する。

担当
【本庁】市民安全課
·道路河川課

(略)

第7 屋内退避・避難等の周知体制の整備(市民安全課・行政管理 課)

市は、確実な屋内退避及び迅速な避難のため、避難や<u>スクリーニング</u>等の場所・避難誘導方法、屋内退避の方法等について、日頃から市民への周知に努める。

また、市は、<u>施設敷地緊急事態及び</u>警戒事象発生後の経過に応じて市 民に提供すべき情報について整理する。

第4節 緊急輸送活動体制の整備

あらかじめ定めておくものとする。

第2部一般災害対策計画第1章災害予防計画「第12節緊急輸送体制の整備」を準用する。

担当 【本庁】市民安全課・行政管理課・道路河川課・全課

修正後	修正前
(略)	(略)
第5節 防護資機材等の整備 市は、原子力災害時における応急対策に必要な防護資機材について、備蓄に 努めるとともに、市民に対し迅速かつ適切に配布できる体制の整備に努める。 [本庁] 市民安全課・観光交流課・健康づくり課・商工課 ・環境課・全課	第5節 防護資機材等の整備 市は、原子力災害時における応急対策に必要な防護資機材について、備蓄に 努めるとともに、市民に対し迅速かつ適切に配布できる体制の整備に努める。 【本庁】市民安全課 ・健康づくり課・商工課・観光交 流課・環境課・全課
(略) 第3 物資の調達・供給体制の整備(市民安全課 <u>・観光交流課</u> ・商	(略) 第3 物資の調達・供給体制の整備(市民安全課・商
工課)	工課 - 観光交流課)
(略)	(暗)
第6節 市民等への的確な情報伝達体制の整備 市は、原子力災害が発生した場合、迅速かつ正確な情報を市民に提供できるよう、あらかじめ必要な体制を整備する。 【本庁】市民安全課・行政管理課・観光交流課・社会福祉課・長 担当 寿福祉課・全課 【関係機関】自主防災組織	第6節 市民等への的確な情報伝達体制の整備 市は、原子力災害が発生した場合、迅速かつ正確な情報を市民に提供できるよう、あらかじめ必要な体制を整備する。 【本庁】市民安全課・行政管理課 担当 ・全課
第1 情報項目の整理(市民安全課・行政管理課・環境課	第 1 情報項目の整理(市民安全課 ・環境課・行政管

第4部 原子力災害対策計画

修正前
理課)
市は、 <u>施設敷地緊急事態又は</u> 警戒事象発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じた具体的な内容を整理しておく。
(略)
第4 情報伝達困難者等に対する情報伝達体制の整備(市民安全
課·行政管理課·社会福祉課·長寿福祉課
)
第7節 関係自治体からの避難者の受け入れ・支援体
制の整備
県は、原子力災害の状況により、関係自治体の行政区域全域におよぶ避難が必要であると認める場合は、気象状況、防護対策地区等を考慮した上で、住民等の広域避難先とすべき市町村を決定し、災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、当該市町村長に対し避難者等の受け入れ及び避難所の設置を要請するものとされている。 そのため、市としては、避難者の受け入れができる体制の整備に努める。 担当 【本庁】市民安全課・人事課・社会福祉課・全課

(略)

修正後 修正前

第2 市の対応資源の確認(市民安全課・社会福祉課)

関係自治体の避難者の受入施設は、「須賀川市地域防災計画(資料編)」による避難所とし、候補施設の収容力、平時の利用状況等についてあらかじめ把握しておく。

また、県及び関係自治体と協議の上、避難者の受け入れに際して、市として提供可能な避難所の運営体制、飲食物や生活必需品等の確認をする。

【資料8-2】指定一般避難所

(略)

第8節 原子力防災に関する普及啓発活動

市は、原子力災害時における市民の混乱と動揺を避けるため、平常時より広報活動を実施し、原子力防災に関する知識の啓発と普及に努める。

【本庁】市民安全課・行政管理課・観光交流課

担当

____・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課<u>・環境</u> 課・学校教育課

第1 市民に対する普及啓発(市民安全課・行政管理課・健康づく

り課・環境課

(略)

第2 市の対応資源の確認(市民安全課・社会福祉課)

関係自治体の避難者の受入施設は、「須賀川市地域防災計画(資料編)」による避難所とし、候補施設の収容力、平時の利用状況等についてあらかじめ把握しておく。

また、県及び関係自治体と協議の上、避難者の受け入れに際して、市として提供可能な避難所の運営体制、飲食物や生活必需品等の確認をする。

(新規)

(略)

第8節 原子力防災に関する普及啓発活動

市は、原子力災害時における市民の混乱と動揺を避けるため、平常時より広報活動を実施し、原子力防災に関する知識の啓発と普及に努める。

【本庁】市民安全課・行政管理課環境課・学校教担当育課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課

第1 市民に対する普及啓発(市民安全課・行政管理課

- 環境課・健康づくり課)

須賀川市地域防災計画 第4部 原子力災害対策計画

	修正後		,	修正前	
		*		7. 45. /	41.4
弟3 <mark>要配慮百 </mark>	への配慮(<u>市民安全課・観光交流課</u> ・1	「会」第3	避難行動要支援者への西	心感(• 社会
福祉課・長寿福祉	課)	;	福祉課・長寿福祉課・	建康づくり課)	
要配慮者	及と啓発に際して、 <u>高齢者、障がい者、外国人</u> に十分配慮し、 <u>パンフレット</u> 原子力防災に対する基礎的知識等の理解を高め	<u>チ</u> <u>幼</u>	市は、防災知識の普及と啓 児、妊産婦、などの避難行動要支援者を支援する体制/	動要支援者に十分配慮し、生	

第3章 災害応急対策計画

修正後

第1節 応急活動体制の確立

市は、施設敷地緊急事態の発生の通報を受けた場合及び内閣総理大臣が全面緊急事態を発出した場合のほか、原子力事業者の判断により防護対策の実施が必要と判断された場合等において、状況にあわせた体制を迅速に確立し、円滑な応急活動を実施する。

その際、災害の規模によっては、専門部署を設置し、総括的に災害応急対策を行う。

担当

【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課<u>・健康づくり課</u>・環境 課・全課

【関係機関】消防団

第 1 配備体制の基準・動員配備(市民安全課・行政管理課・人事 課)

(略)

第3章 災害応急対策計画

修正前

第1節 応急活動体制の確立

市は、施設敷地緊急事態の発生の通報を受けた場合及び内閣総理大臣が全面緊急事態を発出した場合のほか、原子力事業者の判断により防護対策の実施が必要と判断された場合等において、状況にあわせた体制を迅速に確立し、円滑な応急活動を実施する。

その際、災害の規模によっては、専門部署を設置し、総括的に災害応急対策を行う。

 【本庁】市民安全課・行政管理課・人事課
 ・環境

 担当
 課・全課

第1 配備体制の基準・動員配備(市民安全課・行政管理課・人事 課)

第4部 原子力災害対策計画

修正後

2 災害対策本部設置後

配備体制	配備基準	指揮者	動員配備
第1 非 常 配備	・内閣総理大臣が全面緊 急事態を発出した場 合。	本部長(市長)	災害対策本部を設置 ・市長 ・副市長、教育長 ・全部長、全課(解)長、各施設長 ・消防長 ・予想される災害に関係する部課において必要な職員(全職員の半数程度) <被災状況の推移により第2非常配備に移行できる体制>
第2 非 常 配備	・市内の被害が甚大と予想されるとき。・本部長(市長)が必要と認めたとき。	本部長 (市長)	全職員動員

第2 活動の要点(市民安全課班・環境課・全班)

(略)

2 災害対策本部設置後

配備体制	配備基準	指揮者	動員配備
第1 非 常配備	・内閣総理大臣が全面緊 急事態を発出した場 合。	本部長(市長)	災害対策本部を設置 ・市長 ・副市長、教育長 ・全部長、全課長 ・消防長 ・予想される災害に関係する部課 において必要な職員(全職員の 半数程度) <被災状況の推移により第2非常 配備に移行できる体制>
第2非常配備	・市内の被害が甚大と予想されるとき。・本部長(市長)が必要と認めたとき。	本部長 (市長)	全職員動員

第2 活動の要点(市民安全課班・環境課・全班)

第4部 原子力災害対策計画

修正後

2 災害対策本部設置後

配備体制	動員配備職員	活動の要点
	市長	 ・災害対策本部の設置を発令する。 ・本部長として、本部員を招集し本部会議を開催する。 ・本部会議により応急対策内容の決定と各課(解)長への指示を行う。 ・屋内退避、避難情報を発令する。 ・災害状況の推移により、第2非常配備に移行するかの判断を行う。
	副市長	・副本部長として市長を補佐する。 ・市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
第 1	教育長	・副本部長として市長を補佐する。
非常配備	総務部長	・関係各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに応急措置について、随時これを市長に報告する。 ・副市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
	企画政策部長	・必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、災害に関する情報の周知を図る。・総務部長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
	各部長	・情報の収集及び伝達体制を強化する。 ・状況を <mark>各課(廨)長</mark> に周知し、所要の人員、資機材を 配置する。

2 災害対策本部設置後

配備体制	動員配備職員	活動の要点
	市長	・災害対策本部の設置を発令する。 ・本部長として、本部員を招集し本部会議を開催する。 ・本部会議により応急対策内容の決定と各課長 への指示を行う。 ・屋内退避、避難情報を発令する。 ・災害状況の推移により、第2非常配備に移行するかの 判断を行う。
	副市長	・副本部長として市長を補佐する。 ・市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
第 1	教育長	・副本部長として市長を補佐する。
非常配備	総務部長	・関係各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに応急措置について、随時これを市長に報告する。 ・副市長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
	企画政策部長	・必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、災害に関する情報の周知を図る。・総務部長不在の場合には、代理順位により指揮者となる。
	各部長	・情報の収集及び伝達体制を強化する。 ・状況を各課長 に周知し、所要の人員、資機材を配置する。

		修正後			修正前
		・必要に応じ、応急対策活動を実施する。・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。・被害、応急対策の状況を総務部長を通じ、市長に報告する。			・必要に応じ、応急対策活動を実施する。・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。・被害、応急対策の状況を総務部長を通じ、市長に報告する。
	消防長	・本部員として消防本部へ指示を伝達する。		消防長	・本部員として消防本部へ指示を伝達する。
	消防団長	・本部員として各分団へ指示を伝達する。		消防団長	・本部員として各分団へ指示を伝達する。
	各課(解)長 各施設長	 情報の収集及び伝達体制を強化する。 部長等の指示により、所要の人員、資機材を配置する。 部長等の指示により、応急対策活動を実施する。 関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 被害、応急対策の状況を所属部長<u>(各施設長においては所管課長)</u>に報告する。 		各課長	・情報の収集及び伝達体制を強化する。 ・部長_の指示により、所要の人員、資機材を配置する。 ・部長_の指示により、応急対策活動を実施する。 ・関係各課、外部機関との連絡を密にし、協力体制を整える。 ・被害、応急対策の状況を所属部長
	配備につく 各職員	・必要に応じ、各課の所掌事務に基づき災害応急対策活動を実施する。		配備につく 各職員	・必要に応じ、各課の所掌事務に基づき災害応急対策活動を実施する。
第 2 非常 配備	全職員	地域防災計画応急対策計画に沿った組織的な災害応急対策を実施する。 非常体制が指令された後及び被害が発生した後は、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時総務部長を通じ本部長に報告するものとする。	第2非常配備	全職員	地域防災計画応急対策計画に沿った組織的な災害応急対策を実施する。 非常体制が指令された後及び被害が発生した後は、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時総務部長を通じ本部長に報告するものとする。
(略)			(略)		

修正後	修正前
境課)	境課 <u>・健康づくり課</u>)
(略)	(暗各)
第2節 災害対策本部の設置	第2節 災害対策本部の設置
(略)	(略)
第6 複合災害発生時の体制(市民安全課班・全班)	(新規)
第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画「第2節災害対策本部の	
設置 第8複合災害発生時の体制」を準用する。	
第3節 情報の収集・伝達、緊急連絡体制及び通信	第3節 情報の収集・伝達、緊急連絡体制及び通信
の確保	の確保
市は、県から警戒事態または施設敷地緊急事態(原災法第10条に規定する	市は、県から警戒事態または施設敷地緊急事態(原災法第10条に規定する
通報すべき特定事象が発生)の連絡を受けた場合、関係機関と連携し、的確な	
情報の収集・伝達を行う。	情報の収集・伝達を行う。
担当 【本庁】市民安全課・行政管理課 <u>・情報政策課</u> ・環境課・全課	担当 【本庁】市民安全課·行政管理課·環境課·全課
	(mex)
(略)	(略)
第2 応急対策活動情報の連絡(市民安全課・行政管理課 <u>・情報政</u>	第2 応急対策活動情報の連絡(市民安全課・行政管理課

# (略)		刀灰百八來可固
第4 一般回線が使用できない場合の対処(行政管理課・情報政策 第4 一般回線が使用できない場合の対処(行政管理課・情報政策 市は、原子力災害が発生した場合、被災状況の確認及び情報収集のため、緊 急時モニタリングを実施する。 担当 【本庁】市民安全課・人事課・環境課 ・全課 第1 緊急時モニタリング体制(市民安全課・人事課・環境課 ・全課 第1 緊急時モニタリング体制(市民安全課・人事課・環境課 ・全課 第1 緊急時モニタリングが助の組織及び業務 1) 緊急時モニタリングがの組織及び業務 1) 緊急時モニタリングがの組織及び業務 1) 緊急時モニタリングがの組織及び業務 1) 緊急時モニタリングがの組織及び業務 1) 緊急時モニタリングがの組織及び業務 2) 緊急時モニタリングがの発機 2) 緊急時モニタリンが扱の組織 2) 緊急時モニタリンが扱の組織 2) 緊急時モニタリンが扱の組織 2) 緊急時モニタリンが扱の組織 2) 緊急時モニタリンが扱の経務 2) 緊急時モニタリンが扱の業務	修正後	修正前
### 第4 一般回線が使用できない場合の対処(行政管理課・情報政策 第4 一般回線が使用できない場合の対処(行政管理課 一般回線が使用できない場合の対処(行政管理課 一般回線が使用できない場合の対処(行政管理課 一般回線が使用できない場合の対処(行政管理課 一般回線が使用できない場合の対処(行政管理課 一般回線が使用できない場合の対処(行政管理課 一般回線が使用できない場合の対処(行政管理課 一般回線が使用できない場合の対処(行政管理課 一部は、原子力災害が発生した場合、被災状況の確認及び情報収集のため、緊急時モニタリングを実施する。 担当	策課))
# 4 節 緊急時モニタリングの実施 市は、原子力災害が発生した場合、被災状況の確認及び情報収集のため、緊 急時モニタリングを実施する。 担当	(略)	(略)
 第 4 節 緊急時モニタリングの実施 市は、原子力災害が発生した場合、被災状況の確認及び情報収集のため、緊急時モニタリングを実施する。 担当 【本庁】市民安全課・人事課・環境課・全課 第 1 緊急時モニタリング体制(市民安全課・人事課・環境課・全課・金課) (略) 1 緊急時モニタリング班の組織及び業務 1) 緊急時モニタリング班の組織及び業務 2) 緊急時モニタリング班の電流 ※原時モニタリング班の業務 緊急時モニタリング班の主な業務は、次のとおりとする。 ・気象情報の収集 	第4 一般回線が使用できない場合の対処(行政管理課・ <mark>情報政策</mark>	第4 一般回線が使用できない場合の対処(行政管理課
市は、原子力災害が発生した場合、被災状況の確認及び情報収集のため、緊急時モニタリングを実施する。 担当 【本庁】市民安全課・人事課・環境課 ・全課 第 1 緊急時モニタリング体制(市民安全課・人事課・環境課 ・全課 「本庁」市民安全課・人事課・環境課 ・環境課 ・環境課 ・ 全課 第 1 緊急時モニタリング班の組織及び業務 1 緊急時モニタリング班の組織及び業務 1 緊急時モニタリング班の組織 緊急時モニタリング班の組織 緊急時モニタリング班の組織 緊急時モニタリング班の組織 緊急時モニタリング班については、初期の段階においてはグループを編成しない特別チームで活動にあたる。 ア急時モニタリング班の業務 1 緊急時モニタリング班の組織 5 緊急時モニタリング班の組織 5 緊急時モニタリング班の組織 6 第 1 緊急時モニタリング班の組織及び業務 1 緊急時モニタリング班の組織 5 第 2 第 3	課)	_)
 急時モニタリングを実施する。 第1 緊急時モニタリング体制(市民安全課・人事課・環境課・・全課) 第1 緊急時モニタリング体制(市民安全課・人事課・環境課・・全課) (略) 1 緊急時モニタリング班の組織及び業務 1) 緊急時モニタリング班の組織及び業務 1) 緊急時モニタリング班の組織とび業務 1) 緊急時モニタリング班の組織とび業務 1) 緊急時モニタリング班の組織とび業務 2) 緊急時モニタリング班の業務 緊急時モニタリング班の業務 緊急時モニタリング班の主な業務は、次のとおりとする。 ・気象情報の収集 	第4節 緊急時モニタリングの実施	第4節 緊急時モニタリングの実施
### 第1		
本文学 本学 本学 本学 本学 本学 本学 本学	担当 【本庁】市民安全課 <u>・人事課</u> ・環境課・全課	担当 【本庁】市民安全課 環境課 - 人事課 - 全課
 1 緊急時モニタリング班の組織及び業務 1) 緊急時モニタリング班の組織 緊急時モニタリング班については、初期の段階においてはグループを 編成しない特別チームで活動にあたる。 2) 緊急時モニタリング班の業務 緊急時モニタリング班の主な業務は、次のとおりとする。 ・気象情報の収集 1 緊急時モニタリング班の組織 緊急時モニタリング班の組織 緊急時モニタリング班の組織 緊急時モニタリング班の業務 緊急時モニタリング班の業務 、緊急時モニタリング班の業務 、緊急時モニタリング班の主な業務は、次のとおりとする。 ・気象情報の収集 		
1) 緊急時モニタリング班の組織 緊急時モニタリング班については、初期の段階においてはグループを編成しない特別チームで活動にあたる。 2) 緊急時モニタリング班の業務 緊急時モニタリング班の主な業務は、次のとおりとする。 ・気象情報の収集 1) 緊急時モニタリング班の組織 緊急時モニタリング班の業務 緊急時モニタリング班の業務 、	(昭)	(略)
緊急時モニタリング班については、初期の段階においてはグループを 編成しない特別チームで活動にあたる。 2) 緊急時モニタリング班の業務 緊急時モニタリング班の主な業務は、次のとおりとする。 ・気象情報の収集 緊急時報の収集	1 緊急時モニタリング班の組織及び業務	1 緊急時モニタリング班の組織及び業務
緊急時モニタリング班の主な業務は、次のとおりとする。 緊急時モニタリング班の主な業務は、次のとおりとする。	緊急時モニタリング班については、初期の段階においてはグループを	緊急時モニタリング班については、初期の段階においてはグループを
・気象情報の収集	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	・気象情報の収集	・気象情報の収集

第4部 原子力災害対策計画

修正後	修正前	
・緊急時モニタリングに関する情報の収集整理	・緊急時キニタリングに関する情報の収集整理	
・空間放射線量率の測定	・空間放射線量 の測定	
・環境試料の採取及び分析	・環境試料の採取及び分析	
・緊急時対応要員の被ばく管理	・緊急時対応要員の被ばく管理	
	·	

(略)

第5節 屋内退避等の防護措置の実施

市は、原子力災害が発生し、市民等に対する防護措置の実施について、国の原子力災害対策本部長の指示があった場合、あらかじめ定める基準及び実施方法に基づき、屋内退避等の必要な防護措置を実施する。

担当

【本庁】市民安全課<u>・観光交流課</u>・社会福祉課・長寿福祉課・商工課<u>・環境課・学校教育課・こども課</u>

【関係機関】自主防災組織

(略)

第2 避難の実施(社会福祉課・健康づくり課)

1 避難所

市は、必要に応じて、避難及び<u>避難退域時検査</u>等の場所を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要に応じて、管理者の同意を得て避難所等として開設する。

2 避難所の運営

市は、必要に応じて、各避難場所等の適切な運営・管理を支援する。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、安定ヨ

(略)

第5節 屋内退避等の防護措置の実施

市は、原子力災害が発生し、市民等に対する防護措置の実施について、国の原子力災害対策本部長の指示があった場合、あらかじめ定める基準及び実施方法に基づき、屋内退避等の必要な防護措置を実施する。

担当

【本庁】市民安全課<u>環境課</u>・社会福祉課・長寿福祉課・商工課・観光交流課

(略)

第2 避難の実施(社会福祉課・健康づくり課)

1 避難所

市は、必要に応じて、避難及び<u>スクリーニング</u>等の場所を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要に応じて、管理者の同意を得て避難所等として開設する。

2 避難所の運営

市は、必要に応じて、各避難場所等の適切な運営・管理を支援する。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、安定ヨ

修正後	修正前
ウ素剤の準備、 <u>避難退域時検査</u> の実施、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整える。	ウ素剤の準備、 <u>スクリーニング</u> の実施、清掃等については、避難者、市 民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整える。
(略)	(理各)
4 情報提供 市は、市民等の避難誘導に当たっては、避難や <mark>避難退域時検査</mark> の場所の 所在、災害の概要、その他の避難に資する情報の提供に努める。	4 情報提供 市は、市民等の避難誘導に当たっては、避難や <u>スクリーニング</u> の場所の 所在、災害の概要、その他の避難に資する情報の提供に努める。
(略) 6 避難の指示	(略) 6 避難の指示
市は、各種情報 <u>に</u> 基づいて必要な避難先を調整し、避難対象となる市民等に対して避難先、避難のための移動方法及び集合場所等の必要な情報を提供し、避難情報の発令を行う。	
(暗各)	(町各)
第3 要配慮者への配慮(市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課	第3 要配慮者への配慮(・社会福祉課・長寿福祉課・
• 健康づくり課 <u>・学校教育課・こども課</u>)	<u>学校教育課</u> ・健康づくり課)
(略)	(田各)
2 学校 <mark>等施設</mark> ————————————————————————————————————	2 学校

第4部 原子力災害対策計画

修正後 修正前 学校等施設の管理者は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難情 は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難情 報の発令があった場合、あらかじめ定められた計画等に基づき、生徒等を 報の発令があった場合、あらかじめ定められた計画等に基づき、生徒等を 安全に帰宅させる、または保護者に引き渡すなどの必要な措置を講じる。 安全に帰宅させる、または保護者に引き渡すなどの必要な措置を講じる。 (略) (略) 第4 飲食物、生活必需品等の供給(市民安全課・観光交流課・商 第4 飲食物、生活必需品等の供給(市民安全課 工課 工課・観光交流課) (略) (略) 第5 安定ヨウ素剤の取り扱い(健康づくり課) 第5 安定ヨウ素剤の取り扱い(健康づくり課) 1 安定ヨウ素剤の準備及び配布 1 安定ヨウ素剤の準備及び配布 市は、事故の状況に応じて、安定ヨウ素剤の服用が必要になった場 市は、事故の状況に応じて、安定ヨウ素剤の予防服用が必要になった場 合に備え、市が備蓄する安定ョウ素剤を確認し、輸送手段、小児用のシロ 合に備え、市が備蓄する安定ョウ素剤を確認し、輸送手段、小児用のシロ ップ剤の調剤に必要な薬剤師、配布の際に立ち会う医療関係者等の手配の ップ剤の調剤に必要な薬剤師、配布の際に立ち会う医療関係者等の手配の 準備を行う。 準備を行う。 2 安定ヨウ素剤の服用の指示 2 安定ヨウ素剤の服用の指示 市は、国及び県の指示・助言をもとに、安定ヨウ素剤の服用の判断 市は、国及び県の指示・助言をもとに、安定ヨウ素剤の予防服用の判断 を行う。なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき服用を指示する。 を行う。なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき服用を指示する。 (略) (略)

修正後	修正前
第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施 市は、原子力災害が発生した場合、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除について、国及び県の指導・助言に基づき実施する。 【本庁】市民安全課・農政課・環境課 ・水道施設課・学校教育課	第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施 市は、原子力災害が発生した場合、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除について、国及び県の指導・助言に基づき実施する。 [本庁] 市民安全課 ・環境課・農政課・水道施設課・学校教育課
第 1 飲食物の出荷制限、摂取制限等(市民安全課 <u>・農政課</u> ・環境 課・水道施設課・学校教育課)	第 1 飲食物の出荷制限、摂取制限等(市民安全課 ・環境 課 <u>・農政課</u> ・水道施設課・学校教育課)
(政各)	(略)
第2 放射性物質の影響の把握(市民安全課・農政課・環境課	第2 放射性物質の影響の把握(市民安全課・環境課・農
• 水道施設課 • 学校教育課)	政課・水道施設課・学校教育課)
(野各)	(略)
第9節 原子力災害医療活動 市は、必要に応じて、あらかじめ定めた緊急時における市民等の健康管理、汚染検査、除染等の原子力災害医療を実施する。	第9節 原子力災害医療活動 市は、必要に応じて、あらかじめ定めた緊急時における市民等の健康管理、汚染検査、除染等の原子力災害医療を実施する。

修正後	修正前
また、必要に応じて、 <u>避難退域時検査</u> 実施時などに住民説明等を行う。	また、必要に応じて、 <u>スクリーニング</u> 実施時などに住民説明等を行う。
(昭各)	(略)
第 10 節 情報伝達活動	第 10 節 情報伝達活動
(略)	(略)
第3 安否情報の提供等 第2部一般災害対策計画第2章災害応急対策計画第11節避難所「第6 安	
新さ前	
第4 多様な情報伝達手段の確保(市民安全課・行政管理課・秘書	第3 多様な情報伝達手段の確保(市民安全課・行政管理課・秘書
広報課)	広報課)
(田各)	(略)
第 <u>5</u> 情報伝達困難者等に対する情報伝達(市民安全課・社会福祉	第4 情報伝達困難者等に対する情報伝達(市民安全課・社会福祉
課·秘書広報課)	課・秘書広報課)
(略)	(冊各)

修正後	修正前
第 11 節 関係自治体からの避難者の受け入れ・支	第 11 節 関係自治体からの避難者の受け入れ・支
援	援
T友	T反
関係自治体が全域に及ぶ避難を要する事態が発生した場合、県の調整・決	関係自治体が全域に及ぶ避難を要する事態が発生した場合、県の調整・決
定を踏まえ、本市が受け入れ先となる場合、市として迅速な対応を行う。	定を踏まえ、本市が受け入れ先となる場合、市として迅速な対応を行う。
【本庁】市民安全課・行政管理課・観光交流課・社会福祉課・健康づくり課・商工課・ 道路河川課・建築住宅課・会計課上当実課・会計課【関係機関】(福)須賀川市社会福祉協議会	【本庁】市民安全課・行政管理課 ・社会福祉課・健 担当 康づくり課・商工課・観光交流課・道路河川課・建築住宅課 七課
(略)	(昭各)
第6 飲食物、生活必需品等の供給(<mark>観光交流課・</mark> 商工課	第6 飲食物、生活必需品等の供給 (
)	<u>流課</u>)
(略)	(旺各)
第9 自発的支援の受け入れ(<mark>観光交流課・</mark> 社会福祉課・商工課	第9 自発的支援の受け入れ (社会福祉課・商工課・
·会計課·(福)須賀川市社会福祉協議会)	観光交流課)
(略)	(略)

	<u></u>
修正後	修正前
NPO・ボランティア等の受け入れ	修正前 修正前

修正後	修正前
第4章 災害復旧・復興計画	第4章 災害復旧・復興計画
第1節 放射性物質への対応	第1節 放射性物質への対応
市は、原子力災害発生後、放射性物質への対応を実施し、早期の災害復旧・復興に向け努力する。 担当 【本庁】市民安全課・行政管理課・農政課・環境課	市は、原子力災害発生後、放射性物質への対応を実施し、早期の災害復旧・復興に向け努力する。 担当 【本庁】市民安全課・行政管理課 ・環境課・農政課
(晒)	(略)
第2 各種制限措置の解除(市民安全課 - 農政課 - 環境課	第2 各種制限措置の解除(市民安全課 環境課 - 農政
_)	課)
(理答)	(略)
第3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表(<u>行政管理課・</u>	第3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表(
環境課)	環境課 • 行政管理課)
(時各)	(略)

修正後	修正前
第3節 風評被害等対策	第3節 風評被害等対策
市は、原子力災害発生後、市内農林畜水産物等への風評被害軽減のための対策を実施する。	市は、原子力災害発生後、市内農林畜水産物等への風評被害軽減のための対策を実施する。
担当 【本庁】市民安全課 <u>・観光交流課・農政課</u> ・環境課	担当 【本庁】市民安全課 環境課 <u>- 農政課 - 観</u> 光交流課
(略)	(略)
第 2 販売促進・観光誘致活動(<mark>観光交流課・</mark> 農政課	第2 販売促進・観光誘致活動(
_)	課)
(略)	(略)

修正後 修正前

第1章 航空機事故対策計画

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった 航空事故に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が 実施する予防及び応急の各対策について定める。なお、この計画に定められ ていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

担当

【本庁】市民安全課·秘書広報課·社会福祉課·長寿福祉課 【関係機関】消防本部·消防団·警察本部·須賀川警察署·自主 防災組織·福島空港事務所·東京航空局福島空港出 張所

第1節 航空事故予防対策

(略)

第2 要配慮者対策(市民安全課<u>・社会福祉課・長寿福祉課</u>・消防

本部・消防団・警察署・自主防災組織)

市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等において要配慮者に十分配慮し、民生<u>委員</u>・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、<u>NPO・</u>ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第1章 航空機事故対策計画

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった 航空事故に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が 実施する予防及び応急の各対策について定める。なお、この計画に定められ ていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

【本庁】市民安全課

扣当

【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署」

・福島空港事務所・東京航空局福島空港出

張所

第1節 航空事故予防対策

(略)

第2 要配慮者対策(市民安全課

・消防

本部・消防団

市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等において要配慮者に十分配慮し、民生___・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、_____ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

(略)

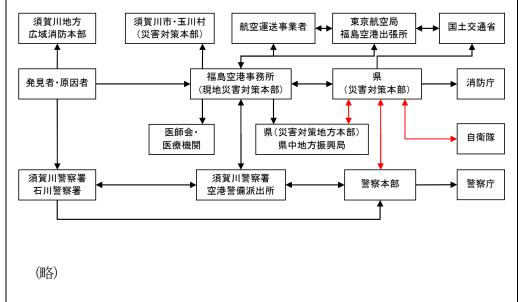
第2節 航空事故応急対策

第2 災害情報の収集伝達(市民安全課・消防本部・消防団・警察 本部)

修正後

(略)

■ 福島空港等における航空機事故の情報伝達系統



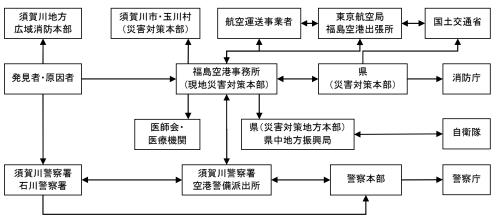
第2節 航空事故応急対策

第2 災害情報の収集伝達(市民安全課・消防本部・消防団・警察 本部)

修正前

(略)

■ 福島空港等における航空機事故の情報伝達系統



第2章 鉄道事故対策計画

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道事故に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

担当

【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・長寿福祉課・健 康づくり課

【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署<u>・自主</u> 防災組織・鉄道事業者

第1節 鉄道事故予防対策

(略)

第4 要配慮者対策(市民安全課·社会福祉課·長寿福祉課·消防本部·消防団·警察署·自主防災組織)

市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生<u>委員</u>・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、<u>NPO・</u>ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

(略)

第2章 鉄道事故対策計画

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道事故に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

担当

【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・長寿福祉課・健 康づくり課

【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署 ・鉄道事業者

第1節 鉄道事故予防対策

(略)

第4 要配慮者対策(市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防

本部•	消防団	•

市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生___・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、_____ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第3章 道路事故対策計画

大規模な自動車事故等により多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

担当

【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・健康づくり課・ 道路河川課

【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署<u>・自主</u> 防災組織・道路管理者

第1節 道路事故予防対策

(略)

第5 要配慮者対策(市民安全課·社会福祉課·長寿福祉課·消防本部·消防団·警察署·自主防災組織)

市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

(略)

第3章 道路事故対策計画

大規模な自動車事故等により多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

担当

【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・健康づくり課・ 道路河川課

【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署_ ・道路管理者

第1節 道路事故予防対策

(略)

第5 要配慮者対策(市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防

本部 •	消防団)
------	-----	---

市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生___・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、_____ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第4章 危険物等事故対策計画

危険物及び高圧ガスの漏洩・流出・火災・爆発、毒物・劇物の飛散・漏洩・流出、火薬類の火災・爆発等による多数の死傷者等が発生した場合、または発生するおそれがある場合、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

担当

【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・健康づくり課 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署<u>・自主</u> 防災組織・危険物等施設の事業者

第1節 危険物等事故予防対策

(略)

第5 要配慮者対策(市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防本部・消防団<u>・警察署・自主防災組織</u>)

市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生<u>委員</u>・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、<u>NPO・</u>ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第4章 危険物等事故対策計画

危険物及び高圧ガスの漏洩・流出・火災・爆発、毒物・劇物の飛散・漏洩・流出、火薬類の火災・爆発等による多数の死傷者等が発生した場合、または発生するおそれがある場合、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

担当

【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・健康づくり課 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署___ ・危険物等施設の事業者

第1節 危険物等事故予防対策

(略)

第5 要配慮者対策(市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防

本部・消防団

市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生___・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、_____ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第5章 大規模な火災対策計画

大規模な火事による多数の死傷者等が発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

担当

【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課・建築住宅課・都市計画課

【関係機関】消防本部・消防団・県警本部・須賀川警察署<u>・自主</u> 防災組織

第1節 大規模な火災予防対策

(略)

第5 要配慮者対策(市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防

本部・消防団・警察署・自主防災組織)

市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

(略)

第5章 大規模な火災対策計画

大規模な火事による多数の死傷者等が発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

担当

(本庁) 市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・長寿福祉課・健康づくり課・建築住宅課・都市計画課

【関係機関】消防本部・消防団・県警本部・須賀川警察署

第1節 大規模な火災予防対策

(略)

第5 要配慮者対策(市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防

卜部 •	消防団	
- 昭4	消防団	

市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生___・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、_____ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第6章 林野火災対策計画

林野火災は、火災の早期発見、迅速な初期消火が困難で水利等の不便もあるため、被害が拡大するおそれがある。また、一般火災に対する消防活動とは著しく異なり、消防活動が困難な状況となるおそれもあることから、消防関係機関は、関係機関と連携し被害の軽減に努める。

担当

【本庁】市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・長寿福祉課・健 康づくり課・農政課・道路河川課

【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署<u>・自主</u> 防災組織

第1節 林野火災予防対策

(略)

第3 災害応急対策、災害復旧への備え(市民安全課・健康づくり

課・農政課・消防本部・消防団)

(略)

第5 要配慮者対策(市民安全課·社会福祉課·長寿福祉課·消防本部·消防団·警察署·自主防災組織)

第6章 林野火災対策計画

林野火災は、火災の早期発見、迅速な初期消火が困難で水利等の不便もあるため、被害が拡大するおそれがある。また、一般火災に対する消防活動とは著しく異なり、消防活動が困難な状況となるおそれもあることから、消防関係機関は、関係機関と連携し被害の軽減に努める。

担当

(本庁) 市民安全課・秘書広報課・社会福祉課・長寿福祉課・健 康づくり課・農政課・道路河川課 【関係機関】消防本部・消防団・警察本部・須賀川警察署

第1節 林野火災予防対策

(略)

第3 災害応急対策、災害復旧への備え(市民安全課

・農政課・健康づくり課・消防本部・消防団)

(略)

第5 要配慮者対策(市民安全課・社会福祉課・長寿福祉課・消防

本部·消防団_____

第5部 事故対策計画

修正後 市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者	修正前
古及が見け、海難経済道、は然知識の並及、は然到海やについて亜和度学	
に十分配慮し、民生 <u>委員</u> ・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、 <u>NPO・</u> ボランティア団体等と連携し業	市及び県は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者 二十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事 達者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携し 工支援体制の整備に努める。